

アジア教育文化ジャーナル

第8巻 2026年3月

第15回学術研究大会基調講演報告

牧野篤

人はつねに、あらかじめ、すでに赦しあっている

——教育学徒の中国経験から人々の寛容を考える——1

新井聡

社会の変化に対応する日中高等職業教育

——日本の専門職大学と中国の職業技術大学との比較から—— 23

2025年度シンポジウム基調講演報告

朱耀垠

中国における健康高齢者介護サービス人材の需要構造、全体状況および発展動向 43

長嶺由衣子

日本の介護保険制度と人材養成・育成制度の変遷

——アジア諸国への示唆を含めて—— 58

原著論文

佐藤重人

中学生を対象とした創造性パーソナリティの日中比較研究

——多母集団同時解析を用いた創造性育成モデルの作成—— 85

陳思源

中国の大学生における修士教育に対する価値意識

——進路希望別にみる功利志向とその分化—— 106

史鵬宇

中国「労働」教科にみるレリバンス構築の特質

——初等教育における公民教育・キャリア教育の統合的カリキュラムを探る—— 128

実践報告

長久保勇太

高校生ジュニア選手の成長を支援する指導実践の報告

——RUNWAY TENNIS ACADEMY における取り組み—— 150

中日教育研究学会

Society of Chinese-Japanese Education Research

【第15回学術研究大会基調講演報告】

人はつねに、あらかじめ、すでに赦しあっている

—教育学徒の中国経験から人々の寛容を考える—

牧野 篤*

摘要：人はなぜ、国家へと内向きになり、他者との会話の回路を閉じ、寛容性を失ってしまうのか。それは、私たちが馴染んでいる近代国民国家が資本増殖のアナロジーとしての人間観、つまり「平等」で国家という「父」への同一化を通して、自己を形成する国民によって構成され、私たち自身が国家への同一化を自らに課しているからである。しかし本来、私たちはそのような自己として存在しているのだろうか。本論では、この自己のあり方を、その固有性を生み出す時間と他者とのかかわりのあり方から導きだし、国家への同一化ではなく、国家を共存と平和への装置として使いこなす個人の立ち上げの仮説的な論理構築を試みる。その仮説とは、「私たちはつねに、あらかじめ、すでに赦しあっている」である。

キーワード：「父」への同一化、既在・未在・現在、〈関係態〉

はじめに

世界は日に日に内向きになっている。こう感じるようになってはいないだろうか。私たちが日々接する報道においても、世界各国の人々が排外主義的な傾向を強めているように見える。しかもそれは、権威主義国家が排外主義的だとして、権威主義的な国家の割合が大きいことと重ね合わせて論じられることが多い。事実、2024年現在、いわゆる権威主義的な体制をとっている国は91か国に上り、自由民主主義的な体制をとっている国88か国を凌駕しており、人口比では、実に72パーセントの人々が権威主義的な国に所属しているといわれる¹⁾。

* 大正大学

しかし反面で、自由民主主義陣営の代表と目されているアメリカそのものが、強権的な政権の登場によって、権威主義的な傾向を強めており、排外主義的な意識を持つ人々と寛容な立場に立つ人々との間に亀裂が入り、国内の分断が進んでいると指摘される。

このことは、私たちが馴染んできた、というよりも、その中に生まれ、ごく自然に日常生活の前提としている近代国民国家という枠組みが、自由民主主義によって構成されているというよりは、権威主義的な体制とも親和的であることを物語っている。そして、上記のような事態に直面して、人々はどのような立ち位置を選択すべきか戸惑いつつ、いずれの立場に立つ人々も国家の枠組みへと絡め取られ、対話の回路を閉じ、他者への寛容を失い始めているように見える。

このような世界において、私たちはどのような社会を構想し得、どのような自己の在り方を選択すればよいのか。以下、このことを考えるために、筆者が中日教育研究学会 2025 年研究大会において行った基調講演の内容をとりあげつつ、新たな社会を構想し、自己の在り方を選択するための論理の構築を試みたい。それは、筆者自身の経験を交えつつ、日中そして世界の人々が互いに受け入れあい、認めあうとはどういうことなのか、このことを仮説的に提示することでもある。その仮説とは、私たちはつねに、あらかじめ、すでに赦しあっている、ということである。

1. 資本制社会：「平等」への競争

近代国民国家が世界システムとして形成されたのは、いまから約 380 年前のウェストファリア条約(1648 年)を契機にして、主権国家による世界体制つまり国家の自立性を認めあい、相互の国内事情に干渉しない国際関係が構築され、国内的には国家を超える社会集団を認めない体制がつくられたことによる。その国家とは、国家アイデンティティを持った国民によって構成され、国民をひとまとまりの構成員として統合する、フィクションとしての政治体制のことである。

この国家においては、「平等」が人々の関心事となるが、それがまた人々の社会への、そしてその社会を基盤とする国家への埋没を導くこととなる。トクヴィルがいうように、「境遇がより平等になり、人間一人一人が他のすべての人と似通ったものとなり、誰もが力を弱め、一層ちっぽけになるにつれ、人は市民を思い浮かべず、ただ人民だけを考察することになれてしまう²⁾」のであり、「平等は人を

同胞市民の一人一人から独立させるが、その同じ平等が人間を孤立させ、最大多数の力に対して無防備にする³⁾」のである。

しかも、この「平等」への競争は、「欲するだけの平等にはついに到達し得まい。それは日ごとに目の前を遠ざかり、しかし決して視界の外に消えず、後退しながら、さらに人を引きつけて、後を追わせる⁴⁾」のである。

このありようは、資本制社会の姿と重なりあう。この社会では、「平等」が前提となることで「平等」が目的化し、「平等」への欲望が「無限の完成可能性」として競争をあおり立て、その欲望を駆動力として資本が増殖運動を永遠化していく。そこでは個人は一人ひとり固有の存在ではなく、抽象概念としての均質な個体、つまり人間一般であり、ある種の全体すなわち「国民」である。

ここに、社会技術としての近代社会科学が成立する。それは、個人を抽象的な個体つまりマスである「国民」として扱い、その均質な個体が構成する社会を対象として、管理と保護によって、社会の増殖、つまり身体の再生産=生殖と労働力の再生産=扶養を、性的欲望の装置=家族を通して接合し、拡大再生産へと導くものとして作動する⁵⁾。フーコーがいうように、性的欲望の装置は「外部では、医師、教育者、後には精神病医に支えを見出だし、内部では、婚姻の関係を裏打ち」しているのである⁶⁾。

こうして、フロイトのいうような自我形成と資本増殖、さらには社会の増殖とのアナロジーの重なりが生まれる。フロイトはいう。「父親と……同一化することと、父親を対象として選択することとの違いは、……前者においては、父親は、人がそうありたい存在であり、後者では、人がそれをもちたい存在なのだ⁷⁾」。この社会では、自立とは「父親」への同一化を通して、権威者へと同一化することであり、国家へと自己を同一化すること、つまり「国民」としてのアイデンティティを確立することである。

このような社会に定礎される国家は、つねに増殖つまり拡張し続けざるを得ない。しかもそれは、資本の自己増殖という運動に駆動される国家であるため、国家そのものの拡張つまり対外的な戦争、そして国内的な競争の激化による階層分化・格差の拡大、剰余価値生産の昂進による搾取の激化と労働者の窮乏化、それが引き起こす階級対立・革命運動、さらに経済の周期的な恐慌(いわゆる「命がけの飛躍」[マルクス]の失敗)による「国民」の貧困化・窮乏化と生活破綻などの危

機を招かざるを得ない。

2. 国家という「父」：同一化の対象としての権威

この近代国民国家の枠組みが東アジア諸国に押しつけられたのが、西欧列強の拡張主義によって、重商主義時代以降とくに 19 世紀半ばに繰り広げられた植民地争奪戦によってであり、それは社会の増殖運動がもたらす国内的な危機を対外的な侵出によって弥縫しつつ、国内の権威主義的な体制を強化する施策であった。アジア諸国にとっては、国民国家の持つ自由民主主義という価値は、権威主義的な圧力がかけられ、受け入れを強要された、つまり植民地化を通してもたらされた価値であり、国民国家とはその具現態としての体制であったといえる。

このことは、いいかえれば、自由民主主義と権威主義とは、既述のトクヴィルのいう意味での「平等」への競争によって「人民」へと自己を同一化させて、多数の中に埋没する個人やフロイトのいう「父」つまり権威主義への同一化によって自己と国家を同値する個人の在り方と重なりつつ、ともに人々の国家という権威への同一化の表裏を語っているに過ぎないということ、さらにいえば、自由民主主義とは自発的な同一化が促される体制、権威主義とは同一化を強要される体制に過ぎず、そこでは個人は国家という権威への同一化を果たすことによって、自己を国家と同値し、つねに国家へと閉じる傾向を持つことを意味している。そして、この国家という「父」への同一化は、その国家が家族という性的欲望の装置をもって、国民を管理しようとすることによって、各個人の日常生活の処世術と重なりつつ、その価値観を「平等」へと収斂させることとなる。

この「平等」であるがゆえに「平等」を求めて競争する、「平等」への「自由」の欲望を組織した社会が近代資本制社会であり、それは個人の間の競争が自己抑圧として作用する社会でもある。その時、個人はいわゆる抽象的人間つまり個体であり、集団的概念としての国民すなわち人口であることによって、常に他者と比較可能であり、かつ交換可能な存在として措かれ、しかもそれがフーコーのいう「性的欲望」の抑圧装置である家族を通して再生産され、増殖することとなる。

この過程に社会科学とくに教育学が深くかかわっている。それは、「父」への同一化を果たそうとする「平等」で「均質」な自己である近代的自我を持った国民を育成することを目的とした国家の学問であり、その人間観は単一方向に流れる単線型の時間に沿って発達する存在、すなわち「父」への自発的同一化を促され

る「主体」である。

3. リニア時間：資本増殖のアナロジーとしての自我形成

自我とは何かを時間の生成とのかかわりにおいて問うた大森荘蔵は、私たちそれぞれが日常生活を送る上で持つ時間感覚を「原生時間」と呼び、さらに私たちが日頃「時間」と呼んでいる時計で計測できる普遍的な時間を「リニア時間」（線型時間、つまり過去から現在、未来へと一直線に連続する時間）と呼ぶ⁸⁾。

なぜ「原生時間」がリニア時間へと「変造⁹⁾」されることとなったのか。大森は、それは原生時間が連続的だからだという。この連続的であることを、大森は「原生的（時間）秩序」と呼び¹⁰⁾、この原生的時間順序がリニア時間の「点時刻の前後と同時[という今—引用者]」に読み換えられてしまうことの要因に、いわば「主体」による知覚を措こうとする。大森はいう。「原生概念の中に点時刻概念の原型を探索してゆくとき、われわれの世界概念の始原に遭遇する。その遭遇する地点は世界という概念と自我の概念が一对の組となって発生する地点である。¹¹⁾」

この地点において、「世界」、「自我」、「今」という三つの基本概念がひと揃えになって発生する場所」が「今という瞬間」として導かれ¹²⁾、その前後が連続しているととらえられることで、「今」を規準に、過去と未来が生み出され、それが連続ととらえられ、リニア時間となるという¹³⁾。その「今という瞬間」に在ると感受される自己が「主体」なのだというのである。

この「主体」とは、近代資本制社会において形成される社会科学によって産出された人間観、つまり普遍的な個体のあり方であり、リニア時間も、個体であるすべての人々に適用される普遍的な、つまり均質でどの一点の点時刻を取っても同じである時間の流れなのである。大森はいう。「われわれはリニア時間の中で生きてきたので、それがいわば人間の生得の時間であるように感じている。¹⁴⁾」

この時間観念はまた、世界のあらゆる存在の固有の価値を価値一般へと還元して、それを量化することで均質な時空間、つまり無内容な時空間へと組み換えてしまう近代資本制社会における時間観念であり、さらに人間を資本増殖のアナロジーとして語る、つまり人間の成長・発達を一方向に流れるリニア時間の軸における量的な拡大としてとらえる人間観¹⁵⁾と重なっているものである。その上、それは、近代社会におけるアイデンティティの一貫性という特徴と相通じている。

「認識主観」と呼ばれる心理動作の主体はわれわれが熟知するあの動作主体としての「私」と同一でありその「私」に他ならない、と結論できる¹⁶⁾」のである。

教育学はこのような近代資本制社会の主体形成の学問として、「父」への同一化を促しつつ、人を国民化し、主体化する操作主義的な科学として成立し、その枠組みの中では、人は資本増殖のアナロジーとして発達する自我を持った主体的な存在であることとなる。この自我を持った個体を扱いつつ、その過去からの形成の在り方を問うのが心理学であり、それはこのリニア時間の概念を用いつつ、過去を参照する再帰的な自己統合の論理を採用することとなる。

4. 再帰的自己参照の不寛容：ナラティブ・アプローチのアポリア

この再帰的自己参照による自己認識の在り方は、心理学などで採用されている手法としてのナラティブ・アプローチと深くかかわっている¹⁷⁾。ナラティブ・アプローチでは一般的に、語り手と聞き手とが截然と分けられ、聞き手が語り手を対象化し、いわば観察するかのような立場にある、つまり聞き手が主導しつつ、聞き手が語り手の語りを構成する形式をとっているが、それは語り手に再帰的自己であることを強要する、または聞き手が語り手の中にその自己を見出そうとすることと同じである。それゆえに、このような自己は、即自的な閉じられた存在として、孤立することとなる。

この再帰的な自己参照が一貫した自己の同一性の根拠であり、その自己である個人が構成する共同体は、閉じられたものでありつつ、普遍性を成員に強要する、つまり再帰的自己参照による自己の同一性の確保とアイデンティティの統合を導くこととなる。

しかも、このアプローチは自己表出として「過去」を語ることを語り手に強要するように、私たちが自己を語ることにおける時間のありよう、すなわち自己の時間性を問うこと、つまり自己意識がどのような時間制、すなわち自己に課した時間の在り方においてもたらされているのかという課題と結びついている。

私たちが自らの経験を語るそのとき、そこに訪れているのは、たとえば再帰的な自己言及である。語られるのは経験という過去の出来事であり、経験を肯定し、反省し、悔い、また教訓とする、そのいずれをも問わず、私たちが言葉で「過去」を自ら語る時、それは、現在の私が「過去」を語り、その過去の経験を語ることつまり過去の経験を〈いま・ここ〉で経験し、言語化することで、現在の私を意

識するという、再帰的な自己認識へと入らざるを得ず、それは現在の言葉が言及できる限りにおいて、「過去」を現在において言及し、つまり「過去」の経験の経験を言語化し、その言語化された過去の経験の経験から現在を言及し返すという、閉塞した、自己肯定さらには自己同定でしかあり得ない。それは、つまり、現在において評価された過去の経験によって現在を肯定し返すという、予め規定された閉じられた自己参照でしかない。そして、その経験とは事実ではなく、言語によって意識化された自己そのものである。

この議論はそのまま、再帰的に自己の統合を図ることで自我の一貫性を保とうとする近代資本制社会の人間観と通底している。私たちはつねに現在起点の過去の経験を過去の事実として語ることはできず、過去は現在にとっての必然とならざるを得ず、時間はリニア時間とならざるを得ないのである。

この閉塞した自己参照に陥った自己認識は、他者への寛容を自らのものとすることはできない。自分の現在を肯定すべき単一の過去へのまなざし、すなわち歴史観を他者に強要することで、自らの存在を担保しようとする情念を抱くことができるのみである。それはまた、過去に呪縛され続けること、そしてその呪縛されている現在の自分を他者によって肯定され続けることを求めることしかできないことを示している。他者の持つ自己のものとは異なる歴史観を認めることはできず、硬直した、単一の歴史観にもとづいて、自らの存在を肯定することを他者に求めることができるのみなのである。

5. 社会契約の根拠を問う

このことは、近代資本制社会の人間観に支配される国家においては、それが自由民主主義的な体制をとっているとか権威主義的な体制をとっているとかにかかわらず、そこで国民として育成される人々の歴史観は、その国家の単一の歴史観と深く切り結んで形成され、それ以外の歴史観を容認することが困難になること、むしろ近代国民国家とはこのような歴史観の物語によって構成され、それを国民である人々が受け入れ、つまり同一化し、そこに自己認識すなわち自我の根拠を措くことで形成される国家であることを示している。

この国家はまた、「平等」な国民が他者との比較の中で、より「平等」であることを求めて競争する、「父」への同一化を求めて一つの価値観へと収斂する国家であり、この枠組みにおいては、人々は国家を規準の枠組みとして自己と他者を分

け、排外主義的な傾向を強めるだけでなく、同じ国内においても、国家つまり権威的な「父」への同一化の度合いによって、自他を分け、自己を他者に対して優位に措こうとする傾向を強めることで、対立し、孤立の度合いを深めていくこととなる。これが、世界が内向きになっているように見えることの理由である。

しかし私たちは本当に、このような国家という「父」への同一化を深め、他者に対して不寛容な存在として、日々、生活しているのであるか。私たちは、そのような国民である以前に、ひとりの人として、いわば国家をつくり、他者とともに生きようとする存在であることで、国家を超えた存在として、他者とともにあろうと受け入れあって生きているのではないのか。いいかえれば、国家という「父」に同一化する以前に、私たちは存在していなかったのか、なぜ国家という枠組みをつくり、そこで生きようとしているのか、このことが改めて問われる必要があるのではないだろうか。それはさらにいえば、私たちは自己の中に他者を認め、他者の中に自己を認めることで、社会をつくり、それを安定的に運用するために国家という枠組みをつくりだしたのではないか、そのための基盤とは一体どういうものであるのか、を問う必要があるのではないかということである。それはまた、社会契約のあり方をどう受け止めるのかという議論と結びついている。

6. 〈関係態〉としての個人：社会契約とは何か

このことは、社会契約のあり方を、ホッブズやロックのように超越権力と個体である個人との個別契約の統合されたものとしてとらえるのか、それともルソーのように個人間相互のむすびつきを生み出す一般意志による、いわば共通善の実現のために結ばれた、そうせざるを得ないものとしての契約ととらえるのかの違いが迫り出してきていることでもあるといっていよい。

前者は、自然状態を万人の万人に対する闘争状態と見なし、それぞれの所有権の保全のために、超越権力を措き、その権力との個別の契約を結ぶことで、個体は超越権力との間で抑圧＝保全の関係を形成する、つまり超越権力による保護と抑圧の分配を受けることとなるという考え方である。それを敷衍すれば、公権力にサービスの分配を要求する権利を人民が持つこととなる。

それに対して後者は、自然状態を個人が他者に関心をもたず自足している状態だと見做し、万人が相互にいがみあうのは社会を形成して、相互に比較し、序列化によって嫉妬が生まれることによるととらえ、しかしその嫉妬が生まれるのは、

人々が相互に他者と対等であると自己を見做しつつ、比較するからであり、そのあり方の中に、他者への関心が密やかに滑り込んでいて、それが他者への憐憫の情、つまり私たちが他者の悲しみや苦しみを我が身に引き寄せてとらえることができる力をもっていることを見出すことができ、一般意志の成立が可能となると見ている。社会契約とは、このように人々が相互に見ず知らずであっても、この一般意志によって他者の悲しみや苦しみを我が事とすること、つまり社会を我が事とする自己を生み出すことで、人々が相互にその所有の自由を保全しあうこととなることをいう。

これを人間の自己認識のあり方としてとらえると、前者は対他性なき対自性または即自性、後者は対他的対自性と呼ぶべきものだといえる。

これをルソーは次のように述べている。「或る種の状況において、人間の自尊心のはげしさをやわらげ、あるいはこの自尊心の発生以前では自己保存の欲求をやわらげるために、人間に与えられた原理……、それによって人間は同胞の苦しむのを見ることを嫌う生得の感情から、自己の幸福に対する熱情を緩和する。……筆者は憐れみの情のことをいっている¹⁸⁾」。「あわれみが一つの自然的感情であることは確実であり、それは各個人における自己愛の活動を調整し、種全体の相互保存に協力する。¹⁹⁾」

この「憐れみの情」「あわれみ」が、ルソーのいう社会契約の基盤である一般意志の根拠となるが、その一般意志が人々を結びつけることで新たな社会、つまり主権者によって構成される政治体である国家がつくられることになり、そこでは人々は即自性を脱して、対他的対自性を獲得することになる、ルソーは、こういっているのだといえる。いいかえれば、一般意志とは対他性なき対自性つまり即自性を抜けだして、対他性にもとづく対自性を獲得している集合的存在としての人間が持つ性質であることになる。

一般意志とは、この意味で人が他者に対して「憐れみの情」や「あわれみ」を抱くことができる、つまり他者の悲しみや苦しみを我が事として引き受けることができる、すなわち compassion をその存在の基本としていること、そして人が社会を構成しているのは、この compassion を基盤として、それぞれが他者を我が事としている、つまり他者の生を自らの生として生き、かつ自らの生に他者の生が息づいていることを見出す、そういういわば「社会我²⁰⁾」とでも呼ぶべき存

在のあり方を獲得しているということを意味している。それはまた、共生という観念についても、ともに生きるだけでなく、むしろより大きな生を共にしている、自己が大きな生命の一部でありながら、自己の生をより大きな生命が生きているという感覚を共にしつつ、社会を構成している集合的存在としての自己、つまりいわば〈関係態〉としての存在の在り方を、社会を構成することを通して実現しているのだということでもある。

自然権である所有権を争う分配の社会ではなく、むしろ自然法としての所有を、生を共にするという〈関係態〉としての人間のあり方として、相互に保障しあう政治体つまり国家のあり方が、ここにとらえられるのであり、しかもそれは人々が具体的な自らの生をともにする日常生活の場において、より実感をともなうとらえられることとなる。

7. 筆者の中国留学経験から：自己の固有性を立ち上げる

この〈関係態〉としての個人の在り方を、近代国民国家において国家という大きな「父」への同一化を果たした個人が、相互に「平等」への競争を繰り広げることで、排外主義的になり、かつ孤立して、さらに自己防衛的に内向化してしまうことを、国家という枠組みを措きながら、回避しつつ、新たな相互理解と受容のあり方へとどう組み換えることができるのか、という本論の課題へと結びつつ、とらえるために、筆者の留学時代の経験をお話ししたい。

すでに40年前の話になるが、筆者は1985年から87年まで中国の南京大学大学院に留学した。筆者の指導教員は、外国人に中国語を教える専門家であった南京大学教授のX先生と筆者が研究対象としていた中国の教育家の教え子であった、X先生の夫で南京師範大学教授のS先生であった。留学して後、知ったことだが、筆者を受け入れるにあたって、お二人の間でかなりの議論があったという。

X先生は受け入れに積極的であり、S先生は受け入れに反対であった。理由はどちらも、筆者が日本人であったからである。

このことはお二人の生い立ちにかかわりがある。X先生は、中華民国国民党政府の官僚の娘で、日本軍の中国侵略当時、南京に住んでいて、ミッション系の学校に通っていた。日本軍が首都南京を攻め落とした当時、このミッション系女学校の生徒だった。「日本軍が南京に入城したとき、市民はみんな日の丸を振って歓迎したのよ」と驚くようなことを平気でいう先生だった。どうして、と怪訝そう

な顔をする筆者に、「だって、その時の首都防衛軍の国民党軍はめちゃくちゃな軍隊で、略奪から強姦、いわれのない殺人、とやりたい放題だったの。それで、規律正しいと宣伝されていた日本軍がやってくることで、南京の秩序が回復して、みんなの生活が安定すると思ったのよ。これが民衆というものよ。でもね、その後、日本軍は国民党軍みたいだったの。それで、民衆は反発して、それに対して、大虐殺事件が起こった。これが南京大虐殺。これで一気に日本軍は民心を失った。」と話してくれた。

では、なぜ、X先生は筆者が日本人だからという理由で、受け入れようとしてくれたのか。それは、日本占領下の彼女の経験による。日本の占領によって、アメリカ系ミッションスクールも日本に接收され、日本人の宣教師を中心とした日本人教師が教鞭を執ったという。この教師たちは子ども思いで、X先生にも思い出深い記憶を残してくれている。X先生ご自身も、片言の日本語が使える。

ある深夜、X先生の弟が急病になり、高熱に身体を引きつらせた。ご両親は心配して、中国人の経営する病院に連れて行っていたが、どこも深夜ということで診察を拒否された。途方に暮れたX先生は、ふと思いついて、自分の学校の担任の先生のところに駆け込んで事情を話した。すると、担任はそれは大変だといって、自宅まで駆けつけてくれて、弟を背負って、日本人の経営する病院に担ぎ込んだ。すぐに医師と看護婦が出てきて、診察、手術が必要だとのことで、明け方に手術が始まり、成功。弟は一命を取り留めた。X先生は、この日本人の教師と、日本人医師、看護婦の、国籍を問わない、どんな人間でも弱い者、困っている者、病に苦しんでいる者には分け隔てなく接するという態度に、打ちのめされたという。

X先生も、日本軍の暴行を目にしている。しかし、この弟を救ってくれた日本人の姿も目に焼き付いていて、筆者が留学した当時、すでに50年近く経っているのにもかかわらず、鮮明に思い出することができるという。「だから、私は戦争を憎んでいるし、その戦争を起こした指導者を憎んでいる。でも、日本人を憎む理由は何もない。中国人もたくさん殺されて、ひどく苦しんだけど、日本人もたくさん死んで、ひどく苦しんだ。南京で国民党軍と同じように振る舞わなければならなかった日本兵たちだって、普通の日本人でしょ。それがあんなになっちゃうのは、きちんと補給がなかったからよ。中国人であろうが、日本人であろうが、戦争なんて嫌だったはず。そんななかで、日本のお医者さんたちは中国人の

私の弟を助けてくれた。だから、私は、あなたを受け入れようと思った。恩返しとかそんなことではない。普通の中国人として、中国に留学したいという日本人がいることをうれしく思うからなの。」

S先生はどうであろうか。実は、S先生は筆者が研究対象としていた教育家が設けた戦争孤児学校の生徒で、その後、共産党軍に拾われて、各地を転戦して、日本の敗戦と中華人民共和国の成立を軍隊のなかで迎えている。S先生が孤児学校にあずけられていたのは、彼の両親が日本兵に殺されているからである。だから、S先生は、X先生がどう説得しようと、日本人を許したくないし、自分のところに、いくら自分の恩師のことを研究したいからといっても、日本人留学生が来ることなど、受け入れられるはずもなかった。

それで、筆者が留学希望を伝えて後、お二人の間で、かなり厳しい議論や時には口論までもがあったという。

結果的に、X先生が牧野は南京大学に留学する学生なのだから、私の責任で受け入れると宣言して、筆者を受け入れてくださった。しかし、留学した当初、S先生はかたくなで、筆者はどうしてよいかわからない日々が続いた。

そうこうしているうちに、お二人の周囲の人々とも顔見知りになるにつれて、お二人のことがよくわかるようになってきた。そして、次のような事実を知ったとき、ショックに近い驚きを覚えたことを今でもはっきりと覚えている。

文化大革命で、紅衛兵が知識人批判を繰り広げていたとき、ご夫妻にも批判の矢が飛んできた。X先生は日本統治下の南京で生活しており、しかも国民党の官僚の娘であったため、とくに風当たりが強かった。それでも、X先生は抗日戦争直後（つまり新中国成立以前）に中国共産党に入党した古参幹部であり、直接批判するのは無理と思われた。しかも、夫であるS先生は身分的には貧農の出身で、両親を日本兵に殺されており、さらに戦前から革命軍に参加していた老幹部でもあったため、お二人を批判することは困難であった。そこで、紅衛兵が求めたのは、X先生が暮らした南京で日本軍がいかに残虐であったか、日本人がいかに中国人を虐げていたかを語らせると共に、自分はその日本人の学校で教育を受けました、恥ずかしいことだと思います、と自己批判することであった。そうすれば、罪を悔い改めた者として、免罪してやるといわれたのだった。

しかし、ご夫妻がとった行動は、紅衛兵の要求とはまったく逆のものだった。

日本人を批判することを拒否したのだ。その理由は、国民党軍もひどかったし、日本軍もひどいことをしたが、中国人が助けてくれなかった弟を、日本人が助けてくれた。これは、日本人が悪人で、中国人が善人だとか、自分たちだけが被害者だということではない。戦争を引き起こした日本の指導者を批判するのはよいが、日本人を批判することはできない、というものであった。

X先生がこういって、S先生も同調して、さらに紅衛兵たちにこういい放ったのだという。「君たちこそ、革命ごっこをやっていい気になっているが、命を賭けて戦った戦争で、国に勝ち負けはあっても、民衆に勝ち負けはない。日本人を悪くいうことで一体何が得られるのか。いい加減にお遊びはやめなさい。」

この結果、どうなったか。お二人は革命を妨害した資本主義のスパイという罪を着せられて、貧困地帯に、別々に送り込まれ、そこで、10年間監視つきの重労働に従事させられることになったという。その間、3人いた子どもたちは、南京の自宅に軟禁状態であった。

この話を聴いて、筆者にはわけがわからなくなった。X先生は、日本人を形だけでも批判して、自分も悔い改めていますといいさえすれば、それで無罪放免だったはずなのに、なぜ命の危険を冒してまで、日本人を批判することを拒否したのか。S先生は、日本人を憎んでいるはずで、なのに、どうして日本人を批判しなかったのか。

この話を人から耳にして後、随分経ってから、S先生にこのように質問したことがある。すると、次のような答が返ってきた。

「私はお前が憎いわけではないのだよ。日本人が憎いわけではないのだ。でも、どうしても、両親を殺された、そして自分も苦しい目にあったという気持ちを整理できないままだった。Xがいうこともよくわかる。でも、私には私の事情がある。私は自分の気持ちを整理できないままお前を受け入れることは、できないと感じていた。でも、Xはだからこそ受け入れるべきだといって譲らない。」

「紅衛兵のいっていることはまったくめっちゃくちゃだった。戦争だったのだよ。戦争は、民衆が戦ったが、それは民衆の意思ではなかった。勝った負けたというのは、国と国との間の話だ。民衆はみんな犠牲者なのだよ。人を殺してうれしい者がいるかい。親を殺されてうれしい者がいるかい。だから、私は戦争を体験していない若造が、軽々に戦争の話をして、死んだ人々の魂を愚弄するようなこと

は許せなかった。それだけの話だ。日本人をかばおうとしたわけではない。しかし、日本人を罵ろうと思ったわけでもない。そういうことだ。」

そして、2年間お世話になって帰国しようとする頃、S先生はこういつてくれた。「牧野、お前を受け入れてよかったよ。」

うれしかった。筆者にはこの一言で十分だった。

8. 自己との〈あいだ〉が生む時間性：自己の固有性を問う

S先生は何を語ったのか。精神病理学者・木村敏の議論を援用する。木村は精神病者をその時間制（いわゆる時間ではなく、それぞれが持っている自己に課した時間のあり方）において分析することで、ポスト・フェストゥムとアンテ・フェストゥムという概念を提示する²¹⁾。

ポスト・フェストゥムとは、「祭りのあと」または「あとの祭り」という感覚、つまりやっちゃった感に囚われてしまって、取り返しのつかない自分を抱えて、その自己に没入している、完了態を生きようとする「うつ病者」の状態である²²⁾。また、アンテ・フェストゥムとは、「祭のまえ」または「前夜祭的²³⁾」、つまりいまだやってこないのに、何かがやってきてしまっているという、時間先取的になり、落ち着かない自分を抱えて、自我統合が困難になっている「分裂病者」の状態をいう²⁴⁾。大森のいう「原生時間」を借りていえば、木村のいう精神病理を抱えた患者は、リニア時間が生んだ病理に苛まれる存在でありながら、そのリニア時間から自己の原生時間が浸み出ることで、それぞれの病理を生きる自我を立ち上げようとしているのだといえそうである。

これを、木村は「自己自身との内的差異」としての自己」であるといい、その内的差異とは「自己と自己とのあいだ」であるとして²⁵⁾、その〈あいだ〉を時間ととらえようとする²⁶⁾。木村は続ける。「人間存在の本質は、現在の時点における対他者・対世界関係につきるものでは決してない。人間が人間であるということ、自己が自己自身でありうるということは、人間が歴史的存在であり、自己が時間的存在であることを根拠にしてはじめて可能になる。²⁷⁾」

木村がいう自己とは、時間つまり既に在る（「あってきた」）自己（既在）と未だ在らざる（「ある」ことを課せられた）自己（未在）との〈あいだ〉にあるもの（現れて在らしめられる）自己（現在）であり、アンテ・フェストゥムとは、既在が未在を現在へと召喚するに至らず、未在の到来の困難性に囚われとなった自

己であり、ポスト・フェストゥムとは、未在が既在を召喚できず、むしろ未在までもが意識化された既在つまり過去形の過去に浸食されて、過去に囚われとなってしまう自己を示している²⁸⁾。

9. 時間：自他を分かち固有性

木村はハイデガーの議論を参照しつつ、自己に関する精神病理学の現象学的議論を展開するが、その基本的観点は、ハイデガーのいう「現存在」、つまり世界に被投、すなわち投げ込まれてある私たち自身の存在のありようである。木村はハイデガーを引いて、次のように述べている。「現存在がそもそもこの世に存在するのは、けっして現存在自身の手によってもたらされたことではない。²⁹⁾」

木村のいう精神病者は、世界に投げ込まれている現存在が、それがゆえに本来であれば、世界と自己との間に違和感を感じ、他者を定立することで、他者と自己を同時に生成しつつ、それを対他的対自の関係へと組み換えることで、自己を認識して自我を持つという「自己実現」の姿が失われている事態、すなわち自己との〈あいだ〉が失われ、對他性を通した対自性へと自己を生成することができなくなっている個体の時間的なありようを示しているものだといえる。このことはいいかえれば、既在が未在に呼びかけたまま、未在が既在を召還しないで、未決状態にぶら下げられているか、既在が未在に呼びかけることで、既在が未在を支配してしまって、既在へと展開しない閉塞感に囚われている、それぞれの自己の在りようだともいえる。

このことはまた、時間が〈あいだ〉によって生み出されるもの、つまり個別化の原理としての自己が自己自身との内的差異としての自己であるように、自己との〈あいだ〉が、未来への先駆つまり未だ在らざる自己（未在）と完了態の自己つまり既に在ってきた自己（既在）とを一对として立ち上げている「現れて在る」現在でもあること、いいかえれば、未だ在らざる未来への先駆である未在が既に在ってきた完了態の既在を召還して現れて在る状態、すなわち〈あいだ〉つまり自己であること、そして時間とは自己つまり〈あいだ〉、すなわち在ることを課せられた自己が、在ってきた自己を召還して、自己として現れて在る場所であることを意味している。時間とは、自己を他者と分かち絶対的な固有性なのである。

10. 過去の経験をいま経験し、語る：既在・未在・現在

そしてそうであれば、この自己において、次のような時間の在り方が課題化さ

れてくることとなる。木村はいう。「回想……が時間の自然な順序を反転する。結末を発端の中に読み、発端を結末の中に読むことによって、われわれは時間そのものを逆に読むことができる。こうしてプロットが人間の行為を、時間の中だけでなく記憶……の中にも位置づける。発端から結末へと流れる時間とは逆向きの、もう一つの時間の順序に従って、記憶が出来事の流れを反復する。³⁰⁾」

ここにおいて、時間は大森のいう意味でのリニア時間ではなくなり、行為は因果の帰納的な流れから演繹的な流れへと反転し、かつ記憶が出来事を反復することとなる。ここではすでに出来事は、大森がいうような「かつて」の知覚・行動の現在経験³¹⁾」となっている。これを木村は次のようにいう。「過去の出来事が現在反芻され反復されるとすれば、それはすでに現在の出来事であって過去ではない。³²⁾」それは、現在という自己に起きている出来事である。そこでは出来事は、過去として知覚されつつ、過去の知覚が反芻され、反復される、つまり過去の知覚が知覚されることとして、自己に固有の時間性をもたらしている。

それゆえに、木村は次のように続ける。「記憶は過去から現在に伸びてきているのではなく、現在そのものの「直下」にあって、現在を歴史的現在として——そしてそれと等根源的に過去を歴史的過去として、さらには未来を歴史的未來として——構成している根拠だ……。」「人生をひとつの(刻々に書き換えられる)物語と見るならば、この意味での記憶は……物語のプロットにあたるだろう。」

「プロットは、物語の根底にあって、そこに生起するすべての出来事をその物語の必然的なエピソードとしてまとめあげ、物語に単一性と個別性を与える「コンフィギュレーション」の担い手となる。³³⁾」

つまり、記憶とは、現在において、未だ在らざる自己が事後的に既に在ってきた自己を必然として意味づける、つまり未だ在らざる自己が既に在ってきた自己を召還して現れて在らしめる自己に固有の営み、つまりプロットであることとなる。そしてこのプロットが、自己の自己性すなわち物語の設定(コンフィギュレーション)を与えることで、物語は固有の時間性を生きることとなる。過去を語るとは、現在において過去の経験を語っている自己を語っているのであって、過去そのものを語ることは不可能なのである。

つまり、自己とは、世界に被投であり、そこに他者つまり絶対的他者を見いだすことによって、同時に自己を生成する、その「既に在ってきた」自己の呼びか

けに応じて「未だ在らざる」自己が「既に在ってきた」自己を召還する、すなわち「生の歴史／物語」を産出することで、現在の自己を立ち上げるその場所であり、それはまたつねに現在の自己そのものが「未だ在らざる」自己と「既に在ってきた」自己を生み出して、〈あいだ〉を生成し続けることで、新たな「未だ在らざる」自己と「既に在ってきた」自己を潜勢的に作りだし続けて、つねに、すでに、そしてそのつど、つまり現在においてそれを現勢的に意味づけ、価値づけて、自己として立ち上げる、すなわち個別化の原理としての固有の自己が生成される、そういう時間性が生まれる場所でもあるのである。

この自己との〈あいだ〉が自己であることによって、その「既に在ってきた」ことと「未だ在らざる」ことが時間を生み出し、過去と未来とを〈あいだ〉において生成することとなる、つまり自己が時間の場となるのである。時間とは自己に固有の存在の在り方なのだとはいえる。

11. 〈いまだ〉なる〈あらかじめ〉

このように見ていくと、自己という存在の様態は、すでに、つねに、そのつど、〈いま・ここ〉において既在（〈あらかじめ〉）が呼びかけた未在（〈いまだ〉なる〈あらかじめ〉）によって召還される既在（〈あらかじめ〉なる〈いまだ〉）が〈いま・ここ〉に現れて在らしめられる、つまり現在化するものとしてあり、それは、自己の他者としての、つまり「差異」としての自己を生み出し、認識することで自己が生まれ出ることであることとなる。そこでは、いわば〈わたしたち〉が生み出されるのであり、〈わたしたち〉を生きる〈わたし〉が構成され、かつ〈わたし〉を生きる〈わたしたち〉が生み出され、〈わたし〉は、世界つまり他者を組み込んだ〈わたしたち〉である〈わたし〉である〈わたしたち〉として生成され続ける現存在の在り方であることになる。〈わたし〉という自己は、既在に呼びかけられた未在によって既在が〈いま・ここ〉において召還されて現在となるその在り方であり、かつ世界に被投で在り、自己の固有性を生成する、既在・未在・現在が時空間を構成するその〈関係〉の在り方、すなわち〈関係態〉としてある〈わたしたち〉なのだとはいえる。

自己とはつまり、未在と既在が共振しつつ現在として現れて在る時空間の在り方、すなわち〈関係態〉なのである。

ここまでの議論をもとに、本論の課題を考えれば、私たちという存在の内部に

あるのは、自己の存在論的差異、つまり〈いまだ〉なる〈あらかじめ〉、すなわち
既在が呼びかけ、既在を召還することで現在化しようとする未在であることとな
る。それはまた、普遍の生が生きる場でありつつ、それを除くことで立ち現れる
個別の生であり、木村敏の言葉を借りれば、have been myself でありつつ、have
to be myself として意識化される自己の存在様態であり³⁴⁾、意識化される以前の
〈わたし〉であることとなる。私は〈あらかじめ〉、そして〈すでに〉、そのつど、
〈つねに〉に、〈わたし〉であるのである。

おわりに

S 先生は、一体何を語ろうとしていたのか。X 先生は一体何を語ったのか。筆
者は、最後の一言で、次のように感じた。S 先生は X 先生を選び、日本兵に殺さ
れたご両親の魂を、自分が整理をつけないままにして放置しておくのではなく、
きちんと自分の過去に位置づけることができたのだと。

それは、S 先生の次のような自己認識に結びついている。S 先生は、日本兵に殺
されたご両親を自分の過去に位置づけること、つまり過去の経験を〈いま・ここ〉
で語ることで、不本意にも中国戦線に送られ、不本意にも中国人を殺さざるを得
なかった日本兵と日本の民衆を救済し、彼らを X 先生の弟を救った日本人医師や
看護婦につなげ、そうすることで X 先生の存在そのものを救おうとした。文革で
X 先生が守ろうとしたのは、人間としての尊厳だった。嘘をつけばその場を逃れ
られたのに、それをしなかった自分の妻を、S 先生はうれしかったのではないか。
そこに人間として生きていることの尊厳を感じ取ったのではないか。だから、S 先
生も紅衛兵をたしなめ、戦争ごっこ、革命ごっこをして、死んだ人々を愚弄する
のではないと叱りつけたのではないか。そして、最後に筆者を受け入れた。そう
することで、S 先生は長年両親の死を整理できず、理不尽な境遇を整理できな
かった自分の魂を救い、さらに、筆者という日本から来た戦争を知らない世代を、
戦争に巻き込んでしまったことに対して、筆者の存在と魂を救済してくれたので
はないか。だからこそ、筆者には最後の一言で十分であった。筆者自身も救われ、
解放された気がしたのである。

S 先生は、「〈あらかじめ〉、そして〈すでに〉、そのつど、〈つねに〉に、〈わた
し〉である」自身によって、自分自身を救済し、過去に囚われとなり、未来へと
開かれることのなかった自分自身を、他者とともに現われて在らしめたのであり、

その在り方は〈わたしたち〉である〈わたし〉の存在そのものを体現しているのではないだろうか。

私たちは世界に被投であることで、自己との〈あいだ〉をつくりだし、その〈あいだ〉において既在（〈すでに〉）が未在（〈いまだ〉なる〈あらかじめ〉）に呼びかけて、既在（〈あらかじめ〉なる〈いまだ〉）を召還して、現れて在らしめ（現在）ている。しかし、この時間性がリニア時間へと組み換えられることで、資本制社会における資本増殖のアナロジーとしての自己の在り方を強制され、大きな「父」である国家に同一化して、アイデンティティを形成することで、自己中心的な時間つまり排外主義的な歴史観を持つこととなっている。これに対して、S先生が語った筆者を受け入れる「ことば」は、この「父」への同一化から自己を取り戻し、自己自身の歴史、つまり時間性を自己へと課す、すなわち固有の「時間制」を生きようとする固有の姿であったといつてよいのではないだろうか。

私たちが自己のありようをこのようにとらえることで、私たちは、人間が発明した近代国民国家という仕組みは、暴力の普遍化を防ぐという本質を持っていたこと、そしてそのための基礎は、生産と交換・流通そして消費の普遍化であって、資本主義とはそれをもっとも効率的に行うに優れた仕組みであるということ、それはつまり、自由とは天賦のものではなくて、生産・交換・消費という人間関係の普遍化において、相互に承認しあうことで可能となる、生成するものであることを示していること、このことを使いこなしながら、国家という枠組みを前提としつつ、他者への寛容を自分のものにすることができるのではないだろうか。

人はつねに、あらかじめ、すでに赦しあっている、のである。

注

- 1) 日本経済新聞オンライン版 2025年3月13日付
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOCD11CTN0R10C25A3000000/#:~:text=世界の人口の約,てきた影響が大きい%E3%80%82>)
- 2) トクヴィル著・松本礼二訳、2008年、『アメリカのデモクラシー』（第二巻・上）、岩波文庫、62頁
- 3) 同前書、30頁
- 4) 同前書、138頁

- 5) ミッシェル・フーコー著、渡辺守章訳、1986年、『生の歴史Ⅰ 知への意思』、新潮社
- 6) 同前書、141頁
- 7) フロイト著、藤野寛訳、2006年、「集団心理学と自我分析」、須藤訓任・藤野寛訳『フロイト全集 十七』、岩波書店、174頁
- 8) 大森荘蔵、2023年、『時間と自我』（新装版）、青土社、14頁
- 9) 同前
- 10) 同前書、17頁
- 11) 同前書、18頁
- 12) 同前書、19頁
- 13) 同前
- 14) 同前書、18-19頁
- 15) 牧野篤、2021年、『発達する自己の虚構—教育を可能にする概念をとらえ返す—』、東京大学出版会
- 16) 大森荘蔵、前掲書、141頁
- 17) やまだようこ「生涯発達をとらえるモデル」、及び、やまだようこ「「発達」と「発達段階」を問う：生涯発達とナラティブ論の視点から」、無藤隆・やまだようこ編、1995年、『講座生涯発達心理学Ⅰ 生涯発達心理学とは何か：理論と方法』、金子書房など
- 18) ルソー著、本田喜代治・平岡昇訳、1972年、『人間不平等起源論』（改訳）、岩波文庫、71頁
- 19) 同前書、74頁
- 20) 寺中作雄、1946年1月、「公民教育の振興と構想」、『大日本教育』、3頁
- 21) 木村敏、2006年、『自己・あいだ・時間—現象学的精神病理学—』、ちくま学芸文庫
- 22) 同前書、192頁
- 23) 同前書、202頁
- 24) 同前書、198頁
- 25) 同前書、16頁
- 26) 同前書、17頁

- 27) 同前書、20 頁
- 28) 同前書、206 頁
- 29) 同前書、205 頁
- 30) 同前書、118 頁
- 31) 大森荘蔵、前掲書、41 頁
- 32) 木村敏、2005 年、『関係としての自己』、みすず書房、125 頁
- 33) 以上、同前書、126 頁
- 34) 木村敏、前掲『自己・あいだ・時間—現象学的精神病理学—』、204 頁

How Do People Acquire Tolerance Toward Others?: Examining the Logic from an Educator's Experience in China

MAKINO Atsushi (Professor, Taisho University. Professor Emeritus, The
University of Tokyo)

Abstract:

Why do people turn inward toward the nation, shut down channels of conversation with others, and lose their tolerance? It is because the modern nation-state we are accustomed to is composed of citizens who form their selves through a view of humanity as an analogy for capital accumulation—namely, “equality” and identification with the state as “father”—and because we ourselves impose this identification with the state upon ourselves. But do we truly exist as such selves? This paper attempts to derive the nature of this self from the time that produces its uniqueness and the nature of its relationship with others. It seeks to construct a hypothetical logic for establishing individuals who utilize the nation not through identification, but as a mechanism for coexistence and peace.

【第15回学術研究大会基調講演報告】**社会の変化に対応する日中高等職業教育
—日本の専門職大学と中国の職業技術大学との比較から—**新井 聡[※]**摘要**

2019年に日本では専門職大学（及び専門職短期大学）、中国では職業技術大学という学部レベルの学位が取得できる高等教育機関が誕生し、規模を拡大させている。両者とも、「第四次産業革命」や「Society 5.0」の進展等による産業構造の転換に対応した専門職業人材の育成を目的として設置されたが、社会体制や経済戦略の違いから前者はサービス産業に、後者はマニュファクチャリングに重点を置いている。その役割の違いから両国が人材育成で互いに補完できる可能性がある。

キーワード：高等職業教育、専門職大学、職業技術大学

1. はじめに：日中における近年の高等職業教育に関する動向と課題

「第四次産業革命」や「Society 5.0」の進展等による社会経済の変化によって、既存の高度なスキル育成を担ってきた高等職業教育の役割にも変化が求められるようになった。この変化に呼応するかのようになり2019年に日本では専門職大学、中国では職業技術大学という学士の学位等が取得できる高等教育機関が誕生し、現在まで規模を拡大させている。日本では技能の獲得を目的とする専門学校と学術的知識に基づく学位が取得できる大学との両者のメリットを併せ持ち、理論と実践の両面で産業に貢献するハイレベル人材を育成する専門職大学の設置によって新しい産業で活躍したい若者にキャリアパスを提供できるようになった。中国

[※] 文部科学省総合教育政策局

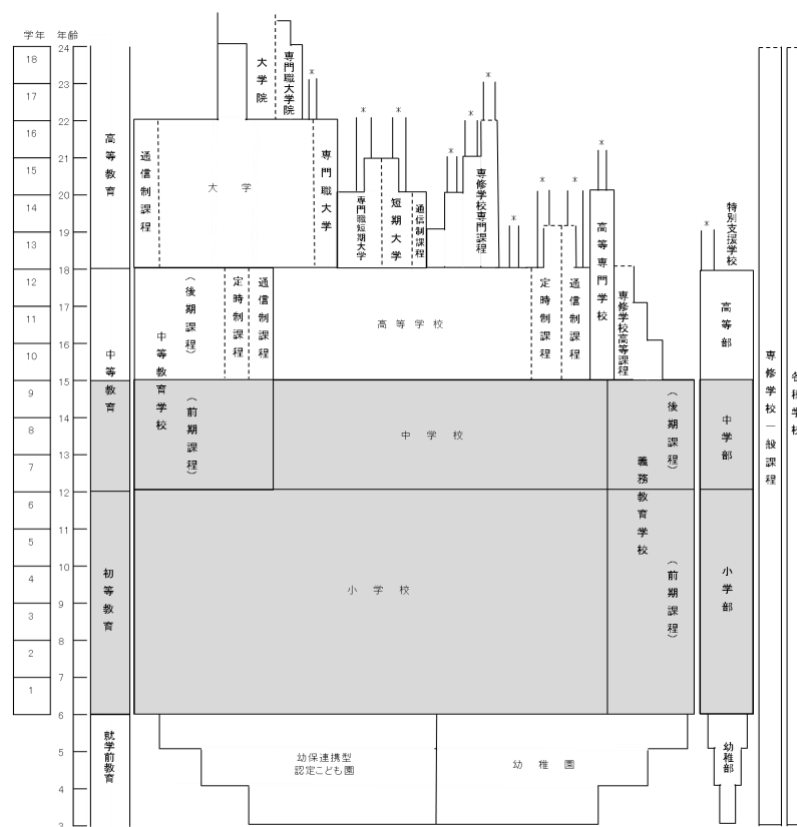
では、2～3年間の短期高等教育において卒業資格に結びつくが、学位の取得に結びつかない高等職業教育が主に実施されていたが、職業技術大学の設置によって、高等職業教育において学部レベルの学位が取得できることとなり、普通教育よりも低位にあると社会的にみなされていた職業教育が、生徒や保護者にとって魅力ある進学先の1つとなった。

本稿では、日中で新たな高等職業教育機関がなぜ同時期に設置されたのか、また、両者の相違・相似点はどこにあるのか、さらに両者の比較や成立背景から、両者の交流可能性について検討する。

1. 2 日本と中国における職業教育体系の比較

日本と中国では、6-3-3-4制の学校教育体系を基本的にとっており（図1、2参照）、初等中等教育及び高等教育間での比較は容易である。職業教育は、両国とも後期中等段階から基本的に開始されるが、日本と中国で大きく異なる点は、

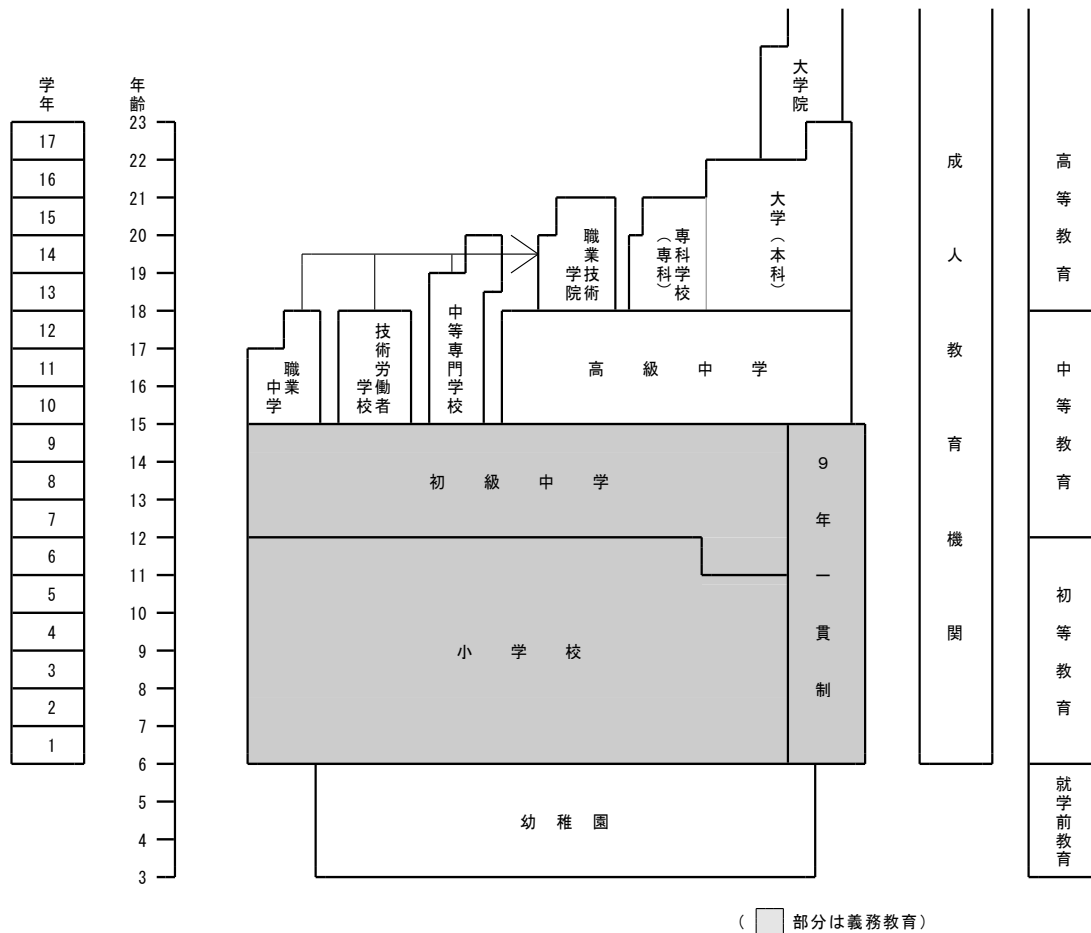
図1：日本の学校系統図



(部分は義務教育)

出典：文部科学省 2025、「諸外国の教育統計 R7（2027年版）」(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1415074_00023.htm)。

図2：中国の学校系統図



・2019年度より、大学制度の中に位置づけられ実践的な職業教育を行う

出典：文部科学省 2025、「諸外国の教育統計 R7（2027年版）」(https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/syogaikoku/1415074_00023.htm)。

日本の後期中等教育段階は普通教育と職業教育の隔てがなく、学校種として高等学校が存在し、同学校種内での普通教育を行う普通学科と専門教育を行う専門学科の区分によって普通教育と職業教育の違いが発生する点である。両者の間に隔てがないため、専門学科を主体とする学校に進学しても、高等教育への進学を目的とした課程を選択することで専門性を取得しつつ大学進学が可能となる柔軟性を有している。他方で、中国では、後期中等教育段階で、普通教育と職業教育の分岐が生じる。学校系統では、普通教育に基づく4年制大学に進学することを目的とした高級中学（原語：普通高中）と、職業教育を行う中等専門学校や職業中学等を含んだ中等職業学校（原語：ママ）の2つの系統に分かれ、原則、高等教

育段階でもその分岐は続く。カリキュラムの違いから職業教育に進学した生徒は、職業技術学院や専科学校といった学位に結びつかない 2～3 年間の短期高等職業教育に進学せざるを得ず、後期中等教育段階で普通教育に進学するか、職業教育に進学するかで、その後の進路が決定してしまう。この固定した進路が、生徒個人の能力開発の幅を狭めるとともに、社会的に職業教育は普通教育よりも低位に位置するという印象を強化して職業教育は社会的に不人気のままであった。

2. 2019年に日本と中国で成立した新しい高等職業教育機関について

日中間に職業教育体系の相違が存在するが、2019年に日本では専門職大学（及び専門職短期大学）が、中国では、職業技術大学（もしくは職業大学）が成立した。前者は新しい学校種として学校教育法の改正に基づいて新しい制度の枠組みで設立され、後者は「中華人民共和国高等教育法」の枠内で既存の学校種の派生型として設立された。専門職大学は、社会や産業界の変化に対応した新たなモノやサービスを創造できる実践力と創造力を兼ね備えた人材を育成するため新たな枠組みの下で成立した。他方で職業技術大学は、第4次産業革命に伴う社会や産業界の変化に対応する高度人材育成に対応する必要とともに、後期中等教育段階以降の普通教育と職業教育の分離という問題を克服し、4年制で学部レベルの学位を取得できる職業教育系の大学として職業教育の地位向上と生徒や学生への多様な進路の提供を目的としている。そのため、職業技術大学は「中華人民共和国高等教育法」の改正による新たな学校種として規定されず、既存の高等教育機関の拡張として成立した。

2. 1 専門職大学について

専門職大学（及び専門職短期大学）は、文部科学省によると「『第四次産業革命』『Society 5.0』の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成」するために設置された新たな学校種である。同校で養成すべき専門職業人材は実践力と創造力を兼ね備え、「理論に裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材＋変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを作り出すことができる人材」とされている。



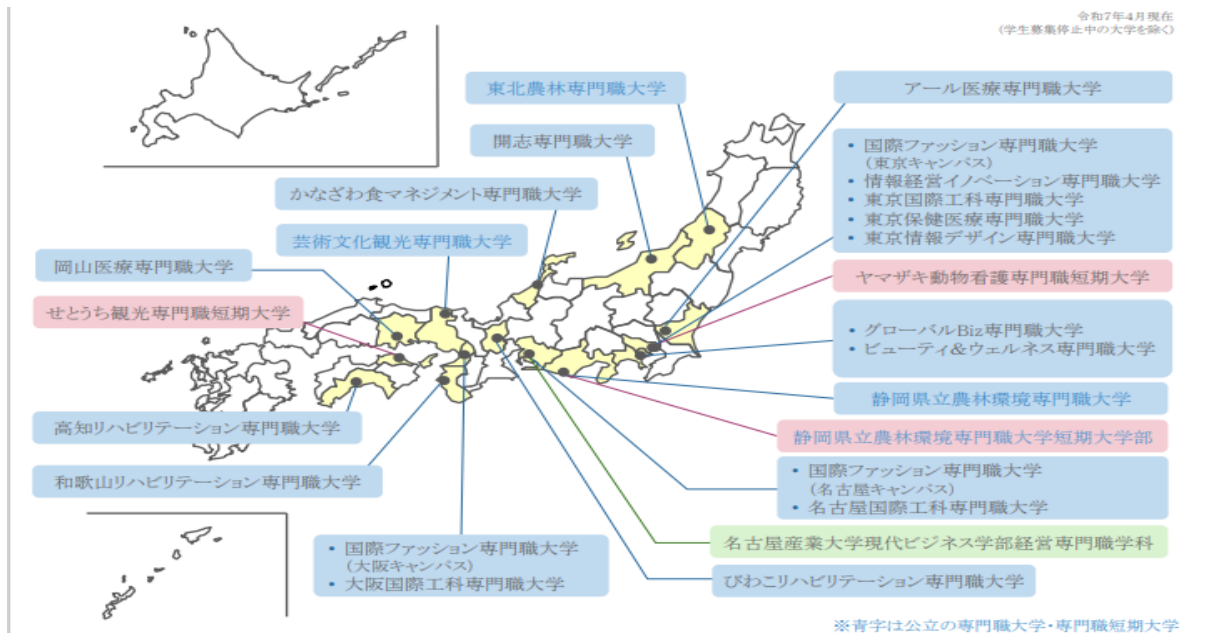
参 考：文 部 科 学 省 ウェ ブ サ イ ト 「 専 門 職 大 学 等 の 制 度 化 に つ い て 」
https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_senmon01-100001385_01.pdf、2025 年 4 月 15 日 閲 覧。

各機関は、深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的としており、それ故、卒業単位の概ね3～4割以上が実習に当てられ、数か月の長期のインターンシップ等が必須とされる。また、必要専任教員数の概ね4割以上を実務家教員とし、原則40人以下の小規模授業を行い、指導教員と学生の距離が近いことで、学習・実習・就職活動などできめ細やかな個別指導を提供する。

専門職大学（及び専門職短期大学）のもう1つの特徴は、学位の授与である。「課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する」とされており、「学士（専門職）」又は「短期大学士（専門職）」と「専門職」と明示された学位が授与される。教育課程については、産業界等と連携した課程を編成・実施し、教員の任用・資質向上において関連する事業を行う者等の協力を得るとされており、常に最新の情報にアップデートされる。同時に産業界等と連携した認証評価の体制を整備して、専門分野の特性に応じた評価を受けるなど、産業界の動きと連動した人材育成を可能としている。また、産業界のリスキリングやアップスキリングの

需要に応えるために、社会人が学びやすい仕組みを備えており、専門職大学（4年制）の課程は、前期（2年又は3年）及び後期（2年又は1年）に区分できるとともに、実務経験を一定期間の修業年限に通算できる。

図表：専門職大学・専門職短期大学の設置校及び設置数（R7年4月現在）



区分	専門職大学	専門職短期大学	専門職学科
公立	3校	1校	0学科
私立	16校	2校	1学科
合計	19校	3校	1学科

出典：文部科学省ウェブサイト「専門職大学等について（パンフレット）」
https://www.mext.go.jp/content/20250403-mxt_senmon02-100001394-2.pdf、2025年4月15日閲覧。

2. 2 専門職大学の具体的な教育活動

本項では、筆者が訪問調査した専門職大学（及び専門職短期大学）の事例を紹介する。

2. 2. 1 国際ファッション専門職大学

国際ファッション専門職大学は、2017年の学校教育法改正後、最初に設置された専門職大学であり2019年4月に開講した。同大学の運営母体は日本教育財団であり、同財団は元々ファッション系の専門学校を運営していたことから、その資源を流用して専門職大学を設立した。同大学を設置した理由は、学生に高度なスキルの取得を求めるのではなく、文化人類学、ジェンダー、パフォーマンスアートなどの学術面での教育を提供し、産業の複雑化に対応した理論と実践を併せ



写真1：国際ファッション専門職大学の外観

持つ人材を育成するためであった。卒業までの必要単位は126単位で、そのうち46単位は比較文化、匠の世界などの選択科である。座学で必要とされる単位数は90で、それ以外は実習で取得する。東京、大阪、名古屋の3つのキャンパスを持ち、教員総数は約50名、学生定員数は約800人（2025年度の在学者数は661人）で、基本的に40人以下の学級制をとり、1年次からゼミに入り、ゼミには4～5名の教師がつく。3年次には3か月以上のインターンシップなどの海外実習が、卒業前にはフィールドワークが必須とされるなど、実践力を重視し、就職保障100%を打ち出している。また、産業界との連携が緊密であることから多数の実務家教員を配置している。実務家教員は法令上5年以上と定められているが、同校では、教授は30年以上、準教授25年以上、講師は15年以上の実務歴を必要とされる。

持つ人材を育成するためであった。卒業までの必要単位は126単位で、そのうち46単位は比較文化、匠の世界などの選択科である。座学で必要とされる単位数は90で、それ以外は実習で取得する。東京、大阪、名古屋の3つのキャンパスを持ち、教員総数は約50名、学生定員数は約800人（2025年度の在学者数は661人）で、基本的に40人以下の学級制をとり、1年次からゼミに入り、ゼミ

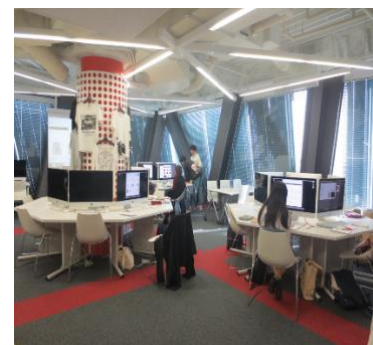


写真2：キャンパス内

2. 2. 2 東京国際工科専門職大学

2020年に設立された東京国際工科専門職大学は、上述の国際ファッション専門職大学の東京キャンパスと同一の建物内に位置しており、情報工学やロボティクスなどのデジタル工学系を主眼とする専門職大学である。同大学は、工科学部の下に、情報工学科とデジタルエンタテインメント学科の2つを有し、定員数は800名であるが、2025年5月現在の在籍者数は902名（情報工学科521名、

デジタルエンタテインメント学科 381 名)となっている。1 年次は共通の基礎科目を学習し、2 年次から専門のコースに分かれるコース制をとっている。情報工学科では、2 年次に AI 戦略コース、ロボット開発コース、IoT システムコースに分かれ、デジタルエンタテインメント学科では CG アニメーションコース、ゲームプロデュースコースに分かれる。グローバルスタンダードに対応した人材育成を目標としており、4 年間を通じた英語のコミュニケーションスキル修得が



写真 3: 没入型ゲーミングチェア

必須で、Amazon や Google での講義や会議に参加したり、米・英・カナダの IT 企業等で研修・インターンシップをしたりするなど、英語力の急激な上昇を促すカリキュラムとなっている。実践力の向上のために、4 年間の半数が演習・実習に当てられており、2 年次から卒業までに臨地実務実習(累計 600 時間)の中で、4 か月間の長期企業インターンなどが行われる。在学中から実務と連携した実習が行われ、例えば、行政と連携したシステム開発実習で、自治体の要請に基づいたまたメタバースハローワークを開発したり、オンラインゲーム『フォートナイト』の岐阜城版を制作したりしている。そのほか、校内コンテストによるゲーム開発や IoT による車内幼児置き去り検知センサーの開発など、学生の意欲を向上させる教育を実施しており、就職率 100%を達成している。

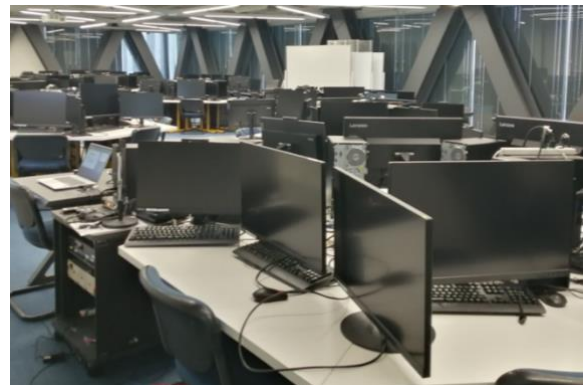


写真 4: 東京国際工科専門職大学内の教室

2. 2. 3 東京保健医療専門職大学

2020 年に開学した東京保健医療専門職大学は、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)の育成を行っており、リハビリテーション学部の下に、理学療法学科及び作業療法学科の 2 つの学科をもち、総定員数は 640 名 (2025 年 5 月 1 現在総在籍者数 435 名) である。2025 年現在 1 都 3 県で唯一の医療系専門職大学であり、PT、

OT の国家資格の取得が教育の目標となっているため、40 人を学級単位とした担任制をとり、きめ細やかな指導を行うことで 1 年次からの学習習慣の形成を行うカリキュラムを実施している。同大学が設置された背景としては PT 及び OT の国家資格試験が 1966 年に開始されてから時間がたち、専門性が確立された一方で、



写真 5：東京保健医療専門職大学キャンパス内 エントランス

30～40 代のシニア以降のキャリア形成が課題となっていたからである。シニア以降に現場を支える経営、マーケティング、マネージメント、起業を行える人材を育成するため、同大学は業界の意向を反映させて設立された。教育の内容は技能の獲得だけでなく社会課題を解決できる療法士の育成に重点をおいており、スポーツトレーニングなどのスポーツ支援、ヘルスケア、VR やロボティクスなどを用いたリハビリ用先進テクノロジー、経営などの教育を提供している。1 年次から連携している医療機関において 1 週間の見学実習を行い、4 年次の 8 週間以上にわたる総合演習まで、各学年で実践的実習が組まれており、特に経営分野では、連携している医療機関など経営マネージメント・事業戦略開発などを学習する。



写真 6：外観

2. 2. 4 iU(情報経営イノベーション専門職大学)

2020 年に東京都墨田区で開学した iU(情報経営イノベーション専門職大学)は、就職よりも起業する人材の育成

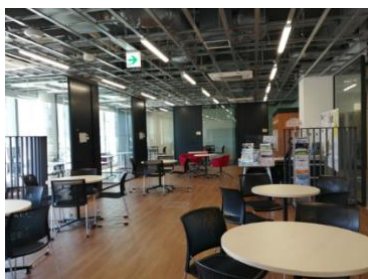


写真 8：コモンルーム兼起業・就職相談室

に焦点を当てた専門職大学である。同大学は情報経営イノベーション学部・情報経営イ



写真 7：外観

ノベーション学科のみを設置し、「ICT テクノロジーやビジネススキルで社会課題を解決する」人材を育成するために ICT、ビジネス、グローバルコミュニケーション

ョンの3つの分野の教育を行っている。多くの連携企業や客員教員による起業塾、学生に対する資金・バックオフィスの提供が行われ、在学中からベンチャーのための実践的な学習を実施している。卒業生の起業率は国内トップレベルであり、2023年度の起業社数は全国6位の31社（1～5位は大阪大学、慶應義塾大学、東京大学など）、学生数あたりの起業実績は4.17%（学生数744人中31社起業）となっている。経営者、起業家、投資家、エンジニアとして活躍する客員教員数は1,176人を誇り、彼らによる演習は学生にとって現在進行形のベンチャーを経験する機会となるとともに、経営者側にとっては人材発掘の場となっている。また、近隣の企業などへの600時間（4か月）のインターンが必修となっており、2024年度の就職内定率は97.5%を達成している。

2. 2. 5 ヤマザキ動物看護専門職短期大学

ヤマザキ動物看護専門職短期大学は2019年に開学した日本で初めての専門職短期大学である。母体は、ヤマザキ動物看護大学（4年制）、ヤマザキ動物看護専門職短期大学（3年制）、ヤマザキ動物専門学校（2年制）を有する学校法人ヤマザキ学園であり、58年前に開設した専門学校を起源としている。同短期大学は、2019年6月にアジア初の「愛玩動物看護師法」が可決され、2022年5月から愛玩動物看護師が国家資格化されることと、ペット市場の拡大・質の向上により、製品開発・



写真9：外観

企画などができる学術知識を持ったハイレベル人材が必要となったことを背景として開設された。実務能力を獲得する教育を重視しており、専任教員の4割以上が実務経験を持ち、実務家教員の半数が研究能力を有している。短期高等教育としての3年間で、卒業までに取得すべき107単位のうち30単位が実習となっ



写真10：学内の動物病院

おり、3年間の総実習時間は900時間である。そのうち半分の450時間が動物病院、企業、保険会社、ペットサロンなどでの学外インターンであり、その経験を通じて学生は将来のキャリアの方向性を見出すことが可能である。また、学内には動物病院、ペットサロン、訓練施設が敷設されており、学生が

実習に参加しやすい環境を整えている。国家資格を取得することを目指した課程がコアカリキュラムであり、卒業時には短期大学士（専門職）の学位を獲得する。

2. 2. 6 専門職大学の位置づけ

以上の事例から見ると、2019年以降に設置された専門職大学（及び専門職短期大学）は、ファッション、デジタル、リハビリテーション、ベンチャー、ペットなどのサービス業で新たな価値を生み出す、創造的で実践的に活躍できる人材の育成を目指している。これはマニュファクチャリングから消費中心のサービス産業への転換やそれに伴うマーケットの変化に対応したものであり、日本の産業構造の変化に合わせた高度人材の育成を目的としたものであった。専門職大学の設置は日本の経済構造の遷移を表象したものであり、高等職業教育が市場の変化に合わせて柔軟に新たなセクターを創出したといえる。

3. 職業技術大学

3. 1 職業技術大学の創設について

日本で専門職大学・専門職短期大学が創設された2019年に、中国では新たな高等教育機関として職業技術大学（もしくは職業大学）が設置された。これは、2010年代に入り経済社会の発展や産業構造の転換に対応するため職業教育の強化が必要になったからであった。特に2015年に公表され、2025年までに世界の製造強国への仲間入りを目指す政策「中国製造2025」にみられるように「製造大国」から「製造強国」への転換により労働集約型から技術集約型の製造業への転換を掲げた中国において、既存の高等職業教育を超える高度なスキルを教育できる職業教育が必要となった。内閣にあたる国務院は現代社会により適応した職業教育を促進させる決定（「加快發展現代職業教育的決定」）を2014年5月に発表し、同年6月には「現代職業教育体系建設計画（2014～2020年）」を公表した。これらの政策では、中等教育段階から専門職の修士課程までを通じた現代的な職業教育を形成しようとしており、特に職業高等教育機関の質向上に焦点が当てられた。この改革に対して教育部は当初、1999年以降の高等教育の規模拡大期に新設された地方4年制大学の一部を実践的な職業教育を行う応用技術型大学に転換する政策をとって対応した。応用技術型大学は、2013年に天津職業技術師範大学が発起人と

なった35校を束ねる応用技術大学（学院）連盟の結成など、地方レベルで一定程度拡大したが、職業教育を普通教育よりも下位に見る社会の認識から、既存の4年制大学は応用技術大学化を格落ちと考え、大きく普及することはなかった。しかし、急速な技術革新により情報通信や集積回路、AI、IoT、ロボティクスなどの新しい産業に対応できる人材の育成が南部などのハイテク産業地域で大量に必要となり、ハイレベルの高等職業教育機関の設置が求められていた。2019年1月、国務院は「国家職業教育改革実施プラン」を公表し、普通教育を行う高等教育機関と高等職業教育機関を同等と位置づけ、同年4月には教育部及び財政部によって50校のハイレベルな高等職業教育機関と150のハイレベルな専門分野を構築する「中国の特色あるハイレベルの高等職業教育及び専門分野の構築を実施することに関する意見（通称：「双高計画」）」が公表されるなど、高等職業教育の高度化を進めた。学位の取得を重視する社会通念の中、学位に結びつかない短期高等教育であったことが、ハイレベルな高等職業教育を実施する上での課題であったことから、政府は、学位に結びつく学部レベルの教育を提供する新しいタイプの大学である職業技術大学の設置を2019年から開始した。

3. 2 職業技術大学の特徴

職業技術大学は、基本的に短期の高等教育課程である専科課程を提供していた高等職業教育機関が昇格したものであるが、本科レベルの教育を提供しており、普通教育を行う大学と同等の学位を授与する点で、既存の大学と同等である。規模の大きな高等職業教育機関の中には、学位に結びつく教育を提供できる本科レベルの大学に昇格したいと考えるものがあり、それらが2019年以降に職業技術大学に転換していった。2014年6月に公表された「現代職業教育体系建設計画（2014～2020年）」では、原則、短期の職業高等教育機関が本科レベルの昇格することを許可していなかったため、2019年当初は、公財政を使用しない私立の職業教育機関である15校が実験的に短期高等教育機関から本科レベルに昇格し（表1参照）、その際、政府は、大学の名称として「職業大学」を校名に含めることを要求したことで、本科レベルとなった大学は、「職業技術大学」若しくは「職業大学」と新たに名乗ることとなった。

表 1：職業技術大学の設置：2019年に本科レベルに昇格した15校

No	変更前の機関名	変更後の機関名（英文名）
1	南昌職業学院	南昌職業大学（Nanchang Vocational University）
2	江西先鋒ソフトウェア職業技術学院	江西ソフトウェア職業技術大学（Jiangxi Software Vocational University of Technology）
3	泉州理工職業学院	泉州職業技術大学（Quanzhou Vocational and Technical Univeristy）
4	山東外国語職業学院	山東外国語職業技術大学（Shandong Vocatinal and Technical University of International Studies）
5	山東凱文科技職業学院	山東エンジニアリング職業技術大学（Shandong Vocational and Technical University of Engineering）
6	山東外事翻訳職業学院	山東外事職業大学（Shandong Vocational University of Foreign Affairs）
7	周口科技職業学院	河南科技職業大学（Henan Vocational University of Science and Technology）
8	広東工商職業学院	広東工商職業技術大学（Guangdong Business and Technology University）
9	広州科技職業技術学院	広州科技職業技術大学（Guangzhou Vocational and Technical University of Science and Technology）
10	広西都市職業学院	広西都市職業大学（Guangxi City Vocational University）
11	海南科技職業学院	海南科技職業大学（Hainan Vocational University of Science and Technology）
12	重慶機械電力職業技術学院	重慶機械電力職業技術大学（Chongqing Vocational and Technical University of Mechatronics）
13	成都芸術職業学院	成都芸術職業大学（Chengdu Vocational University of the Arts）
14	陝西電子科技職業学院	西安情報職業技術大学（Xi'an Vocational University of Information）
15	西安自動車科技職業学院	西安自動車職業大学（Xi'an Vocational University of Automobile）

参考：中国中央テレビウェブサイト「15所職業学院昇為“職業大学”考本科有了更多選択」（<http://news.cctv.com>）2019年6月4日。

職業技術大学の設置は、教育関連法令の改正を促すこととなった。「中華人民共

和国職業教育法」が2022年に改正され、その第2章第15条で「高等職業学校教育は、専科、本科及びそれ以上の教育レベルの高等職業教育機関及び普通教育を行う高等教育機関が実施する。」と規定され、本科レベルの高等職業教育機関の位置づけが明確になった。同時に2024年に制定された「中華人民共和国学位法」では、第4章第19条では、次のとおり規定した。

学部レベルの教育を受けて、規定の課程審査を通過あるいは相応の単位を取得し、卒業論文あるいは卒業設計等の卒業に関連する審査に通過し、学位申請者が以下のレベルに達していると表明すれば、学士の学位を授与する。

(1) 当該学科あるいは専門分野領域で基礎理論、専門知識及び基本技能を比較的良好に把握していること。

(2) 学術研究あるいは専門の実践的業務に従事する上で初歩の能力を有すること。

下線で示したように、学位取得において論文の審査が必須でなくなり、職業上の実践的な能力を証明することで学士学位が取得できるようになった。

職業技術大学で行われる教育は、短期高等職業教育機関である専科学校及び職業技術学院の専門科目と実習を主体とした教育内容を延長したものではなく、本科1年及び2年目で学生は数学、物理、英語などの基礎課程及び基礎専門課程を学び、専門科目においても主要科目以外の関連分野について学習するなど、基礎分野を含んだ複合的な教育内容を提供している。ただし、実践的な科目を学習する際に、50%以上を実習の時間に充てており、この点が普通教育を行う大学と異なっている。また、2021年に教育部が公表した「本科レベルの職業教育専門分野設置管理規則（試行）」によると、職業技術大学は修士以上の学位を有する教員を全体の50%、博士学位を取得した教員を全体の15%以上、普通教育と職業教育の双方を教育できる「双師型」教師を50%以上配置するとされており、学術と実践の両者を高いレベルで教育できる教員を揃えている。また、地域の産業に貢献するハイレベル職業人材「産教融合」型の地元企業などと連携した実習を行っている。このようにハイレベルで学位の取得に結びつく高等職業教育が成立したことで、職業教育の人气が向上し、2024年5月までに職業技術大学の総数が51校にまで拡大し（表2、3参照）、さらに浙江省、山東省、福建省などの中等職業教育段階では、普通教育と職業教育の両者を融合させ、学位に結びつく高等教育への進学を目的とした「職普融通教育」が拡大している。

表 2：職業技術大学の新設数・募集人数・在学者数

	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
新設数 (運営方法)	15 (全て 私立)	7 (私立 6、 公立 1)	10 (私立 1、公立 9)		1 (公立)	18 (私立 1、公立 17)
本科課程 募集人数			4 万 1,400 人	7 万 6,300 人	8 万 9,900 人	
在学者数			12 万 9,300 人	22 万 8,700 人		

(出典) 中国週刊新聞「職教昇級」2024 年 7 月 1 日、p. 13。

表 3：2024 年 5 月に教育部が新設を承認した職業技術大学

機関名	原機関名	運営 方法	登録地域 (部門)	双 高 計 画 参 加 有 無
漯河食品工程職業大学	漯河食品職業学院	私立	河南省	×
金華職業技術大学	金華職業技術学院	公立	浙江省	○
青海職業技術大学	青海交通職業技術学院	公立	青海省	×
江西職業技術大学	九江職業技術学院	公立	江西省	○
ハルビン職業技術大学	ハルビン職業技術学院	公立	黒竜江省	○
柳州職業技術大学	柳州職業技術学院	公立	広西チワン族自治 区	○
浙江機電職業技術大学	浙江機電職業技術学院	公立	浙江省	○
南寧職業技術大学	南寧職業技術学院	公立	広西チワン族自治 区	○
重慶電子科技職業大	重慶電子工程職業学	公立	重慶市	○

学	院			
甘肅林業職業技術大学	甘肅林業職業技術学院	公立	甘肅省	×
唐山工業職業技術大学	唐山工業職業技術学院	公立	河北省	○
広東轻工職業技術大学	広東轻工職業技術学院	公立	広東省	○
貴州交通職業大学	貴州交通職業技術学院	公立	貴州省	○
湖南汽車工程職業大学	湖南汽車工程職業学院	公立	湖南省	○
民政職業大学	北京社会管理職業学院	公立	民生部	×
新疆農業職業技術大学	新疆農業職業技術学院	公立	新疆ウイグル自治区	○

（出典）中国週刊新聞「職教昇級」2024年7月1日、p.13。

3. 3. 1 泉州職業技術大学

職業技術大学の一例として、筆者が2024年10月に現地調査を行った泉州職業技術大学を紹介する。福建省で最多の人口を持ち、「海のシルクロード」の拠点であった泉州市に位置する泉州職業技術大学は、前学長が1986年に自動二輪車の教習所を開設したことに始まる。同所は、1997



写真 11：BYD Auto 提供の学習教材

年に二輪車を対象とする成人中等職業教育機関となり、2002年には泉州中営職業学院という短期高等職業教育機関に昇格し、通常的高等教育機関と同様に全国統一入学試験による学生募集を開始した。2007年にはさらに規模を拡大させ、泉州理工職業学院と改名した後、2019年に学部レベルの職業教育を提供する私立の職業技術大学となり、2022年には学士の学位授与権を取得するなど順調に規模と質を向上させてきた。在学者数は2025年現在1万2,782人であり、教職員数は2024年現在696人

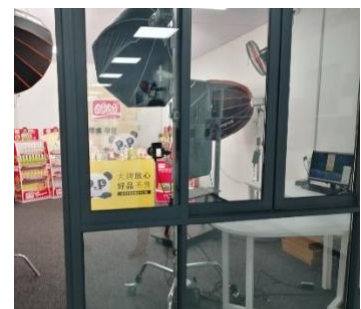


写真 12：B2C用の動画配信スタジオ

となっている。同大学は、EV 販売数で世界最大規模の BYD Auto や通信機器大手のファーウェイの本社が所在する広東省に隣接する福建省の地の利を生かして両社と連携した PHV や IoT の技術者養成や、地元企業と食品パッケージのデザインをした後、動画配信でそれらを広報する B2C に対応した人材育成を行っており、スマート製造、次世代情報通信技術、新エネルギー車、グリーン建築、芸術、服飾などの 25 の 4 年制本科と 13 の専科教育（2～3 年）を実施している。また、服飾関連では、バーチャルフィッティングルームや VR によるアパレル生産・管理システムなど最新鋭機材を導入している。



写真 13: バーチャルフィッティングルーム



写真 14: VR アパレル工場

ベトナム戦争帰りの前学長の強い個性によるキャンパスの設計が特徴的で、4 階建ての校舎には車両 2 台が並走できるほどの通路を各階に設けており、各階はスロープでつながっているため、車両で校内のどこにでも移動できる。また、職業教育の基本は体力である



写真 15: 校舎内通路

との考えから、毎朝 6 時に全学生・教職員対象のマラソンが必須となっており、雨天でも校舎の通路を用いてマラソンが実施されるため、マラソン競技において何度も優勝する強豪校である。そのほか、キャンパス全体にグリーン建築の概念を取り入れており、各階外壁に木々を植樹し、そこに外壁に張り巡らされた散水パイプから地下水が一定時間噴霧されることで、亜熱帯の気候にもかかわらず、冷房の必要ない屋内環境が整備されている。

るとの考えから、毎朝 6 時に全学生・教職員対象のマラソンが必須となっており、雨天でも校舎の通路を用いてマラソンが実施されるため、マラソン競技において何度も優勝する強豪校である。そのほか、キャンパス全体にグリーン建築の概念を取り

入れており、各階外壁に



写真 16: 校史館内に掲載されていたマラソン風景



写真 17: キャンパス外観
出典: 泉州職業技術大学ウェブサイト
(<https://www.qvtu.edu.cn/en/>)

4. おわりに

本稿は 2019 年に初めて創設されて以降、日中両国で規模が拡大している高等職業教育機関に焦点を当てた。日本における専門職大学（及び専門職短期大学）と中国における職業技術大学は産業構造、社会環境の変化に対応した職業教育を提供するために同時期に設置された。これは、職業教育が技能の習得だけではなく、イノベーションに対処するための理論の学習が不可欠となってきたことに起因する。社会課題の解決、起業、マネジメント等に対応できるスキル＋理論を学ぶ学部レベルの職業教育の必要性が急速に拡大し、新しい高等職業教育機関が誕生した。ただし、専門職大学及び職業技術大学は両国の産業構造に従属しており、専門職大学では ICT、医療・介護、服飾デザイン、ペットなどのサービス業に重点が置かれており、職業技術大学では「中国製造 2025」などの政策から、マニュファクチャリングに重点が置かれている。また、日本では新たな学校種として専門職大学が創設され、中国では、学位に結びつく従来の大学と同様のプレステージを与えるために既存の高等教育の枠組みを拡張することで成立した。同時期に新たな高等職業教育機関が生まれたことは、両国が同様の産業構造及び市場の変化を経験していることになるが、他方で、日本と中国では異なる業種が高等職業教育と結びついていることから、その相違を利用した高等職業教育の交流強化が可能ではないかと考える。日本はサービス産業人材の育成において中国からの留学生の受け入れや人材育成方法の輸出を行い、中国は職業技術大学で育成された人材と日本企業との連携強化や日本から人材を派遣してのリスクリングやアップスキリングの実施などによる交流強化が期待できる。専門職大学と職業技術大学の交流によりハイレベル職業人材を相互補完できるかもしれず、両国間での職業教育の交流の益々の発展が期待される。

注：本稿は、文部科学省を代表するものではない。

参考文献：

- ・新井聡「中国：学士レベルの学位が取得可能な「職業技術大学」の拡大」

『IDE 現代の高等教育』2025 年 8-9 月号、pp.61-65

- ・－「泉州職業技術大学」『文部科学教育通信』599号（2025年3月10日号）、p.1。
- ・－2016「地方4年制大学の転換－応用技術型大学化による職業教育の強化」『諸外国の教育動向 2015年度版』、pp.183-184。
- ・－2020「教育部が15校の職業技術学院を職業技術大学に実験的に昇格」『諸外国の教育動向 2019年度版』、pp.160-161。
- ・－2025「学部レベルの教育を提供する高等職業教育機関の拡大」『諸外国の教育動向 2024年度版』、pp.205-208。
- ・「職教昇級」『中国週刊新聞』2024年7月1日、pp.8-27。
- ・中国中央テレビウェブサイト「15所職業学院昇為“職業大学”考本科有了更多選択」（<http://news.cctv.com>）2019年6月4日。
- ・文部科学省、2025、「諸外国の教育統計 R7（2027年版）」
- ・文部科学省ウェブサイト「専門職大学等の制度化について」（https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_senmon01-100001385_01.pdf）、2025年4月15日閲覧。
- ・－「専門職大学等について（パンフレット）」https://www.mext.go.jp/content/20250403-mxt_senmon02-100001394-2.pdf、2025年4月15日閲覧。
- ・国際ファッション専門職大学ウェブサイト「本学について」（<https://www.piif.ac.jp/about/>）2025年12月閲覧。
- ・東京国際工科専門職大学ウェブサイト「本学について」（<https://www.iput.ac.jp/tokyo/about/>）2026年1月閲覧。
- ・東京保健医療専門職大学ウェブサイト「本学について」（<https://www.tpu.ac.jp/overview/>）／「学籍情報」（<https://www.tpu.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/10/3f21522d317a1797a184ce9bab3dbd47.pdf>）2026年1月閲覧。
- ・iU(情報経営イノベーション専門職大学)「iUについて」（<https://www.i-u.ac.jp/about/>）2026年1月閲覧。
- ・ヤマザキ動物看護専門職短期大学ウェブサイト「大学案内」（<https://pc.yamazaki.ac.jp/guide/>）2026年2月閲覧。

・泉州職業技術大学ウェブサイト「泉大概況」

(<https://www.qvtu.edu.cn/qdggk/xxjj.htm>) 2025年4月閲覧。

謝辞：本稿をまとめるにあたり、日本教育財団後藤京子理事・豊田洋平部長・下嶽純世氏・熊琴氏、国際ファッション専門職大学近藤誠一学長・小柳將和アドミッションセンター長、東京国際工科専門職大学酒井隆行主任、東京保健医療専門職大学古尾谷博次学長・飛松好子前学長・小杉泰輔事務局長、iU(情報経営イノベーション専門職大学)中村伊知哉学長・阿部川久広学部長・稲岡克彦ユニット長・江端浩人教授・加藤大翔学生募集担当リーダー、ヤマザキ動物看護専門職短期大学山崎薫理事長、泉州職業技術大学呉濱如学長、廈門大学教育研究院鮑威教授等の様々な方にご支援・ご協力いただいた。ここに心からの感謝を申し上げる。

【2025年度シンポジウム基調講演報告】

中国における健康高齢者介護サービス人材の需要構造、 全体状況および発展動向

朱 耀 垠^{※1}

翻訳：李 剣^{※2}

一、「介護サービス」と「介護サービス人材」.

1. 狭義と広義の「介護サービス」

狭義の介護サービスとは、高齢者に対して生活支援や介護サービスを提供し、高齢者の特別な生活ニーズを満たすサービス産業を指す。例えば、国务院弁公庁が転送した《全国老龄委员会弁公室と発展改革委員会などの部門による高齢者介護サービス産業の加速的発展に関する意見》（国务院弁公庁発〔2006〕6号、2006年2月9日）には、「介護サービス産業とは、高齢者に生活支援と介護サービスを提供し、高齢者の特別な生活ニーズを満たすサービス産業である」と指摘されている。

一部の地方における高齢者介護サービス立法では、「介護サービス」を定義している。例えば、《江蘇省高齢者介護サービス条例》では、「本条例でいう介護サービスとは、家族構成員やその他の扶養義務者による扶養の基礎の上に、政

※ 北京師範大学

※ 博士（金沢大学）

府と社会が高齢者に提供する生活支援、リハビリ介護、健康管理、精神的慰め、緊急救援、ホスピスケアなどのサービスを指す」としている。

《貴州省高齢者介護サービス条例》では、「医療保健」「文化・スポーツ・レクリエーション」などが「介護サービス」に含まれている。《広東省高齢者介護サービス条例》では、「家政サービス」や「終末期ケア」が追加されている。《福建省高齢者介護サービス条例》では「心理相談」が含まれている。

広義の「介護サービス」とは、高齢者が疾病や身体機能の低下によって生じる特別な生活上のニーズや精神的ニーズを満たすための関連製品およびサービスを指すだけでなく、高齢期に備えるための産業部門の集合も含んでいる。

《国務院による高齢者介護サービス産業の加速的発展に関する若干の意見》（国務院発〔2013〕35号）は、「介護サービス産業の全面的発展」を要求しており、その主な内容は、高齢者の生活支援、高齢者向け製品・用品、高齢者健康サービス、高齢者スポーツ・フィットネス、高齢者文化・レクリエーション、高齢者金融サービス、高齢者観光などを含んでいる。

また、《介護産業統計分類（2020）》〔国家統計局令、2020年第30号〕では、「介護サービス産業」の範囲を12大類に定めている。すなわち、介護支援サービス、高齢者医療衛生サービス、高齢者健康促進と社会参加、高齢者社会保障、介護教育研修および人材サービス、介護金融サービス、介護技術とスマート介護サービス、介護公共管理、その他の介護サービス、高齢者用品および関連製品の製造、高齢者用品および関連製品の販売とレンタル、介護施設建設等である。

2. 介護サービス人材

国家民政部、国家発展改革委員会、教育部、財政部、人力資源社会保障部、住宅・都市農村建設部、農業農村部、商務部、国家卫生健康委員会、市場監督総局、税務総局、全国高齢委員会など12部門が共同で公布した《介護サービス人材隊伍の強化に関する意見》（国家民政部発〔2023〕71号、2023年12月31日）は、介護サービス人材とは、一定の介護サービスに関する専門知識と技能を有し、在宅、地域、施設などさまざまな場面において、高齢者に生活支援、リハビリサービス、緊急救援、精神的慰め、心理相談など多様なサービスを提供する専門人員を指すものであり、介護サービス従事者の中核的力量であると指摘して

いる。この介護サービス人材には主に、介護サービス技能人材、介護サービス専門技術人材、介護サービス経営管理人材が含まれる。

二、中国における人口高齢化の新しい状況と介護サービスの新たな需要

1. 人口高齢化の急速な進展

2024 年末時点で、全国の 60 歳以上の高齢人口は 3 億 1,031 万人に達し、総人口の 22.0% を占めている。65 歳以上の高齢人口は 2 億 2,023 万人で、総人口の 15.6% を占めている。2015 年から 2024 年にかけて、全国の 60 歳以上高齢人口の数とその総人口に占める割合は一貫して増加してきた。

2. 高齢人口割合の今後の上昇傾向

2022 年から 2036 年は高齢人口が最も急速に増加する時期であり、2037 年から 2051 年は中速の増加段階に入る。2052 年から 2063 年にかけては高齢人口の増加速度が急速に減退し、2056 年以降には高齢人口がマイナス成長に転じ、その数が減少する。2068 年以降は長期にわたり高齢人口の増加速度が 0 付近で推移し、その傾向は持続する。もっとも、高齢人口の数自体が減少しても、その割合はなお上昇し続けるため、高齢化の進行は大幅に緩和されることとなり、これにより高齢化や高齢問題がもたらす社会的圧力は相当程度和らげられるであろう。（北京大学人口研究所教授 乔晓春〔きょう しょうしゅん〕「中国人口高齢化の過去・現在・未来」『社会政策研究』[J]、2024 年第 1 期）

3. 介護サービス需要の巨大性

2021 年 8 月 1 日 0 時に実施された第 5 回中国都市・農村高齢者生活状況サンプル調査によると、全国高齢者の生活自立能力の状況は以下のとおりである。自立できる者は 88.4%、一部自立に困難のある者は 7.1%、自立できない者は 4.5% であった。都市部高齢者では、自立できる者が 90.3%、一部自立に困難のある者が 5.7%、自立できない者が 3.9% であった。農村部高齢者では、自立できる者が 86.1%、一部自立に困難のある者が 8.7%、自立できない者が 5.2% で

あった。（国際的に通用している日常生活動作尺度〔ADLs〕における6項目、すなわち「食事」「着替え」「排泄」「起居（ベッドの上下動作）」「屋内歩行」「入浴」に基づき、高齢者がこのうち1項目でも「できない」とされた場合は「生活自立できない」と定義し、1項目以上で「やや困難」とされた場合は「一部自立困難」と定義し、6項目すべてを「できる」とされた場合は「生活自立可能」と定義する。）

年齢層別にみると、低齢高齢者（前期高齢者）においては「一部自立困難」と「自立できない」の割合の合計が6.9%、中齢高齢者では12.6%、高齢高齢者（後期高齢者）では29.2%であった。性別にみると、男性低齢高齢者における「一部自立困難」と「自立できない」の割合合計は6.0%、女性低齢高齢者では7.7%であった。男性中齢高齢者では10.7%、女性中齢高齢者では14.4%。さらに、男性高齢高齢者では24.5%、女性高齢高齢者では32.7%であった。

高齢者の需要割合が最も高い五つのコミュニティ（村）介護サービスは、順に以下のとおりである。

訪問診療サービス（29.1%）、配食サービス（22.1%）、文化・レクリエーションサービス（22.1%）、健康教育サービス（17.2%）、訪問家事サービス（15.8%）。

2021年において、中国の高齢者のうち在宅で介護サービスを受けることを選択した者は87.3%、昼間は介護センターに通い夜は自宅に戻ることを選択した者は4.9%、介護施設を選択した者は7.7%であった。都市部の高齢者では、在宅介護サービスを選択した者が83.6%、昼間介護センターを選択した者が6.9%、介護施設を選択した者が9.5%。農村部の高齢者では、在宅介護サービスを選択した者が91.7%、昼間介護センターを選択した者が2.6%、介護施設を選択した者が5.7%であった。

主要介護者についてみると、実際に介護を受けている高齢者のうち、配偶者が主要介護者である割合は45.5%、子ども（息子・嫁・娘・婿を含む）が主要介護者である割合は47.6%、家政サービス従事者、医療・介護機関職員または介護施設職員が主要介護者である割合は3.4%、その他の者が主要介護者である割合は

3.5%であった。

三、介護サービスにおける新しい職業と新基準

1. 新たな介護員国家職業技能系列

『介護員国家職業技能標準』は2002年に公布・施行され、2011年に初めて改訂され、2019年に大幅な改訂が行われた。『介護員国家職業技能標準』（2019年版）では、介護員の職業技能等級を従来の4級から5級に増やし、「1級／高級技師」を新設し、合計5等級とした。すなわち、5級（初級工）、4級（中級工）、3級（高級工）、2級（技師）、1級（高級技師）である。

また、他の職業と介護員との関連性に基づき、看護師や家政サービス従事者については、職業技能等級認定を申請する際に、その従業年限を介護業務の従業年限として認定できると規定された。さらに、介護員各職業等級には、居宅・地域介護サービスに関する技能要件を新たに追加し、「基礎知識」に「消防安全」の内容を加え、認知症高齢者のケア要点とコミュニケーション技術を追加した。2級（技師）および1級（高級技師）の等級には、「能力評価」と「品質管理」の業務内容が新たに加えられた。

2025年3月13日、国家民政部と人力資源社会保障部は『介護サービス技能人材の職業技能等級認定の加速推進に関する実施意見』（民発〔2025〕8号）を発表し、高級技師の上に特級技師と主席技師の技術職（職位）を新設し、初級工の下に見習工を補設した。これにより、「八級工」の職業技能等級（職位）系列、すなわち見習工、初級工、中級工、高級工、技師、高級技師、特級技師、主席技師が形成された。

2. 高齢者能力評価士

国家人力資源・社会保障部は『高齢者能力評価士』（2023年版、職業コード：4-14-02-05）を制定した。

定義：介護を必要とする高齢者に対して、自立能力、基礎運動能力、精神状態、知覚および社会参加能力の測定と評価を行う専門職。

職業技能等級：3級／高級工、2級／技師、1級／高級技師。

職業能力特性：一定の観察力、分析力、理解力、計算力および情報・データ処理能力を備え、さらに優れた言語表現力とコミュニケーション能力、評価判断力を有すること。

研修の参考時間数：3級／高級工は120標準学時以上、2級／技師および1級／高級技師は80標準学時以上。

研修講師：

- 3級／高級工を研修する講師は、本職業の2級／技師以上の職業資格（職業技能等級）証書または関連専門の中級以上の専門技術職資格を有すること。
- 2級／技師を研修する講師は、本職業の1級／高級技師職業資格（職業技能等級）証書または関連専門の高級専門技術職資格を有すること。
- 1級／高級技師を研修する講師は、本職業の1級／高級技師職業資格（職業技能等級）証書を2年以上有する者、または関連専門の高級専門技術職資格を2年以上有する者であること。
-

3. 高齢者ケアサービス師

2025年5月8日、人力資源社会保障部は公告を発表し、高齢者ケアサービス師の職業設立に関する規定を公示しました。2025年7月4日には、民政部弁公庁と人力資源社会保障部弁公庁が「《高齢者ケアサービス師職業資格暫定規定（意見募集稿）》」および《初級高齢者ケアサービス師・中級高齢者ケアサービス師職業資格試験実施方法（意見募集稿）》に関する意見募集通知」を発表し、社会に向けて広く意見を求めました。

高齢者ケアサービス師の職務：

在宅、地域、施設における高齢者ケアサービスの総合的なニーズ評価、計画の策定と実施、ケア技術の実施および研修指導、品質評価管理、サービス相談・紹介、実務応用研究などに従事する専門技術者。

高齢者ケアサービス師の主な業務内容：

1. 高齢者のケアサービスニーズを評価・判定する。
2. 高齢者のケアサービス需要を研究し、解決策を策定・実施する。
3. 高齢者の失能ケア、認知症ケア、心理的支援、バリアフリー環境の設計・

計画などの専門的サービスおよび指導を行う。

4. 高齢者ケア従事者の研修計画を策定・実施し、ケア従事者に対して高齢者ケア用具・機器の操作を指導する。
5. 高齢者ケアサービスの品質評価管理規範を策定・実施し、サービスに関するリスクの特定・予防・緊急対応を行う。
6. 高齢者ケアサービスに関する情報提供、資源連携、サービス紹介を行う。
7. 高齢者ケアサービスの理論および実践研究を行い、ケア技術や方法の革新・普及を推進する。

高齢者ケアサービス師の資格区分：

高齢者ケアサービス師の職業資格 (Qualification for Elderly Care Service Professional) は、

- 初級高齢者ケアサービス師 (Junior Elderly Care Service Professional)
- 中級高齢者ケアサービス師 (Intermediate Elderly Care Service Professional)
- 高級高齢者ケアサービス師 (Senior Elderly Care Service Professional)

の3段階に区分される。

職業能力要件

初級高齢者ケアサービス師：

1. 基本的な高齢者ケアサービスの専門知識と技術を習得し、高齢者ケアサービスに関連する法律・法規・政策および基準を運用できること。
2. 高齢者の能力、ニーズ、バリアフリー環境などの状況について総合的な評価に参加し、高齢者ケアサービスに関する情報提供や助言を行い、ケア計画またはサービス需要解決策の策定を支援できること。
3. ケア計画またはサービス需要解決策に基づき、専門的知識と技術を用いて、失能ケア、リハビリテーションサービス、健康管理、認知症予防、心理的支援、緩和ケア、バリアフリー環境の計画・設計などのサービスを提供し、高齢者リハビリ補助具や高齢者向け福祉テクノロジー機器を熟練して使用できること。
4. 基本的なサービスの質および効果評価を行い、改善意見を提出できること。

中級高齢者ケアサービス師：

1. より豊富な高齢者ケアサービスの専門知識と実務経験を有し、高齢者ケアサービスに関連する法律・法規・政策および基準を熟練して運用できること。
2. 高齢者ケアサービスの専門知識と技術を総合的に活用し、高齢者の能力、ニーズ、バリアフリー環境などの状況について総合評価を組織的に実施し、ケア計画またはサービス需要解決策を策定・実施できること。また、専門的サービスを提供し、サービス指導を行い、比較的複雑な専門的課題を解決し、各種サービスリスクを識別・予防・処置し、サービスの質と効果の評価管理を行えること。
3. 高齢者ケア従事者の研修・指導計画を策定し、初級高齢者ケアサービス師およびその他の高齢者ケア従事者に対して専門的な研修や技術指導を行えること。
4. 高齢者ケアサービスに関する情報提供、資源連携、サービス紹介を行えること。

高齢者ケアサービス師の試験管理：

民政部と人力資源社会保障部は共同で、高齢者ケアサービス師職業資格制度に関する政策の策定、組織的实施、監督指導および試験の安全リスク防止管理を担当する。

初級高齢者ケアサービス師、中級高齢者ケアサービス師の職業資格については、全国統一のシラバス、統一出題、統一組織による試験制度を実施する。民政部は、専門家を組織して試験科目・試験大綱を作成し、出題を行い、試験問題庫の構築を研究し、試験合格基準の提案を行う責任を負う。人力資源社会保障部は、試験科目・試験大綱・試験問題および試験合格基準を審査・承認し、試験業務に対する指導・監督・検査を行う責任を負う。

4. 健康ケア師（長期介護師）

人力資源社会保障部は国家医療保障局と共同で『健康ケア師（長期介護師）』（2024年版、職業コード：4-14-01-03）を制定した。

健康ケア師：

基本的な医学・看護知識と技能を活用し、在宅、病院、地域、長期介護サービス施設などの現場で対象者の健康ケアおよび生活支援サービスを提供する専門職。

長期介護師：

基本的な生活支援および看護知識・技能を活用し、在宅、地域、介護施設、医療機関などで、長期介護保険の給付を受ける者などを対象に、基本的生活支援およびそれに関連する医療ケア、機能維持、心理ケアなどのサービスを提供する専門職。

長期介護師の等級：

- 5 級／初級工
- 4 級／中級工
- 3 級／高級工

研修参考時間数：

- 5 級／初級工：40 標準学時以上
- 4 級／中級工：24 標準学時以上
- 3 級／高級工：16 標準学時以上

研修講師：

- 5 級／初級工および 4 級／中級工を研修する講師は、本職業の 3 級／高級工以上の職業資格（職業技能等級）証書、または関連専門（看護師、ソーシャルワーカー、介護員、家政サービス従事者、医療臨床補助職員、医療看護師、医療衛生技術者、村医師、臨床医・歯科医、中医師、中西医结合医師、民族医師、公衆衛生・健康医師、薬学技術者、呼吸療法士、リハビリ療法士、その他衛生専門技術職など）の中級以上の専門技術職資格を有すること。
- 3 級／高級工を研修する講師は、関連専門の中級以上の専門技術職資格を有すること。

研修施設・設備：

理論知識の研修は標準教室またはコンピュータ教室で行う。操作技能研修は、国家標準またはその他規定に適合した長期介護関連の施設、設備、用品を備えた場で行う。さらに、適老化改造評価師、高齢者栄養師、リハビリ補助具技術相談師などの国家または団体職業技能標準が順次制定されている。

天津市の『在宅高齢者介護従事者研修規範』（DB12/T 980-2020）では、在宅介護サービス研修に関する機関要件、研修方式、研修等級、講師資格、施設・設備要件、研修時間、研修内容、効果評価、研修記録管理および監督・評価が規定されている。

研修方式：

研修方式は内部研修と外部研修の2種類に分けられる。

- **内部研修：**資格と実務経験を有する者が研修生に対して法律・法規、安全規則、理論知識および基本的看護操作を紹介する。一定の資格を有する専門家を招き、講義形式で研修を行う。研修生は現場見学を通じてサービス技能を向上させる。ケース分析を通じて、突発事象への対応能力を高める。業務経験の交流や技能競技などの活動も行う。
- **外部研修：**主に視察・研修参加や関連部門が主催する業務研修に参加すること。

また、各省でも関連規範・ガイドラインが整備されている。

- 江蘇省：『コミュニティ銀髪コンサルタントサービス規範』
- 安徽省：『農村高齢者支援従事者作業指南』
- 上海市：『診療補助師技能要件』『高齢者緩和ケア介護従事者研修規範』『在宅高齢者介護師研修規範』などの団体標準

さらに、民間では、太平人寿の「医康養マネージャー」、友邦北京の「高齢者プランナー」などの職種も登場している。

四．高齢者ケア人材育成の新しいモデルと新政策

1. 専門体系の整備

第一に、関連専門の目録を増設すること。

国家教育部は『職業教育専門目録（2021年版）』の実施を推進し、高齢者ケア分野における新技術、新業態、新職業の発展に対応して、タイムリーに「スマート健康高齢者管理」、「医療・介護ケアとマネジメント」、「言語聴覚治療技術」などの専門分野を追加した。新版職業教育専門目録では、高齢者ケア分野に関連する専門分野が30以上に達している。

第二に、専門の段階的設定を支援すること。

応用型高齢者ケア学部人材の育成を強化するため、2019年10月、教育部など7部門が共同で文書を発出し、一般本科大学に対して家政学や高齢者医学など高齢者関連専門分野の設置を奨励・指導した。2020年9月、上海工程技術大学と山東女子学院が全国で最初にこの専門分野を設置し、当年に入学者を受け入れた。

全国ではすでに44校の本科大学が高齢者ケア管理を開設しており、主要なカリキュラムは以下の通りである：

管理学、公共管理学、社会学概論、経済学原理、社会調査研究方法、統計学、人材管理、会計学、マーケティング学、高齢者ケアサービスと管理概論、高齢者心理学、高齢者学概論、管理コミュニケーション、介護施設の運営と管理、高齢者政策と法規、高齢者の身体構造と機能、高齢者臨床ケア、高齢者の一般的疾患予防と看護など。

2025年3月、教育部と国家衛健委は共同文書を発出し、職業本科校などに対して「医療・介護ケアとマネジメント」の職業本科専門分野の設置を指導・支援するとともに、学科間の一貫教育として、高等職業専科の健康管理、高齢者保健と管理、スマート健康高齢者サービスと管理などの卒業生が受験できるよう奨励している。さらに、高齢者ケアに関する大学院教育の積極的な発展も推進されており、社会福祉などの修士専門職学位授与点を適切に増加させ、有条件の大学が社会学、高齢者学、人口学、リハビリテーション学、家庭発展学などの分野で大学院生を募集・育成できるよう奨励・支援し、介護施設や職業学校などに業務の中核となる人材や高水準の教育・研究人材を供給している。

第三に、質の高い教材とカリキュラムの供給を強化すること。

業界標準、職業標準、職業発展ニーズを人材育成・研修の全過程に統合することを推進している。教育部は『高齢者看護』など多くの中等職業学校向け「第十四次五カ年職業教育国家計画教材」、および『高齢者ケア』など複数の職業教育国家オンライン講座を選定・公表した。『認知症高齢者ケア』などの高齢者サービス関連講座は国家職業教育スマート教育プラットフォームで公開され、在校生および社会学習者向けに提供され、関連教育のカバー範囲を拡大し続けている。

第四に、在職者向け技術・技能研修を強化すること

集中研修、職場実習、職業技能競技、オンライン研修など多様な方法を用いて、高齢者サービス人材の能力・素質を継続的に向上させる。実践的技能と職業倫理の研修を重点とし、就職前研修を全面的に推進する。職業技能向上研修を継続的に実施し、法律知識、職業倫理、業務規範、品質意識、健康衛生などの要件を高齢者サービス人材の職業生涯全体にわたって浸透させる。

北京市では、区民政局に対して毎年、政府が研修機関サービスを購入する方式で区内の介護従事者研修を実施することを義務付けている。研修費用は1人当たり最大900元を上限として支援され、研修時間は60学時以上とし、必要経費は区級財政が負担する。

2. 育成方法の革新

第一、「高本貫通」。

「高」は高職（専科）レベルの学歴教育を指し、「本」は本科教育を指す。「高本貫通」の試行専門では、大部分が応用型本科専門として開設されている。北京市では、「北京市特色高水準職業院校」に選定された高職院校と本科大学が共同で人材を育成している。前5年間は高職院校で学び、後2年間は本科大学で学ぶ。前3年間の学業を修了し成績が合格した者には、高職院校から中等職業学校の卒業証書が授与される。前5年間の学業を修了し成績が合格した者には、高職院校から専科学歴の証書が授与される。全課程を修了し成績が合格した者には、共同の本科大学から本科の学位証書が授与される（専科から本科への進学）。貫通型の学制は7年間で、前3年間は中等職業教育段階、中間の2年間は高職教育段階、後の2年間は本科教育段階である。前5年間は職業院校で学び、後2年間は本科大学で学ぶ。

第二、職業教育のグループ化運営を推進。

家政、介護、保育サービスに関連する職業教育グループを組織し、高齢者サービス分野を含む模範的な職業教育グループ(アライアンス)育成単位を選定する。各地では、グループ化運営の体制・制度改革、入学・就職の一体化、育成モデルの革新などの探索に政策支援を提供し、職業教育グループの実体化運営を推進している。

第三、オーダーメイド型育成を推進。

産業と教育の融合、医療と教育の協働、学校と企業の連携を促進し、人材育成と業界ニーズの精密な接続を推進する。関連する医療・衛生サービス機関と職業学校が実習・研修契約を締結することを支援し、学生の実習ポスト設定や教育実践活動の実施を推進する。また、高齢者能力評価、高齢者健康管理、高齢者統合ケア、失能・認知症高齢者ケアなどの実際のサービス場면을模擬した校内実習施設の整備を支援する。

3. インセンティブ政策の強化（強化激励政策）

国家奨学金・助成金や社会寄付などの資金支援を通じて、学生が高齢者サービス関連の専門分野を専攻することを促す。無料研修、資格取得奨励、特別職手当、入職奨励金、居住優遇措置など多様な方法により、各種人材が長期的に高齢者サービス業務に従事することを促進する。

『深圳市高齢者施設従事者補助金試行办法』では、補助金の基準と条件を定めています。

入職補助：高齢者施設の専門技術職および介護技能職（一線の介護員）を対象に、一回限りの入職補助を設けています。申請者は、高等学校または中等・高等職業教育機関を卒業後3年以内に本市の高齢者施設に就職し、一線の専門技術職または介護技能職に従事し、累計3年以上勤務していることが条件です。また、従事職に関連する国家認定の職業資格を取得していること、申請期間中も専門技術職または介護技能職に従事していること、法定退職年齢に達していないこと、かつ本市で法令に基づき社会保険料を納付していることが求められます。

補助金の基準は以下の通りです：

- 専門技術職：専科（高職）学歴、本科学歴、研究生以上の学歴に対し、それぞれ 8,000 元、10,000 元、15,000 元

- 介護職：中専学歴、専科（高職）学歴、本科以上の学歴に対し、それぞれ 8,000 元、10,000 元、15,000 元

職務補助：

高齢者施設で一線の介護技能職に連続して 1 年以上勤務する介護員を対象とします。申請者は介護関連の職業資格を取得していること、申請期間中も一線の介護職に従事していること、法定退職年齢に達していないこと、かつ本市で法令に基づき社会保険料を納付していることが条件です。

補助金の基準は以下の通りです：

- 介護職の初級（五級）から上級技師（一级）までの職業技能等級証書、または同等の職業証書を保持する場合、等級に応じて月額 100 元、200 元、300 元、500 元、800 元／人の基準で支給されます。

補助金は、高齢者施設が所在する区の民政部門に代行申請します。民政部門は申請を審査し、審査通過後 7 日間公示します。公示を経て、民政部門は補助金を申請者の金融社会保障カードに振り込みます。入職補助は毎年 4 月 30 日および 10 月 31 日までに支給され、職務補助は本四半期に前四半期分を支給します。

五、中国の高齢者サービス人材における新課題と新しい考え方

1. 新課題

現段階において、中国の高齢者サービス業の人材隊は、全体として規模が小さく、層が単一で、質にばらつきがあるという問題を抱えており、一定程度、高齢者サービス業の迅速な発展を制約しています。

中国老齡科学研究中心と新疆生産建設兵団高齢者産業協会は 2023 年に共同で『高齢者サービス人材状況に関する特別調査報告』を発表しており、それによると、高齢者サービス人材は女性が主体であり、人材隊の年齢構成は高めで、調査対象となった介護員のうち、41 歳から 55 歳の年齢層が 56% を占めています。

また、2019 年に全国民政職業教育教学指導委員会が発表した『高齢者サービスおよび管理人材の現状と需要に関する専門調査報告』によると、高齢者産業に就職した卒業生の第一年目の離職率は 40%～50%、第二年目は 60%～70%、第三年目は 80%～90%以上に達しています。

2. 新しい考え方

一つ目は、**職業の尊厳感を高めることです**。一部の人は、看護師の日に倣い、「介護員の日」または「高齢者介護員の日」を設けることを提案しています。

二つ目は、**待遇の保障を強化することです**。条件を満たす高齢者サービス機関（企業）の従事者が、社会福祉士の資格を取得できるよう支援します。医師の地域登録制度を実施し、医療従事者が関連医療機関で勤務できるよう奨励します。医療と介護を融合した施設の医療従事者は、職称評価や専門技術者の継続教育などにおいて、他の医療機関の医療従事者と同等の待遇を受けます。2024年5月、浙江省東陽市民政局と財政局は共同で『東陽市高齢者介護員特殊職務手当補助方法』を發布し、条件を満たす高齢者施設の一線で介護業務に従事する介護員に対して、職業技能等級に応じて毎月200元～800元の特種職務手当を支給することとしました。2024年、東陽市では合計2823人が高齢者サービス補助金、介護補助金、特殊職務手当を受け取りました。

三つ目は、**家庭介護従事者の研修を強化することです**。北京市では、失能者や障害者などの高齢者の家庭介護従事者および農村の近隣相互扶助員の研修を、政府による高齢者サービス購入のカタログに組み込み、区民政局は年間の研修枠に基づき、市内で高齢者サービス関連専門を設置している各種職業院校や相応の研修資格を持つ社会研修機関に委託して研修を実施します。失能者や障害者の家庭介護従事者および農村近隣相互扶助員の研修時間は16学時以上と定められています。

四つ目は、**高齢者介護員の総合評価基準体系を構築することです**。職業能力を指向し、業務実績を重視し、職人精神の育成と職業倫理の養成に重点を置いた本市高齢者介護員総合評価基準体系を策定・実施し、介護員の総合等級評価を組織的に実施します。そして、総合等級評価の結果が介護員の職業キャリア計画や給与待遇と連動するよう促進します。

【2025 年度シンポジウム基調講演報告】

日本の介護保険制度と人材養成・育成制度の変遷 —アジア諸国への示唆を含めて—

長嶺 由衣子※

摘要

日本は 2000 年に介護保険制度を創設し、家族介護中心から社会的介護への転換を図った。本稿は、介護保険制度の創設前から現在までの変遷過程と、それに伴う人材養成・育成制度の発展を体系的に記述し、制度設計における成功と課題を明らかにする。日本の介護の人材養成は高齢者像に伴って量から質の確保へと変化してきている。質確保のため、研修や資格体系が複雑化すると普及が困難となるという関係性も経験をし、現在はなるべくわかりやすい人材養成・育成制度とする取り組みも進めている。本稿は急速に高齢化が進む中国をはじめ、今後介護を支える制度の導入を検討するアジア諸国に対し、日本の経験から得られた教訓を提示することを目的とする。

キーワード：介護保険制度、人材養成・育成、介護支援専門員、介護福祉士

1. 日本における高齢化の進展と社会的背景

1.1 人口構造の変化と高齢化の速度

日本の高齢化は、世界に類を見ない速度で進行してきた。1970 年に高齢化率（65 歳以上人口の割合）が 7%を超え「高齢化社会」に入った日本は、わずか 24 年後の 1994 年には 14%を超える「高齢社会」となった。さらに 2007 年には 21%を超え「超高齢社会」に突入した。

この速度の速さは国際的に見ても顕著である。高齢化率が 7%から 14%に達する

※ 厚生労働省老健局

までの期間(倍加年数)は、フランスが115年、スウェーデンが85年、ドイツが40年であったのに対し、日本はわずか24年であった。この急速な変化は、社会システムの対応期間が極めて限られていたことを意味する。日本以外のアジア諸国である中国の倍加年数は26年、シンガポール19年、韓国18年等、日本と同程度もしくはそれよりも短い期間で高齢化が進んでいることも着目に値する。

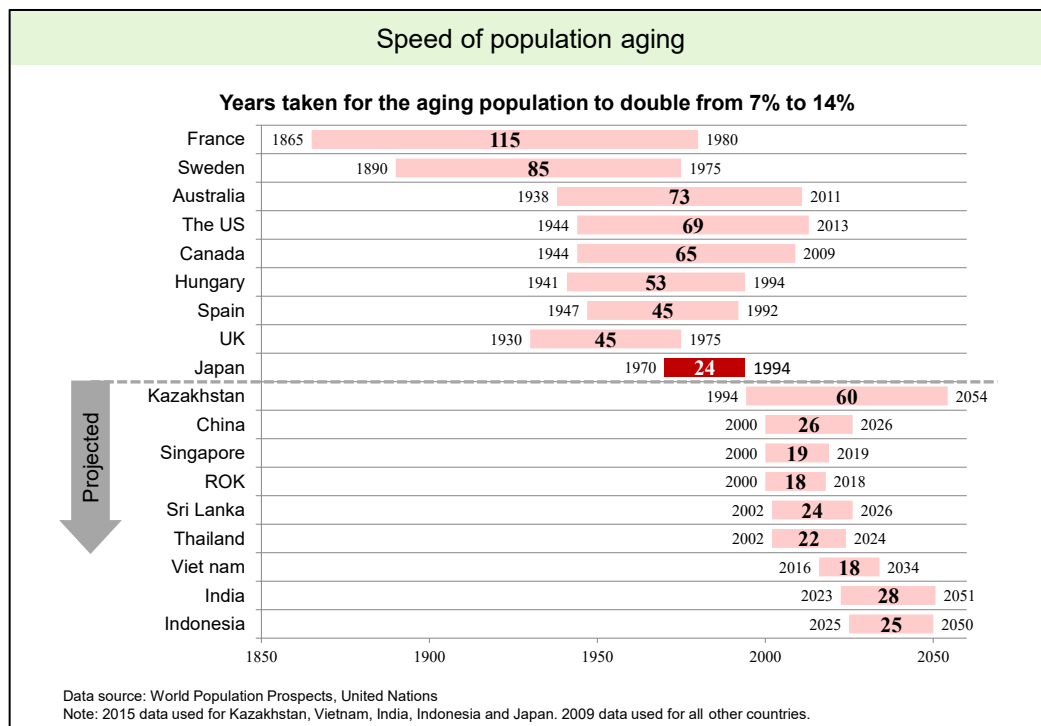


図1 各国の人口の高齢化のスピード

2025年、日本の高齢化率は約29%に達しており、約3,600万人が65歳以上となっている。このうち、75歳以上の後期高齢者は約2,100万人を占め、全人口の17%を超えている(厚生労働省, 2024b)。人口構造の変化の背景には、少子化と長寿化という二つの要因がある。合計特殊出生率は1970年代半ばから2.0を下回り、2024年には1.15まで低下した(厚生労働省, 2024d)。一方で、平均寿命は着実に延び、2022年時点で男性が81.05歳、女性が87.09歳となっている(厚生労働省, 2023b)。健康寿命との差は男性で約9年、女性で約12年あり(厚生労働省, 2024a)、この期間に介護が必要となる可能性がある。

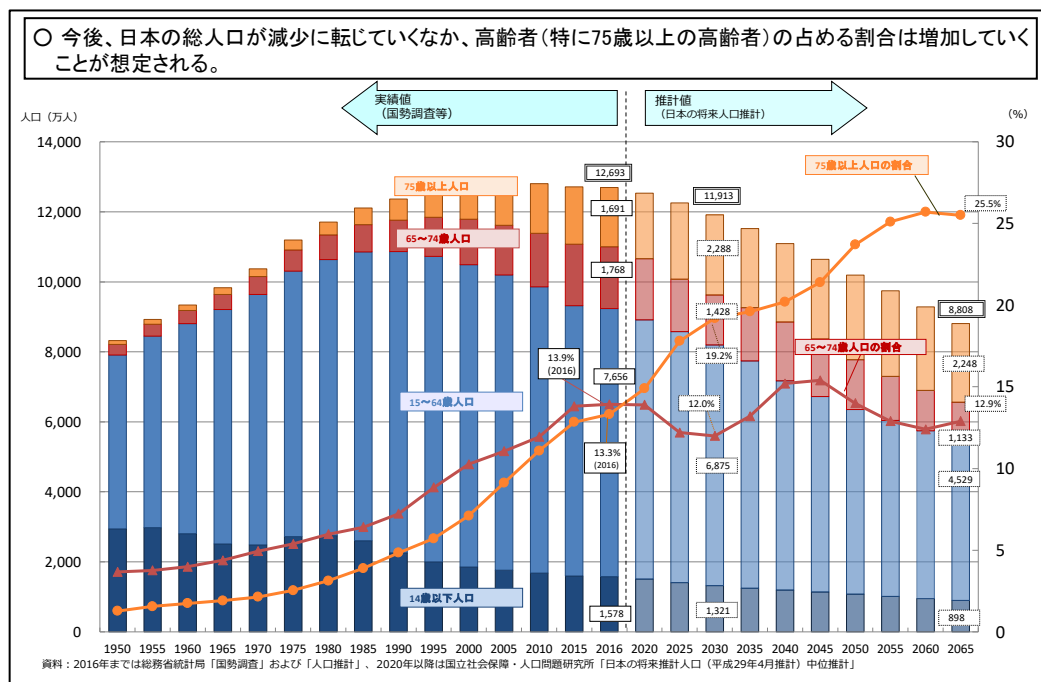


図2 日本の高齢者数・割合の推移（推計含む）

1.2 諸外国との比較からみる日本の特徴

日本の高齢化には、今後のアジア諸国の高齢化に通じるいくつかの特徴的な点がある。

第一に、前述の通り高齢化の速度が極めて速いことである。欧米諸国が100年以上かけて経験した人口構造の変化を、日本は数十年で経験した。これは、社会保障制度の整備、インフラの調整、国民意識の変革などを短期間で行う必要があることを意味する。

第二に、高齢化率の高さである。2024年時点で、日本は世界で最も高齢化率が高い国（29.3%）となっている。2位のイタリア（24.6%）、3位のポルトガル（24.5%）を大きく上回っており、この傾向は今後も続く予測されている（総務省，2024）。

第三に、「一人暮らし高齢者」と「高齢者夫婦のみ世帯」の増加である。かつて日本では、三世帯同居が一般的で、高齢者は家族による介護を受けることが想定されていた。しかし、核家族化の進展により、2020年の国勢調査では、65歳以上の単独世帯が約671万世帯、高齢者夫婦のみの世帯が約664万世帯となり、高齢者世帯の過半数を占めるようになった（総務省，2021）。

第四に、都市部と地方部の格差である。東京、大阪、名古屋などの大都市圏で

は、団塊世代の高齢化により、今後急速に高齢者数が増加する。一方、地方部では既に高齢化率が40%を超える地域も存在し、地域社会の維持そのものが課題となっている。介護サービスの提供体制も、都市部では事業者の過当競争、地方部ではサービス供給不足という対照的な問題を抱えている（厚生労働省，2025a）。

1.3 2025年と2040年

日本の高齢者施策を進める上で、人口の将来推計に基づき、「2025年」と「2040年」をキーとなる年として設定をし、それぞれの時期に向けてあらかじめ準備を進める方法をとってきた。

2025年は、戦後すぐのベビーブーム世代である団塊世代（1947年～1949年生まれ）の全員が75歳以上の後期高齢者となる年であり、社会への多面的な影響を予想し、準備をするために、この年を目途に各種の推計が行われた。2020年時点で、2025年には、後期高齢者人口が全人口の約18%を占めると推計され、2022年の統計で、実際に後期高齢者の要介護認定率は前期高齢者のそれと比べ、約5倍高かった（厚生労働省，2022b）。その他、医療・介護需要も増加するため、病床不足、介護施設の不足が深刻化することも危惧された。介護人材については、2021年時点で、2025年には約32万人の介護職員が不足すると推計された（厚生労働省，2021）。

2040年頃には、団塊ジュニア世代（1971年～1974年生まれ）が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える。同時に、現役世代（15～64歳）の減少が続くことが予測されている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年には、日本における死亡がピークとなることが予想されており、高齢化率は約35%に達するとされている（国立社会保障・人口問題研究所，2023）。この時期には、介護だけでなく、医療、年金、雇用、地域社会の維持など、あらゆる分野で構造的な課題が顕在化することが見込まれており、介護分野では、約69万人の介護職員不足が見込まれており（厚生労働省，2021）、抜本的な対策が必要とされている。

2. 介護保険制度の創設と基本的枠組み

2.1 介護保険制度導入前の状況

2.1.1 老人福祉制度の問題点

介護保険制度が創設される以前、高齢者の介護は主に老人福祉制度と老人医療

制度によって対応されていた。老人福祉制度は、1963年に制定された老人福祉法に基づき、特別養護老人ホームなどの施設サービスや、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを提供していた。

しかし、この制度にはいくつかの課題があった。第一に、「措置制度」という仕組みであったため、サービス利用は行政の判断に委ねられ、利用者の選択権が制限されていた。利用者は市町村に申請し、市町村が必要性を判断してサービスを割り当てる（措置する）という流れであり、利用者の意向が十分に反映されない構造であった。

第二に、サービス提供主体が限定的であった。社会福祉法人を中心とした限られた事業者のみがサービスを提供しており、サービスの量的拡大や多様化が進みにくい状況であった。

第三に、所得に応じた応能負担の原則により、中間所得層の利用が抑制されていた。特別養護老人ホームへの入所には収入に応じた高額な費用負担が求められるケースもあり、真に必要な人がサービスを利用しにくい状況があった。

第四に、サービス供給量の絶対的不足があった。特別養護老人ホームの待機者は常に数万人規模で存在し、在宅サービスも十分に整備されていなかった。

表1 日本の介護保険制度創設前の老人福祉・老人医療政策の経緯

年 代	高齢化率	主 な 政 策
1960年代 老人福祉政策の始まり	5.7% (1960)	1962(昭和37)年 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の創設 1963(昭和38)年 老人福祉法制定 ◇特別養護老人ホーム創設、訪問介護法制化
1970年代 老人医療費の増大	7.1% (1970)	1973(昭和48)年 老人医療費無料化 1978(昭和53)年 短期入所生活介護（ショートステイ）事業の創設 1979(昭和54)年 日帰り介護（デイサービス）事業の創設
1980年代 社会的入院や 寝たきり老人の 社会的問題化	9.1% (1980)	1982(昭和57)年 老人保健法の制定 ◇老人医療費の一定額負担の導入等 1987(昭和62)年 老人保健法改正（老人保健施設の創設） 1989(平成元)年 消費税の創設（3%） ゴールドプラン （高齢者保健福祉推進十か年戦略）の策定 ◇施設緊急整備と在宅福祉の推進
1990年代 ゴールドプランの推進 介護保険制度の導入準備	12.0% (1990)	1990(平成2)年 福祉8法改正 ◇福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画 1992(平成4)年 老人保健法改正（老人訪問看護制度創設） 1994(平成6)年 厚生省に高齢者介護対策本部を設置（介護保険制度の検討） 新ゴールドプラン 策定（整備目標を上方修正） 1996(平成8)年 介護保険制度創設に関する連立与党3党（自社さ）政策合意 1997(平成9)年 消費税の引上げ（3%→5%） 介護保険法成立
2000年代 介護保険制度の実施	17.3% (2000)	2000(平成12)年 介護保険法施行

13

2.1.2 老人医療制度の問題点

一方、老人医療制度は、1973年に老人医療費無料化が実施されたことで大きく変化した。70歳以上の高齢者は医療費が無料となり、医療機関へのアクセスは改善された。しかし、医療費無料化により、高齢者の受診が急増し、老人医療費が急激に増加した。1970年度に約3,400億円だった老人医療費は、1980年度には約2兆円、1990年度には約5兆円へと増加した。この財政負担の増大に対し、1982年に老人保健法の制定と一部負担金を導入したが、高齢者数の増加を背景に、医療費の増加傾向は止まらなかった。さらに、当時の深刻な問題は、医療と福祉の機能分担が不明確であったことである。本来、介護やリハビリテーションで対応すべきケースが、医療機関で対応される状況が生まれた。特に、地方部では高齢者を受け入れる福祉施設が不足していたため、医療機関が実質的に高齢者の生活の場となる事態が広がった。

2.1.3 社会的入院の深刻化

このような状況の中で、「社会的入院」という問題が深刻化した。社会的入院とは、医学的には入院治療の必要性が低いにもかかわらず、介護や生活支援が必要であるために退院できず、病院に長期入院している状態を指す。1990年代半ばには、療養型病床群の入院患者の約3分の1が社会的入院の状態にあると推計された。家族の介護力の低下、在宅介護サービスの不足、介護施設の不足などが重なり、病院が実質的に高齢者の生活の場となっていた。

社会的入院は、複数の問題を引き起こした。医療費の増大により、国家財政を圧迫した。医療機関の本来の機能が阻害され、急性期医療を必要とする患者の受け入れが困難になった。高齢者本人にとっても、医療機関という環境は生活の場として適切ではなく、ADL(日常生活動作)の低下や意欲の減退を招いた。家族にとっても、病院への長期入院は経済的・精神的な負担となった。

こうした問題の構造的な原因は、医療と福祉が縦割りで運営され、介護を必要とする高齢者を総合的に支える仕組みがなかったことにある。高齢化の急速な進展により、この問題は年々深刻化し、抜本的な制度改革が求められるようになった。

2.2 介護保険制度の基本的な考え方

2.2.1 自立支援の理念

介護保険制度は、2000年4月に施行された介護保険法に基づき創設された。この制度の最も重要な理念の一つが「自立支援」である。従来の措置制度では、高齢者を「保護すべき対象」として捉える傾向があった。しかし、介護保険制度では、高齢者を「権利の主体」として位置づけ、その人らしい自立した生活を支援することを目的とした。ここでいう自立とは、単に身体的な自立だけを意味するのではなく、たとえ介護が必要な状態であっても、その人の意思に基づき、尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できることを意味する。

この理念を実現するため、介護保険サービスは、単に日常生活の援助を行うだけでなく、心身機能の維持・改善を図る「リハビリテーション」の視点を重視している。例えば、通所リハビリテーションや訪問リハビリテーションなどのサービスにより、高齢者の残存能力を活かし、できることを増やす支援が行われる。

また、自立支援の理念は、「過剰な介護」を予防することも目的とする。本人ができることまで介護者が行ってしまうと、かえって高齢者の能力低下を招く可能性がある。そのため、介護サービスは、本人の自己決定を尊重し、できることは見守り、必要な部分を適切に支援するという姿勢が求められる。

2.2.2 利用者本位のサービス選択

介護保険制度のもう一つの重要な原則が、「利用者本位」である。従来の措置制度では、サービス利用は行政の判断によって決定されていたが、介護保険制度では、利用者自身が事業者を選択し、契約してサービスを利用する「契約制度」に転換した。この転換により、利用者は以下のような権利を得た。複数の事業者の中から、自分の希望に合った事業者を選ぶことができる。サービスの内容、利用時間、事業者などを、自分のニーズに応じて決定できる。サービスに不満がある場合、事業者を変更することができる。ケアプラン（介護サービス計画）の作成に参加し、自分の意向を反映させることができる。

この利用者本位の原則を支えるため、ケアマネジメントという仕組みが導入された。介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の状態やニーズを把握し、適切なサービスの組み合わせを提案する。利用者はケアマネジャーと相談しながら、自分に合ったケアプランを作成する。制度設立当初からセルフケアプランとして、自分のケアプランを自分で作成することも可能としている。しかし、ケアプランの作成には自己負担がなく、地域の介護に関わる事業所等の地域資源を幅広く理

解していることが必要であることもあり、ある調査(全国マイケアプラン・ネットワーク, 2010)によると、利用者本人や家族が作成する「セルフケアプラン(自己作成)」の割合は 0.1%未満であり、現状はケアマネジャーによるケアプランが基本となっている。

また、情報公開とサービス評価の仕組みも整備された。事業者には、サービス内容、料金、職員体制などの情報公表が義務づけられており、主に施設系サービスを中心として、第三者評価の導入も推進されている。

2.2.3 社会保険方式の採用

介護保険制度は、その名の通り「社会保険方式」を採用している。これは、国民が保険料を拠出し、必要になったときに介護サービスを受けられる仕組みである。社会保険方式が選択された理由は複数ある。第一に、高齢化に伴い増大する介護費用について、保険料という新たな財源を確保することで、持続可能な制度とすることが意図された。

第二に、保険料を負担することで、サービス利用を権利として位置づけることができる。措置制度では「行政の恩恵」としてサービスを受けることとなるが、社会保険方式では「保険料の支払いに基づく権利としてサービスを受ける」という意識が醸成されることが意図された。

第三に、保険方式により、給付と負担の関係が明確になる。介護保険料は目的税的な性格を持ち、介護サービスの財源として使途が限定される。これにより、国民の理解と納得を得やすくなることが想定される。

ただし、日本の場合は純粋な保険方式ではなく、公費(税金)と保険料を組み合わせた「社会保険方式」である点に留意が必要である。財源の 50%は公費(国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%)、50%は保険料(40 歳以上の国民が負担)で構成されており、この公費負担により、所得再分配機能と制度の安定性を確保している。

(図 3)

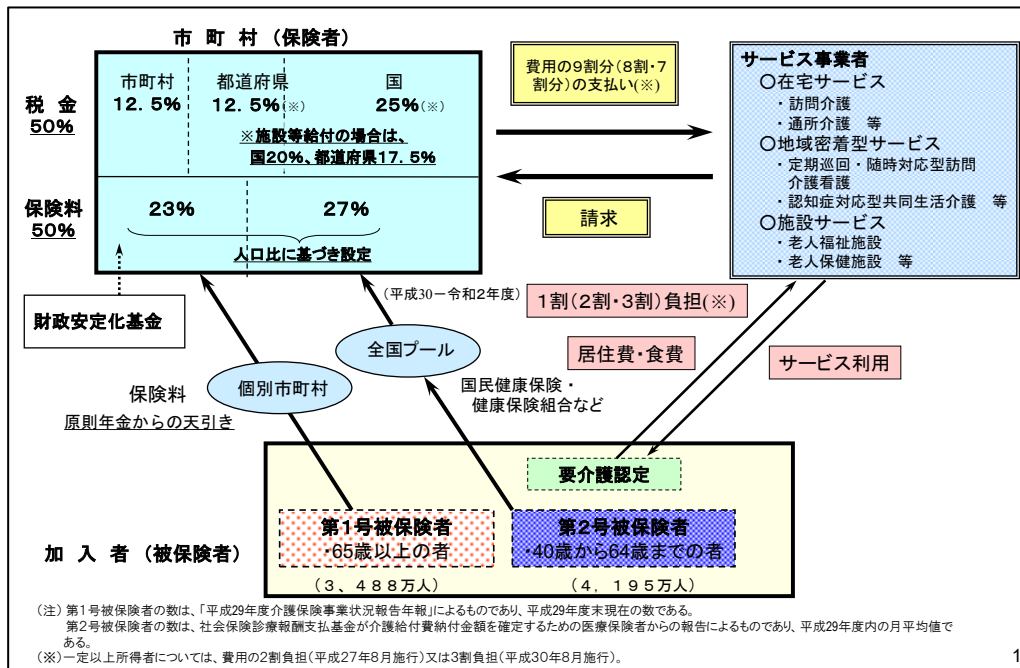


図 3 介護保険制度の仕組み

2.3 介護保険制度の仕組み

2.3.1 被保険者と保険料

介護保険の被保険者は、年齢により 2 つに区分される。

第 1 号被保険者は、65 歳以上のすべての者である。市町村が徴収する介護保険料を負担し、要介護状態または要支援状態になった場合、原因を問わずサービスを利用できる。保険料は、市町村ごとに異なり、所得に応じて段階的に設定される。多くの市町村では 9～13 段階程度に区分され、低所得者の負担軽減が図られている。2024 年度の全国平均基準月額額は約 6,200 円となっている（厚生労働省，2024c）。

第 2 号被保険者は、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者である。医療保険料と一体的に介護保険料を負担する。サービスを利用できるのは、加齢に伴う特定疾病(16 種類)により要介護状態となった場合に限られる。特定疾病には、がん末期、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、認知症などが含まれる。

保険料の設定は、保険者である各市町村が行う。各市町村の高齢化率、サービス利用状況、介護報酬の改定などが影響するため、市町村間で保険料に差があり、令和 6 年度時点で、最も高い自治体と最も低い自治体では約 3 倍の開きがある（厚

生労働省，2024c)。

2.3.2 要介護認定の仕組み

介護保険サービスを利用するには、まず「要介護認定」を受ける必要がある。これは、客観的な基準に基づき、どの程度の介護が必要かを判定する仕組みである。認定の流れは以下の通りである。まず、市町村の窓口に申請する（地域包括支援センターでも相談・申請可能）。次に、市町村の認定調査員が自宅等を訪問し、心身の状態について調査を行う（認定調査）。調査項目は74項目あり、身体機能、生活機能、認知機能、精神・行動障害、社会生活への適応などが確認される。同時に、医学的な観点から要介護状態になった理由について主治医に意見書の作成を依頼する。

認定調査の結果についてはコンピュータによる一次判定が行われ、要介護認定等基準時間（1日に必要な介護時間）が推計される。その後、一次判定結果と主治医意見書をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会で二次判定が行われる。

判定結果は、軽度から順に「要支援1」「要支援2」「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」の7段階、または「非該当（自立）」となる。認定の有効期間は、新規申請の場合は原則6か月、更新申請の場合は原則12か月（最長48か月まで可能）である。

各要介護度により、利用できるサービスの種類や支給限度額が異なる。例えば、2024年時点で、要支援1は月額約5万円、要介護5は月額約36万円の支給限度額が設定されている（厚生労働省，2014）。

2.3.3 財源構成と費用負担

介護保険の財源は、前出の通り、公費50%と保険料50%で構成される。公費50%の内訳は、国が25%（うち20%が定率負担、5%が調整交付金）、都道府県が12.5%、市町村が12.5%である。調整交付金は、市町村間の第1号被保険者の年齢構成や所得水準の差を調整するために配分される。保険料50%の内訳は、第1号保険料（65歳以上）が約23%、第2号保険料（40～64歳）が約27%である。この割合は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率に応じて3年ごとに見直される。高齢化の進展により、第1号保険料の割合は徐々に上昇している。

サービス利用時の利用者の自己負担は、原則としてサービス費用の1割である。

ただし、一定以上の所得がある者については、2割負担(2015年8月から)、さらに3割負担(2018年8月から)が導入された(厚生労働省, 2023a)。具体的には、合計所得金額が160万円以上で単身世帯の年金収入+その他の合計所得が280万円以上の場合は2割負担、同じく340万円以上の場合は3割負担となる。また、利用者負担が過重にならないよう、高額介護サービス費制度がある。1か月の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が払い戻される。上限額は所得に応じて設定され、世帯合算で月額15,000円~140,100円の範囲である。

さらに、施設サービスを利用する場合、食費と居住費(滞在費)は原則として全額自己負担となるが、低所得者には「補足給付」という軽減制度がある。介護保険の総費用は制度創設時の約3.6兆円から、2024年度には約14兆円へと約4倍に増加している。高齢化の進展に伴い、今後も増加が見込まれており、制度の持続可能性を確保するため、給付と負担のバランスを定期的に見直す仕組みとなっている。

2.3.4 介護サービスの体系

日本の介護保険制度では、多様な介護ニーズに対応するため、幅広いサービスが用意されている。これらは大きく「在宅サービス」「施設サービス」「居住系サービス」「地域密着型サービス」に分類される。「施設」のみならず「在宅」も重視され、在宅サービスの充実が図られてきたところが日本の特徴の一つである。詳細については紙面の関係もあるため他資料に譲り、ここでは講演の中で使用したスライドの紹介のみにとどめる。

医師が配置されている施設 (居住費は保険制度でカバーされる)	主に身体機能は保たれている認知症の方のための施設 (居住費は保険制度でカバーされる)
- 医療的にも重症度が高く、介護も必要とする方のための施設「介護医療院」 想定される対象者：末期がん、末期心不全、末期呼吸不全など - 集中的にリハビリをすることで要介護状態の改善を見込める方、または短期の医療ニーズがある方のための施設「老人保健施設」 想定される対象者：在宅に戻ることが希望している退院直後のADL低下者等普段は在宅ケアを受けているが、尿路感染症や肺炎など一時的な医療ニーズのある者 - 医療ニーズは少しいたが、要介護度が高い方のための施設「特別養護老人ホーム」 想定される対象者：要介護度3～5の者	- 認知症グループホーム 居住系サービス(居住費は保険制度の対象外)+在宅介護サービスの提供 - 民間が運営する高齢者向け住宅で、在宅介護サービスを利用できる仕組み。 - 住宅費は施設によって差があり、標準的なものから高級志向のものまで存在する。

19

在宅サービス	通所サービス
- 訪問介護 - 訪問看護 - 訪問リハビリテーション - 訪問入浴  - 訪問診療(医療保険による)	- 通所介護 食事、入浴、リハビリテーション等 - 通所リハビリテーション 等. 短期滞在系サービス - 通称「ショートステイ」と呼ばれ、特別養護老人ホーム、老人保健施設などで利用可能 - 人口呼吸器を装着している在宅療養者で医療ニーズが高いものに対するレスパイト入院もある(医療保険による実施)

20

小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護
・ 従事者は主に介護職 ・ 利用者は、日によって通所とするか在宅サービスとするか、お泊りするかなどを柔軟に選択することができる ・ 通所も在宅サービスも「いつものスタッフ」 ・ 必要に応じて、医療保険による訪問診療と組み合わせて利用することも可能	・ 従事者は主に介護職と看護職 ・ 利用者は、日によって通所とするか在宅サービスとするか、お泊りするかなどを柔軟に選択することができる ・ 通所も在宅サービスも「いつものスタッフ」 ・ 必要に応じて、医療保険による訪問診療と組み合わせて利用することも可能 ・ がんの末期や重症心不全、呼吸不全の方のもう一つの選択肢

21

図4 介護保険制度の仕組み

4. 介護人材養成・育成制度の変遷

これまで述べてきた歴史的、制度的背景を元に、ここから日本の介護人材養成・育成制度の変遷とその考え方について整理を行う。

4.0 人材「養成」と「育成」の概念整理

人材に関する制度を論じる際、「養成」と「育成」という二つの概念を明確に区別することが重要であるため、冒頭でその概念の違いに触れる。

4.0.1 人材養成の定義と目的

「人材養成」とは、新たにその分野に参入する人材を系統的に教育・訓練する取り組みを指す。具体的には、介護の専門職としての基礎知識や技術を習得し、現場で働くための最低限の能力を身につけるプロセスである。人材養成の主な目的は、一定水準以上の知識・技術を持った人材を介護現場に送り出すことである。これにより、サービスの質を担保し、利用者の安全を確保する。専門職としての入口に立つための「資格取得」や「修了証取得」を伴うことが多い。

代表的な例として、介護職員初任者研修(130時間)、実務者研修(450時間)、介護福祉士養成施設(2年課程)などが挙げられる。これらは、介護未経験者または経験の浅い者を対象に、体系的なカリキュラムに基づいて知識・技術を教授する。

4.0.2 人材育成の定義と目的

一方、「人材育成」とは、すでに介護現場で働いている人材の能力やスキルの向上に資する取り組みを指す。現場での実践経験を前提として、さらに高度な専門性やマネジメント能力の取得を目指すプロセスである。人材育成の主な目的は、継続的な成長を促し、キャリアアップを支援することである。また、組織としてのサービス提供能力を高め、人材の定着を図ることも重要な目的となる。

代表的な例として、喀痰吸引等研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、介護支援専門員専門研修、管理者研修、OJT(On-the-Job Training)などがある。これらは、一定の実務経験を持つ者を対象に、より専門的な知識・技術や、リーダーシップ、マネジメント能力を養成することを目的としている。

4.0.3 両者の関係性と本項の視点

養成と育成は、時として明確に区分されるものではなく、連続的な関係にある。養成を経て現場に入った人材が、育成プログラムを通じてさらに成長し、より高度な専門性や管理能力を身につけていく。このプロセス全体が、介護人材の「キャリアパス」を形成する。日本の介護人材制度の変遷を見ると、初期は主に「養成」に焦点が当てられ、量的な確保が優先された。その後、サービスの質的向上が求められる中で、「育成」の重要性が認識されるようになった。現在では、養成から育成まで一貫したキャリアパスの構築が重要課題となっている。本章では、この両面から日本の介護人材制度の変遷を分析する。時期区分ごとに、どのような養成・育成制度が導入され、何を目的としていたか、どのような成果と課題があったかを検討する。

4.1 介護保険制度創設前の介護人材養成(1983年～1999年)

表2 社会の変化と介護人材養成・育成制度の変遷

年	社会・ニーズの変化	研修制度・人材養成の動き
1983年	家事援助・高齢者介護の社会化の動き	ホームヘルパー制度（訪問介護員養成研修）開始（1～3級へ発展）
1987年	介護を専門職として位置づける動き	「介護福祉士」国家資格を創設（日本初の介護専門資格）

1989 年		第 1 回 介護福祉士国家試験実施
1990 年 代	高齢化の進行、在宅介護需要 の増大	ホームヘルパー1～3級研修が拡充
2000 年	介護保険制度スタート、社会 全体で 介護を担う仕組みへ	ホームヘルパー研修が人材養成の 中心
2000 年 代前半～	要介護認定者が急増 → 介護職員のニーズが高まる	ヘルパー研修の量的拡大、専門学 校・大学の定員拡大
2007 年	医療と介護の連携・地域包括 ケアへのニーズ高まる	介護職員基礎研修（450 時間）創 設
2013 年	制度複雑・キャリアパス不明 瞭との批判	ホームヘルパー1～3級・基礎研修 を廃止 → 初任者研修（130 時間）に一本 化
2016 年	介護人材の専門性・キャリア パス明確化	介護福祉士受験要件に実務者研修 （450 時間）必須化
2020 年 代	介護職員不足（2025 年問 題）、ICT・外国人材活用、認 知症増加	外国人向け研修、日本語教育、 ICT 活用、認知症人材育成

4.1.1 ホームヘルパー制度の開始

日本における介護人材養成の歴史は、1983 年の「家庭奉仕員（ホームヘルパー）派遣事業」の開始に遡る。当時、高齢者福祉は措置制度の下で運営されており、在宅サービスは極めて限定的であった。初期のホームヘルパーは、主婦などが短期間の研修を受けて従事する、いわば「ボランティアの延長」のような位置づけであった。研修時間も数日程度で、体系的な教育プログラムはまだ整備されていなかった。

1987 年には「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が策定され、ホームヘルパーの大幅な増員が計画された。1989 年度末に約 3 万人だったホームヘルパーを、1999 年度末までに 10 万人に増やす目標が立てられ、この量的拡大

を支えるため、1989年に「ホームヘルパー養成研修事業」が制度化された。研修は1級課程(230時間)、2級課程(130時間)、3級課程(50時間)の3段階に体系化された。これにより、ホームヘルパーの養成が本格的に始まった。

4.1.2 介護福祉士国家資格の創設(1987年)

ホームヘルパー制度と並行して、より専門性の高い国家資格として、1987年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、介護福祉士資格が創設された。介護福祉士は、「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」と定義された。資格取得ルートは、当初から複数用意された。養成施設ルート(2年以上の養成施設を卒業)と、実務経験ルート(3年以上の実務経験+国家試験合格)である。福祉系高校ルートも後に追加された。

介護福祉士の創設は、介護を「専門職」として社会的に位置づける重要な契機となった。ただし、当初は資格取得者数が限定的で、介護現場への普及には時間がかかった。1990年時点での登録者数は約1.5万人であった。

4.1.3 ホームヘルパー研修の段階的体系化

1990年代を通じて、ホームヘルパー養成研修の内容は徐々に充実していった。1994年には、新ゴールドプランが策定され、ホームヘルパーの目標人数が17万人に引き上げられた。研修カリキュラムも見直され、より実践的な内容が盛り込まれた。講義だけでなく、実技演習や施設実習が重視されるようになった。特に2級課程(130時間)が標準的な研修として位置づけられ、多くのホームヘルパーがこの研修を修了して現場に入るようになった。1997年には介護保険法が成立し(施行は2000年)、介護人材の大幅な需要増加が見込まれるようになった。これに対応するため、ホームヘルパー養成研修の実施主体が拡大され、民間事業者も研修を実施できるようになった。これにより、研修の受講機会が飛躍的に増加した。

この時期の人材養成は、「量的確保」が最優先課題であった。介護保険制度の施行に向けて、とにかく多くの人材を短期間で養成する必要があった。そのため、研修期間は比較的短く、参入障壁を低く設定することで、多様な人材の参入を促した。

4.2 量的拡大期の人材養成(2000年～2006年)

4.2.1 介護保険制度施行と人材需要の急増

2000年4月の介護保険制度施行により、介護サービスの需要が急増した。制度初年度のサービス利用者は約149万人だったが、2006年度には約350万人に達した。これに伴い、介護人材の需要も急激に拡大した。介護保険制度では、多様な事業主体がサービス提供に参入できるようになった。社会福祉法人だけでなく、民間企業、NPO、協同組合など、様々な組織が介護事業に参入した。これにより、介護人材の就業機会が大幅に増加した。介護職員数は、2000年度の約54万人から、2006年度には約113万人へと倍増した。この急速な拡大を支えたのが、ホームヘルパー2級研修であった。研修実施機関が全国各地に設置され、多くの人々が研修を受講した。特に、主婦層や中高年層が多く参入し、介護労働力の中核を形成した。

4.2.2 ホームヘルパー研修の役割

この時期、ホームヘルパー2級研修は、介護人材の「入口」として重要な役割を果たした。130時間という比較的短期間の研修で、介護の基本的な知識・技術を学ぶことができ、修了後すぐに現場で働くことができた。研修内容は、講義と演習、実習で構成された。講義では、介護の理念、高齢者の心理と身体、介護技術の基本、認知症の理解などを学んだ。演習では、食事介助、排泄介助、入浴介助、移動介助などの実技を習得した。実習では、実際の介護現場で利用者と接し、実践的な経験を積んだ。ホームヘルパー2級研修は、資格というより「修了証」の性格が強かったが、多くの事業所が採用条件としてホームヘルパー2級以上を求めたため、事実上の「入門資格」として機能した。

一方、この時期、早くも質的な課題が指摘されるようになった。研修期間が短いため、十分な知識・技術が身につかないまま現場に出る者がいた。研修実施機関によって教育の質にばらつきがあり、実務経験のない講師が教えているケースもあり、実践的なスキルの伝達が不十分なこともあった。また、ホームヘルパー1級研修、2級研修、3級研修、介護職員基礎研修(後述)、介護福祉士など、複数の研修・資格が併存し、体系が複雑になっていた。キャリアパスが不明確で、どのように段階的にスキルアップしていけばよいか分かりにくい状況があった。

4.3 質的向上期の人材養成(2007年～2012年)

4.3.1 介護職員基礎研修の導入(450時間)

量的拡大が一段落した2000年代後半、介護サービスの「質」が重視されるようになった。2006年の介護保険法改正では、介護予防や地域包括ケアの推進が打ち出され、より専門的な介護人材が求められるようになった。

この流れの中で、2007年に「介護職員基礎研修」(500時間)が創設された。これは、ホームヘルパー1級・2級と介護福祉士の間を埋める研修として位置づけられた。より高度な介護技術、医療的ケアの基礎、認知症ケア、リーダーシップなどを学ぶことができた。研修時間が500時間と長く、内容も専門的であったため、一定の実務経験を持つ介護職員のキャリアアップ研修として機能した。修了者は、サービス提供責任者になることができるなど、待遇面でのメリットもあった。

4.3.2 認知症ケアと医療的ケアへの対応

この時期は認知症高齢者の増加に伴い、認知症ケアに関する専門的な教育の必要性も高まっていた。2005年から「認知症介護実践者研修」「認知症介護実践リーダー研修」が体系的に実施されるようになった。また、在宅医療の推進もあいまって、医療的ケアが必要な利用者が増加した。従来、喀痰吸引や経管栄養などの医療行為は、医師・看護師のみが実施できたが、2012年の法改正により、一定の研修を受けた介護職員も実施できるようになった。「喀痰吸引等研修」が制度化され、介護職員の業務範囲が拡大した。これらの専門研修は、介護人材の「育成」面を強化するものであり、基礎的な養成を終えた人材が、さらに専門性を高めていくための仕組みが整備され始めたといえる。

4.3.3 制度複雑化による課題

一方で、研修を受ける側からすると、制度は複雑化することとなった。ホームヘルパー1級、2級、3級、介護職員基礎研修、介護福祉士など、複数の研修・資格が併存し、それぞれの位置づけや違いが分かりにくくなった。さらに、認知症介護研修、喀痰吸引等研修、サービス提供責任者研修、介護支援専門員研修など、多数の専門研修が追加され、「どの研修を受ければよいのか」「どのような順序で受講すべきか」が不明確という声が多くなった。この複雑さは、介護分野への参入障壁を高める結果となり、また、事業者にとっても、職員にどの研修を受講させるべきか判断が難しく、人材育成計画の策定が困難になった。さらに、研修受

講には時間と費用がかかるため、職員個人や事業者の負担も大きな問題となった。特に小規模事業者では、職員を研修に出すと現場の人手が不足するという問題もあり、事業所間の格差を広げる一因ともなってしまった。

4.4 制度簡素化とキャリアパスの明確化(2013年～)

4.4.1 介護職員初任者研修への一本化(2013年)

制度の複雑化による弊害を解消するため、2013年に大規模な制度改正が行われた。ホームヘルパー1級、2級、3級、介護職員基礎研修を廃止し、新たに「介護職員初任者研修」(130時間)と「介護職員実務者研修」(450時間)の2つに再編した。

介護職員初任者研修は、介護の入門的な研修として位置づけられた。研修時間は130時間で、旧ホームヘルパー2級研修とほぼ同じである。ただし、内容はより体系的に整理され、修了時には筆記試験による修了評価が導入された。カリキュラムは、「職務の理解」「介護における尊厳の保持・自立支援」「介護の基本」「介護・福祉サービスの理解と医療との連携」「介護におけるコミュニケーション技術」「老化の理解」「認知症の理解」「障害の理解」「こころとからだのしくみと生活支援技術」「振り返り」の10科目で構成された。

4.4.2 実務者研修の必須化(2016年)

介護職員実務者研修は、より実践的な知識・技術を学ぶ研修として位置づけられた。研修時間は450時間で、医療的ケア(喀痰吸引、経管栄養)の基礎も含まれる。重要な点は、2016年度(2017年1月試験)から、介護福祉士国家試験の受験資格として、実務者研修の修了が必須となったことである。これにより、実務経験ルートで介護福祉士を目指す者は、必ず実務者研修を受講することとなった。

この改正により、介護人材のキャリアパスが明確化された。「介護職員初任者研修→実務者研修→介護福祉士」という段階的なキャリアパスが確立され、どのように段階的にスキルアップすればよいか分かりやすくなった。また、初任者研修や実務者研修には、受講科目の免除制度も設けられた。例えば、初任者研修修了者が実務者研修を受講する場合、重複する科目(130時間分)が免除され、320時間の受講で済む。これにより、段階的に学習を進めやすくなった。

4.4.3 介護福祉士取得ルートの整理

介護福祉士の資格取得ルートも整理された。2025年現在、以下の3つのルートが存在する。

①養成施設ルート：厚生労働大臣が指定した養成施設（専門学校、短期大学、大学など）で2年以上学び、卒業することで資格を取得できる。2022年度以降の卒業者は国家試験の受験が義務化された（経過措置により一定期間は受験しなくても資格取得可能）。

②実務経験ルート：3年以上の実務経験を積み、実務者研修（450時間）を修了した上で、国家試験に合格することで資格を取得できる。現在、最も多くの人が利用しているルートである。

③福祉系高校ルート：福祉系高校で必要な科目を履修し、卒業後に国家試験に合格することで資格を取得できる。

この整理により、どのルートを選択しても一定水準の教育を受け、国家試験に合格する必要があるという原則が明確化された。これは、介護福祉士の専門性と社会的評価を高めることを目的としている。介護福祉士の登録者数は、2000年の約18万人から、2025年には約200万人へと大幅に増加した（厚生労働省，2025c）。介護職員全体に占める介護福祉士の割合も上昇しており、専門職化が進展しているといえるだろう。

4.5 現代的課題への対応（2020年代～）

4.5.1 外国人介護人材の受入れと養成

介護人材不足が深刻化する中、外国人介護人材の受入れが拡大している。現在、複数の制度が並行して運用されている。

EPA（経済連携協定）に基づく受入れは、インドネシア、フィリピン、ベトナムとの協定により、2008年から開始された。候補者は日本語研修を受けた後、介護施設で就労しながら介護福祉士国家試験の合格を目指す。2023年度までに累計約8,300名が介護福祉士資格を取得している。

在留資格「介護」は、2017年に創設された。介護福祉士養成施設を卒業し、介

護福祉士資格を取得した外国人が、在留資格「介護」で日本の介護施設で就労することができるようになった。この資格には在留期間の更新が可能となり、家族の帯同も可能となった。

技能実習制度にも、2017年に介護職種が追加された。開発途上国への技能移転を目的とする制度であり、最長5年間の実習が可能となっている。

特定技能制度は、2019年に創設され、一定の技能水準と日本語能力を持つ外国人が、最長5年間(特定技能1号)介護分野で就労できる制度である。2024年には特定技能2号への移行も可能となり、事実上の永住への道が開かれた。

外国人材に対しては、日本語教育と介護技術教育を組み合わせた養成プログラムが実施されているが、日本語能力の習得、文化的背景の違い、国家試験の難易度などが課題となっている。2025年時点で約7.4万人の外国人が介護職として従事しており(厚生労働省, 2025b)、今後さらに増加が見込まれる。取り組みを進めている各現場では、多文化共生の職場づくり、適切な支援体制の構築が進められている。

4.5.2 ICT・介護ロボットへの対応

テクノロジーの進展により、介護現場でもICT(情報通信技術)や介護ロボットの活用が進んでいる。見守りセンサー、移乗支援機器、排泄予測システム、記録システムの電子化など、様々な機器・システムが導入されている。これに伴い、介護人材にはICTリテラシーや、介護ロボット等の操作スキルが求められるようになってきている。これまでの養成カリキュラムでは、これらの内容が十分に含まれていないため、厚生労働省は、2020年度から「介護現場におけるICT活用推進事業」を実施し、事業者への導入支援と人材育成を進めている。また、養成カリキュラムの見直しも検討されており、テクノロジー活用に関する教育が強化される見込みである。

4.5.3 認知症ケア人材の育成強化

認知症高齢者の増加に伴い、認知症ケアの専門性がますます重要になっている。2022年の段階で約443万人存在し、2040年には584万人が認知症になると推計されており(厚生労働省, 2022a)、すべての介護職員に認知症ケアの基本的な知識・技術が求められ、認知症ケアに関する研修体系も充実が図られている。

認知症介護基礎研修は、2021年度から、すべての介護職員に受講が義務づけら

れた(一定の猶予期間あり)。認知症の基本的な理解と対応方法を学ぶ6時間程度の研修である。

認知症介護実践者研修は、認知症ケアの実践的スキルを学ぶ研修で、概ね2年以上の実務経験を持つ職員が対象の研修である。

認知症介護実践リーダー研修は、事業所内でリーダー的役割を担う職員を養成する研修である。実践者研修修了後、5年以上の実務経験が必要とされる。

認知症介護指導者研修は、都道府県や市町村で認知症介護研修の企画・立案や講師を担う人材を養成する研修である。

さらに、認知症ケア専門士という民間資格も普及しており、より高度な専門性を持つ人材の育成が進められている。また、認知症対応型サービス事業管理者研修など、認知症対応型サービスの管理者向けの研修も整備されている。

認知症ケアの質向上には、知識・技術だけでなく、認知症の人の尊厳を守り、その人らしい生活を支えるという理念の理解が不可欠であるため、パーソン・センタード・ケアやユマニチュードなどの認知症ケアの理念・手法が日本でも普及しつつある。

5. 介護支援専門員（ケアマネジャー）人材養成・育成制度の変遷

5.1 介護支援専門員制度の変遷

2000年の介護保険制度施行以来、介護支援専門員（以下、ケアマネジャー）は、利用者とサービス提供者を繋ぐ要として中核的な役割を担ってきた。利用者一人一人の価値観や想いを尊重したケアプランを作成する上で、欠かせない仕組みの一つと言える。ここでは、制度創設時から現在に至るまでのケアマネジャー養成・育成制度の変遷を概観する。その歴史的変遷は、介護専門職と同様、制度導入初期における「人材の量的確保」から、制度成熟期における「質の向上」、さらに近年の「専門性および実践的対応力の強化」へのパラダイムシフトとして体系化できる。

表3 介護支援専門員養成制度の変遷と政策的意図

時期	制度的背景	主な制度変更	政策的意図
----	-------	--------	-------

創設期 (1998～ 2005)	介護保険制 度施行	・ 広範な受験資格（無資格・実務経験のみ可） ・ 資格の終身有効性（更新制なし）	【量的確保】 制度インフラとしての 人的資源の急速な確保
第1次改革 (2006～)	2006年制 度改正	・ 5年ごとの更新制導入 ・ 「主任介護支援専門員」の創設 ・ 階層的研修体系の整備	【質の向上・指導層育成】 継続教育によるスキル 維持とスーパービジョ ン体制の確立
第2次改革 (2016～ 2018)	地域包括ケ ア深化	・ 受験資格の厳格化（国家資格必須化） ・ 実務研修時間数の倍増（44h→87h） ・ 実習内容の高度化	【専門性の明確化】 医療連携および自立支 援に資する高度専門職 への転換
現在 (2024～)	制度の持続 可能性	・ カリキュラム改定（意思決定支援等の拡充） ・ 管理者要件の厳格化（主任資格必須化） ・ ICT活用およびオンライン研修の定着	【実践力・対応力の強化】 複雑化・多様化する地 域課題への即応能力向 上

5.2 制度創設期（1998年～2005年頃）：インフラ整備と量的確保の優先

介護保険制度の施行（2000年）に伴い、ケアプラン作成を担う専門職の早急な全国的配置が喫緊の課題とされたため、以下の方策がとられた。

①受験資格の包括性：当初は、医療・福祉・保健分野の国家資格保持者に加え、実務経験を有する相談援助業務従事者や、無資格であっても一定の実務経験を有する介護業務従事者に対し、広く門戸が開かれていた。

②門戸を広げる初期研修：制度創設時の「実務研修」は、制度概論やケアプラン作成の基礎技術習得に主眼が置かれ、時間数も44時間程度と少ない時間で資格

取得が可能であった。

③資格の恒久性：制度創設当初、資格の有効期限は設けられておらず、一度の取得により永続的な資格保持が可能であった制度設計は、人材供給を最優先した結果であると言える。

5.3 第1次改革期（2006年改正）：更新制導入による質の担保

制度施行から5年が経過し、ケアプランの画一化や医療連携の不全といった、ケアマネジャーの資質に対する課題が顕在化した。これを受け、2006年度より資質向上を目的とした抜本的な改革が断行された。

①更新制（5年毎）の導入：資格の有効期限を5年とし、更新に際して所定の研修受講を義務付けることで、継続的な学習機会を制度化した。

②更新研修の整備：実務経験の有無や従事期間に応じ、「実務未経験者更新研修」「専門研修課程Ⅰ・Ⅱ」といった習熟度別の研修体系が構築された。

③主任介護支援専門員の創設：地域包括支援センターへの配置や新人指導を担う上位資格として「主任介護支援専門員」が新設され、指導的役割の明確化が図られた。

5.4 第2次改革期（2015年～2018年頃）：専門性の深化と参入障壁の見直し

地域包括ケアシステムの推進に伴い、医療・介護連携の強化や自立支援に資するケアマネジメントが求められる中、資質の均質化を図るべく受験資格等の厳格化が進められた。

①受験資格の厳格化（2018年度完全施行）：「介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）」修了者や無資格の実務経験者等の受験ルートが廃止された。受験資格は原則として、法定国家資格（医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等）保持者および相談援助業務従事者に限定され、基礎的な専門性を有する人材への選抜強化が図られた。

②実務研修の拡充：試験合格後の「実務研修」が従来の44時間から87時間へと倍増された。特にケアプラン作成の实地演習（実習）が強化され、現場適応能力の向上が重視された。

5.5 近年の動向（2020年～現在）：複雑化する課題への対応とICTの活用

地域包括ケアシステムの深化は、8050問題、ヤングケアラー、認知症高齢者の増加といった複合的・多層的な地域課題への対応が求められている。

①法定研修カリキュラムの改定（2024年度施行）：「適切なケアマネジメント手法」の標準化に加え、意思決定支援、身寄りのない利用者への支援など、現代的な社会課題に対応するカリキュラムが導入された。

②管理者要件の厳格化と指導層の質維持：居宅介護支援事業所の管理者要件が原則として「主任介護支援専門員」に限定（経過措置あり）されたほか、主任資格自体にも更新制が適用され、管理・指導能力の維持が義務付けられている。

③教育手法の変革：COVID-19の流行を契機として、法定研修におけるオンライン形式が定着し、ICTを活用した効率的な研修受講環境が整備された。

おわりに

本稿では、日本における介護保険制度と人材養成・育成制度の変遷を概観してきた。日本の介護保険制度は、2000年の創設以来、四半世紀にわたり運用され、一定の成果を上げてきた。社会保険方式による財源確保、多様な事業主体の参入によるサービス供給の拡大、利用者本位のサービス選択、定期的な計画の見直し、制度改正などが制度を機能させてきた基本的枠組みと言える。地域包括ケアの推進により、高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を支えるという理念も、多くの国民に共有されている。

人材養成・育成制度も、介護職、ケアマネジャーともに、試行錯誤を重ねながら発展し、現在は、認知症ケア、医療的ケア、マネジメントなど、専門分野別の研修体系も整備され、制度の簡素化することで、可能な限りわかりやすさにも配慮されてきた。

現在はさらなる高齢化の進行と物価高、所得の固定化等の構造的課題によると考えられる介護人材不足や離職率の高さなどもあり、2040年問題を前に処遇改善、業務効率化、社会的評価の向上、外国人材の活用など、多面的な取り組みを進めている。社会が長寿化するに伴い、介護をどのように支えるかは、どの国も必ず直面する。必要なサービスを提供できる専門人材を養成・育成することは、高齢者が、介護が必要になった際、尊厳を保ち、その人らしく生きられる社会を実現

すべく、必要な取り組みと言えるだろう。

時代の変化に対応しながら介護保険制度の維持、改善に努めてきた日本の失敗や成功の経験を活かし、これから制度を検討、構築する皆様の参考に少しでもなることを願って、本稿を締めくくりたい。

参考文献

厚生労働省. (2014). 区分支給限度基準額について. Retrieved from

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000049257.pdf.

厚生労働省. (2021). 第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について.

Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000804129.pdf>.

厚生労働省. (2022a). 認知症および軽度認知障害（MCI）の高齢者数と有病率の

将来推計. Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/001279920.pdf>.

厚生労働省. (2022b). 令和2年度 介護保険事業状況報告（年報）. Retrieved from

https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/20/dl/r02_gaiyou.pdf.

厚生労働省. (2023a). 給付と負担について（参考資料）. Retrieved from

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001182066.pdf>.

厚生労働省. (2023b). 令和4年簡易生命表. Retrieved from

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life22/index.html>.

厚生労働省. (2024a). 健康寿命の令和4年値について. Retrieved from

<https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf>.

厚生労働省. (2024b). 新たな地域医療構想を通じて目指すべき医療について.

Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_42839.html.

厚生労働省. (2024c). 第9期計画期間における介護保険の第1号保険料について.

Retrieved from https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40211.html.

厚生労働省. (2024d). 令和6年（2024）人口動態統計月報年計（概数）の概況.

Retrieved from

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai24/dl/gaikyo_uR6.pdf.

厚生労働省. (2025a). 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」現状と課

題・論点について. Retrieved from

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001371773.pdf>.

厚生労働省. (2025b). 外国人介護人材の受入れの現状と今後の方向性について.

Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001478533.pdf>.

厚生労働省. (2025c). 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の都道府県別登録者数の推移. Retrieved from

https://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_tourokusya_year_r07.pdf.

国立社会保障・人口問題研究所. (2023). 日本の将来推計人口. Retrieved from

https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2023/pp_zenkoku2023.asp.

全国マイケアプラン・ネットワーク. (2010). 「ケアプランの自己作成についての実態調査と自己作成の健全な普及に向けての課題と施策の研究事業」報告書 - 全国保険者調査から見えてきたケアプラン自己作成の意義と課題-.

総務省. (2021). 令和2年国勢調査. Retrieved from

https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf.

総務省. (2024). 統計からみた我が国の高齢者 - 「敬老の日」にちなんで.

Retrieved from <https://www.stat.go.jp/data/topics/pdf/topics142.pdf>.

【原著論文】**中学生を対象とした創造性パーソナリティの日中比較研究
-多母集団同時解析を用いた創造性育成モデルの作成-**

佐藤重人※

摘要

本研究の目的は、日本語版中学生用創造性パーソナリティ尺度と中国で使用されている原版の尺度をもとに、比較研究を行い日中共通の創造性育成モデルを作成することである。日本人の調査協力者として、千葉県内のA中学校272名を対象に調査を実施した。中国人の調査協力者としては、遼寧省大連市のZ中学校の238名を対象に調査を実施した。研究1では日中両国における中学生に対して、分散分析・相関分析・重回帰分析・t検定を行った。結果は、中国の方が一部高い結果となったが、それ以外には差がなかった。研究2では、多母集団同時解析を行い、結果として『創造的発想力』『創造的冒険心』『創造的感覚性』の3つの因子が確認された。以上の結果から日中両国における創造性パーソナリティの育成モデルが完成し、相互に関連し合うモデルが日中に共通していることが確認された。

キーワード：中学生、創造性パーソナリティ、日中比較、育成モデルの作成

1. 問題と目的**1.1 日本における外国人留学生の現状**

優れた留学生の獲得は高等教育機関の課題となっている。わが国においても、経済社会の発展、科学技術、学術の振興、人材の育成など、留学生を戦略的に獲得する必要がある(文部科学省, 2008a)。そのため、福田政権は『留学生30万人

※ 無所属(元遼寧師範大学)

計画』を実施し、グローバル戦略を展開する一環として、2020年を目途に30万人の留学生受け入れを目指した(文部科学省, 2008b)。2023年5月1日現在において外国人留学生数は、279,274人だった。留学生数の多い国は、中国115,493人、ネパール37,878人、ベトナム36,339人だった(文部科学省, 2024)。日本企業が積極的に外国人留学生を採用・活用し、国際競争力を強化することで日本の国力を維持しようということが、この計画の最終目的である(茂住, 2010)。2011年の東日本大震災や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)といった一時的に外国人留学生が減少する出来事はあったが、現在も留学生数は増加しており、中でも中国人留学生の数が一番多いと言えるだろう。李(2016)は、中国人留学生が日本留学を決める要因を分析した。要因として、①より質の高い教育、より多くの就職機会を求める点、②グローバル化の進展によって、海外留学の敷居が低くなりつつある点、③日本の国費奨学金は、中国人の留学コスト削減につながり、成績優秀者には効果のある政策である点、以上の3つをあげている。

日本と中国は一衣帯水の隣国で、文化も近く、また同じ漢字圏ということもあり、中国にとって日本はもっとも留学しやすい国の1つと言える。日本の人口が減りつつある昨今、優秀な人材を確保し、より経済を発展させるためにも、優秀な中国人留学生を受け入れることが必要不可欠であると考ええる。

1.2 経済的發展と創造性

坂谷(2017)は、イノベーションの源泉となる要素として創造性は重要さを増し、ビジネスの最前線である企業の事業の現場のように、創造性の発揮が鍵となる場面の範囲も拡大していると述べている。そのため、わが国における経済的な発展を促すためには、創造性が重要な能力の1つだと言えるだろう。

経済産業省では、「大企業等人材による新規事業創造促進事業報告書 -創造性リカレント教育を通じた新規事業創造促進事業-」の中で、新たな事業を生み出すために、社会人の創造性の育成が注目されている(経済産業省, 2024)。また、「2021年度産業経済研究委託事業(創造的思考、及び創造的態度に関する調査研究)の報告書」においても、日本(主に大企業)における新規事業の成功率を高めるために必要な「個人やチームの創造的な態度と思考」とは何かについて検討している(経済産業省, 2022)。金(2005)は、クリエイティブ時代の到来とこれからのコンテンツ政策研究の在り方の中で、重要なことは「個人や企業の創造性を如何に多

く引き出し、その成果を商品化することで経済的な価値につないでいくか、そしてそれが最終的には、如何にして国家経済に貢献するという好循環を生み出すか」にあると述べている。

以上のように最近では経済的な観点からも創造性の育成が注目されているが、創造性を育成するのにもっとも望ましい時期は、発達段階である幼児期から思春期であろう。Adobe 社(2020)は、日本の高校生 1200 人を対象とした創造性についての意識調査を行い、創造力を育てる鍵は小学校 4 年生から中学校 3 年生にあると発表している。そのため、学校教育における創造性育成モデルを明示していくことがより大きな経済発展へと繋がっていくと考えられる。

1.3 昨今における日本の創造性教育

1960 年代のわが国において、「科学技術の振興」と「創造性の開発」が重視され、英才教育と能力開発が産業界・教育界の緊急課題として浮上した(比嘉, 2005, p2)。文部科学省では、「初等中等教育における創造性の涵養と知的財産の意義の理解に向けて」をテーマに会議が行われた(文部科学省, 2017, 2018)。また、2023 年に「特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の推進事業」として《子どもの未来を創造性豊かにする地域活動》が報告されるなど、その重要性に注目が集まっている(文部科学省, 2023)。

日本創造学会は、2016 年から創造性教育の現状の課題を扱う SIG(Special Interest Group)を立ち上げ、創造的な教育方法の領域で、教育改革の柱である「アクティブ・ラーニング」について、実施した活動の成果を発表している(西浦・國藤, 2016)。例えば高橋(2016)は、教員 534 人に対して、主に創造技法を用いてアクティブ・ラーニングを実践するカリキュラムを行い、講習の終了時に「アクティブ・ラーニングへの創造技法の適応」という小論文の作成を求め、それらを分析して発表している。近藤・永井(2018)は、創造技法や創造性支援ツールに関する研究や創造性に関するグループワークが日本で盛んに行われていると述べている。

1.4 中国における創造性教育の特徴

中国では、1980 年代後半から子供の持つ様々な資質を全面的に伸ばす「資質教育」に対して自主性と個性の伸長が大切にされ、個人自ら自由性と主体性に基づいて新しいことを創る学習活動、すなわち創造性教育の必要性が盛り込まれてい

る(包, 尾崎, 2004)。中国の学校教育では、あらゆる分野で創造性教育の研究が行われ、教育実践に持ち込もうとしている。そのため創造性教育は、全ての生徒に対して行われるべき共通の教育目標にかかげられている。系統的に教育をすることによって、独創的な側面において生徒を自立させ、自らの意識的に新しい知識、新しい事物、新しい思想や新しい方法を生み出すことができるようになることを目指している(包・尾崎, 2005)。

徐(2005, p50)は、中国における創造性教育について、以下に示すように上海市閔行中学の事例を用いてその特徴を述べている。①生徒の創新精神と実践能力の育成を中心とする素質教育の観念を樹立した。②創造性教育に関する管理体制ができています。同校は科学技術教育センターを設置し、経験豊富な教員を専任教員として配属し、校長のリーダーシップの下で、仕事が行われている。③創造性教育を教科教育に組み込んでいる。必修科目には「創造的思考」があり、他の科目にも創造性教育の内容が多く含まれている。④創造的学習と実践を行う生徒団体を創設した。同校には青少年発明協会、情報科学技術協会、バイオテクノロジー研究会、文学創作社など多くの団体がある。団体の運営は全て生徒が自主的に行っており、教員は顧問またはアドバイザー役にとどまっている。⑤創造性教育の評価システムができています。創造性教育を持続的に展開するため、経費・制度・人事・研究開発などのいろいろな面で規則を定め、教員と生徒双方の創造的活動をサポートしている。⑥ネットワークを作り、交流を促進している。同校は多くの学術組織や専門家との間に緊密な関係を持っているため、常に創造性教育を促進させることができる。

更に、現在の中国では STEAM 教育への関心が高まり、民間教育では創造性の育成を目的とした美術教育、情報教育が盛んになりつつある(福田, 楊, 2021)。福田・楊(2022)は、義務教育段階では学校教育の中で美術教育が最も創造性の育成に集中している段階にあり、美術教育は創造性を育成すると述べている。

1.5 日中両国における共通の創造性育成モデルの必要性

日中両国は、創造性教育に対する重要性を十分に理解し、今日まで発展させてきた。今後も日本の更なる経済発展を遂げるため、中国の留学生及び労働者のためにも、日中共通の創造性育成モデルが必要となっていくと考えられる。しかし、日中共通の創造性に関するモデルは存在しない。また、日中の創造性を育成して

いく論理的なモデルも見当たらなかった。そして、両国における創造性に対する捉え方も類似点が多いながら比較研究は非常に少ないと言えるだろう。国籍にかかわらず潜在的な能力をもつグローバル人材を育成していくため、国際標準的な理論的モデルを構築することは量的な人材ニーズに応えるために有効な手段といえる(永井, 2012)。よって、創造性における日中比較を行い、日中共通の創造性育成モデルを構築することは、経済的な視点からも意味があると言えるだろう。

佐藤・劉・車(2024)は、日中比較を目的とした創造性パーソナリティの尺度開発を行う際に、恩田(1994, p99)の定義を使用している。そのため本研究も同様に、新しい価値あるもの、またはアイデアを創り出す能力すなわち創造力、およびそれを基礎づける人格特性すなわち創造的人格¹(恩田, 1994, p99)と定義した上で、日本と中国の創造性パーソナリティを比較し、日中共通の創造性育成モデルを作成することを目的とした。ピアジェの発達段階理論における形式的操作期では、11歳以降になると論理的思考や抽象的思考ができるようになり、自分で体験したものではなくても想像して、頭の中で考えることができるようになる。想像力(imagination)は創造力(creativity)の元となるものである(飯田, 1974)。そのため、創造性を測り比較するのは青年前期である中学生が望ましいと考えた。よって、日本と中国の中学生を比較することに意義があるとして、共通の創造性パーソナリティ育成モデルを探ることを目的とする。

本研究では、日中両国の中学生を対象として創造性パーソナリティの多母集団同時解析を行う。仮説のパス図として、Figure 1に示す。

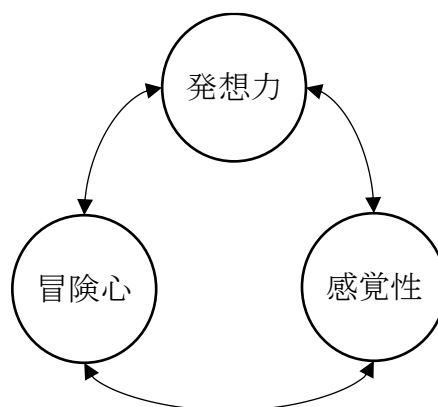


Figure1 日中の多母集団同時解析における仮説モデル

文部科学省(2015)は《育成すべき資質・能力の3つの柱による教育課程の構造化》の中で、アクティブ・ラーニング(Active Learning)の視点からの創造的な学習プロセスの実現を中心に置き、三角形の育成モデルを作成している。このことから、日中両国の創造性育成モデルにおいても同様であり、文化差の影響を受けないモデルではないかと考えた。また、日中両国に共通する項目内容を同等と判断すると、『発想力』『冒険心』『感受性』の3つが抽出されると考えた。

日中両国の創造性育成モデルを探ることは、今後の日中における経済にとって非常に重要であり、更には世界経済においても重要な意義があると言えるだろう。

2. 研究1

2.1 目的

本研究は、日中の中学生に対する創造性パーソナリティにおいて、年齢・性差・学業成績の分析を行い、結果を基に日中間で創造性パーソナリティを比較することを目的として行われた。

2.2 方法

調査協力者

日本人調査協力者：2021年1月下旬に、千葉県内の公立学校、A中学校の全学年、合計285名を対象に調査を実施した。回答に不備のあった13名を除いた有効回答者は272名であり、内訳は1年生105名(平均年齢12.81歳)、2年生83名(平均年齢13.83歳)、3年生84名(平均年齢14.76歳)、性別は男性125名(平均年齢13.85歳)女性147名(平均年齢13.63歳)であった。

中国人調査協力者：2017年5月中旬に、遼寧省大連市のZ中学校の全学年、合計264名を対象に調査を実施した。回答に不備のあった2名を除いた有効回答者は262名であった。内訳は12歳～18歳で、1年生101名(平均年齢13.41歳)、2年生132名(平均年齢14.48歳)、3年生29名(平均年齢15.55歳)、性別は男性197名(平均年齢14.14歳)女性65名(平均年齢14.31歳)であった。

また、両国の中学校に通う学生は、学年ごとに年齢も異なる。特に、中国では転校や普通語(北京語)の能力によって、親の判断で学年を下げる場合もある。そのため、両国の比較調査を正確に実行できるように年齢を12～15歳に限定し、そ

れ以外の年齢を除外した。除外した後の中国の Z 中学校における調査協力者は 238 名であった。よって日中両国の合計の調査協力者は 510 名であった。

そして、本研究は日本と中国の一般的な中学校を対象として、比較可能と判断し調査を行ったが、各家庭における家族構成や経済状況、学校の背景などについてはプライバシーの観点から、個人が特定されないように一部の情報を削除した。

尺度

日本語版中学生用創造性パーソナリティ：曾・鄒(2015)による尺度を基に、佐藤・劉・車(2024)が作成した中学生の創造性パーソナリティを測る日本語版の尺度である。下位尺度は、『感興的研究』、『柔軟的着想』、『継続的挑戦』、『発展的想像』、『独創的探求』、『芸術的理解』の 6 つである。回答は原版と同じく“5. 当てはまる” “4. やや当てはまる” “3. どちらとも言えない” “2. あまり当てはまらない” “1. 全く当てはまらない” の 22 項目 5 件法とした。教示文は、「このアンケートは中学生の思考・個性や日常的な行動の特徴を調べるものです。」とした。また、回答例も示した。

中・高校生用創造性パーソナリティ：曾・鄒(2015)が作成した全 42 項目からなる中・高校生用の創造性パーソナリティを測る尺度である。下位尺度は『靈活敏銳(柔軟で敏感)²』、『富于想象(想像が豊か)』、『明悟善感(理解と感情)』、『安于独处(独りが好き)』、『好奇求是(興味を追求)』、『樂于探索(探索が好き)』、『自由求異(自由な形式)』、『勇于挑戦(勇敢な挑戦)』の 8 因子であり、回答は“5. 当てはまる” “4. やや当てはまる” “3. どちらとも言えない” “2. あまり当てはまらない” “1. 全く当てはまらない” の 5 件法で行った。『安于独处(独りが好き)』と『自由求異(自由な形式)』は、佐藤・劉・車(2024)が日本語版の作成において、中学生には存在せず高校生のみに存在する因子であることを示唆しているため、本研究の分析からは除外した。

なお、本研究は、異文化間比較研究であるため、測定している構成概念について等価普遍性を考慮する必要がある。まず等価性については、使用した尺度（佐藤・劉・車, 2024）の作成過程でバックトランスレーションの手続きを取る等、同一の概念であることを検証済みであるため等価性を有するといえる。次に、普遍性についてだが、こちらも尺度作成の仮定において、概念の解釈が一致するものとそうでないものを把握する手続きがなされている。本研究の以後の分析では、

両国に共通する概念を分析対象としたため、普遍性を有するといえる。

2.3 倫理的配慮

日本における本研究のアンケートは、A 中学校の元校長に調査を依頼し、現校長に対し、研究のみに使用すること、発表に関して営利を目的とする企業等から報酬を受けていないことを説明した上で承諾を得て実施した。また、対象者に不利益がないよう、実施日は試験や学校行事などが無い時期に行った。そして調査は匿名で行い、個人情報が見出されるような形では結果を公表しないことを説明した。以上のことを、協力者を介して口頭でも説明してもらい同意を得た。

中国におけるアンケートも同様に遼寧師範大学劉文教授から Z 中学校の校長に対して説明し、承諾を得て実施した。なお、研究実施時の所属機関による倫理委員会においても承認を得ている。

2.4 結果

2.4.1 分散分析

日本における創造性パーソナリティの年齢差を検証した。その結果、多重比較を要した下位尺度も含め、いずれも有意ではなかった (Table 1)。

Table1 創造性パーソナリティにおける年齢ごとの分散分析(日本 N=272)										
	12歳(N=19)		13歳(N=100)		14歳(N=90)		15歳(N=63)		F	多重比較
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD		
感興的研究	3.22	0.91	3.47	0.81	3.48	0.82	3.67	0.75	1.73	—
柔軟的着想	2.34	0.73	2.64	0.76	2.48	0.72	2.70	0.76	1.91	—
継続的挑戦	2.93	0.68	3.22	0.92	3.23	0.82	3.39	0.75	1.55	—
発展的想像	2.81	0.94	3.18	0.98	3.16	0.88	3.28	1.03	1.18	—
独創的探求	2.44	1.00	2.78	0.82	2.36	0.95	2.75	0.83	4.37*	—
芸術的理解	2.77	1.16	2.95	0.91	2.85	0.97	3.00	0.95	0.47	—

* $p < 0.05$

中国における創造性パーソナリティの年齢差を検証した。その結果、『明悟善感(理解と感情)』にのみ有意差がみられた (Table 2)。

Table2 創造性パーソナリティにおける年齢ごとの分散分析(中国 N=238)

	12歳(N=13)		13歳(N=49)		14歳(N=106)		15歳(N=70)		F	多重比較
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD		
靈活敏銳(柔軟で敏感)	2.60	0.67	2.85	0.73	2.95	0.66	2.78	0.73	1.52	—
富于想象(想像が豊か)	2.86	0.57	3.20	0.88	3.11	0.85	3.05	0.94	0.67	—
明悟善感(理解と感情)	2.44	0.89	2.94	0.77	3.00	0.76	3.12	0.84	2.85*	13歳, 14歳, 15歳>12歳
好奇求是(興味を追求)	3.41	0.57	3.59	0.80	3.68	0.63	3.62	0.75	0.69	—
樂于探索(探索が好き)	2.65	1.00	3.00	0.90	3.02	0.80	3.04	0.94	0.76	—
勇于挑戰(勇敢な挑戦)	2.97	0.73	3.14	0.85	3.21	0.72	3.19	0.87	0.39	—

* $p<0.05$

2.4.2 相関分析

両国の中学生における創造性パーソナリティと学業成績の関連を明らかにするために相関分析を行った(Table 3)。その結果、日本における英語が『柔軟的着想』と弱い相関がみられた以外は、ほぼ無相関であった。なお、日本の理科と社会という科目は中国の科目区分と必ずしも対応しないため、本研究では分析から除外した。

Table3 日中における創造性パーソナリティと学業成績の相関係数(日本 N=272 中国 N=238)

日本	感興的研究	柔軟的着想	継続的挑戦	発展的想像	独創的探求	芸術的理解
中国	好奇求是 (興味を追求)	靈活敏銳 (柔軟で敏感)	勇于挑戰 (勇敢な挑戦)	富于想象 (想像が豊か)	樂于探索 (探索が好き)	明悟善感 (理解と感情)
日本						
国語	.16 **	.18 **	-.02	.12	.17 **	.04
数学	.10	.16 **	.03	.05	.13 *	.01
英語	.16 **	.23 ***	.05	.06	.16 **	.08
中国						
国語	.05	.14 *	.06	.19 **	.15 *	.15 *
数学	-.07	.05	.03	.03	-.08	.12
英語	.03	.05	-.02	.05	-.03	.11

*** $p<.001$ ** $p<.01$ * $p<.05$

2.4.3 重回帰分析

両国における創造性パーソナリティと学業成績の関連を明らかにするために、各学業成績を目的変数、創造性パーソナリティの下位尺度を説明変数(独立変数)としたステップワイズ法による重回帰分析を行った。結果を Figure 2 に示す。

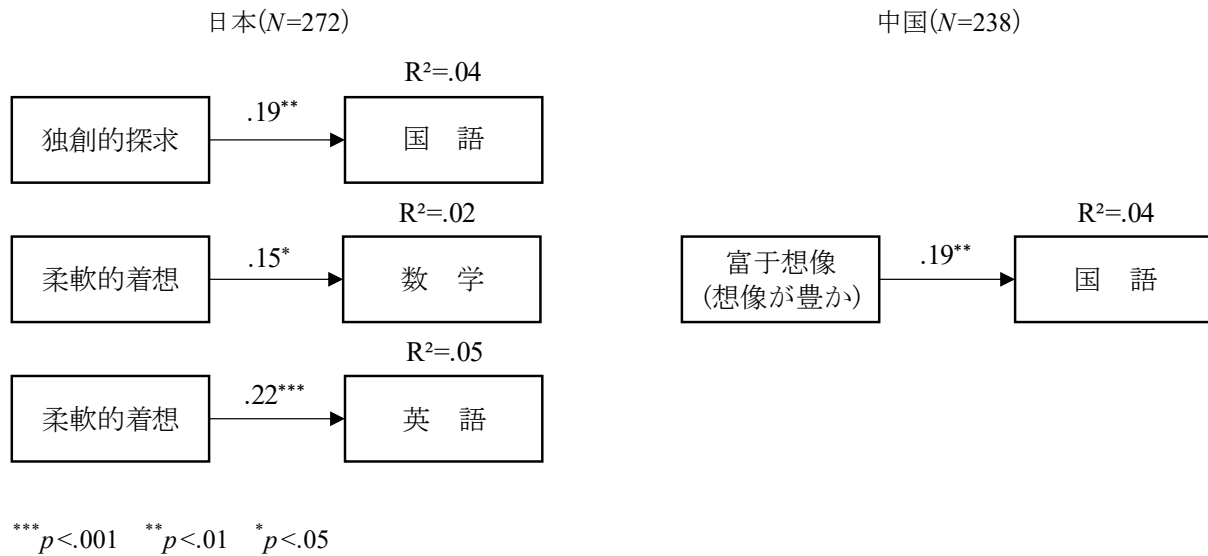


Figure2 日中の創造性パーソナリティと学業成績による重回帰分析

2.4.4 t 検定

日中両国の中学生における創造性パーソナリティを明らかにするために t 検定を実施した (Table 4)。

Table4 日中における創造性パーソナリティのt検定

日本の因子	中国の因子	(日本N=272) (中国N=238)				t 値
		M	SD	M	SD	
両国に共通する因子						
感興的研究	好奇求是(興味を追求)	3.50	.81	3.63	.70	-1.94
柔軟的着想	靈活敏銳(柔軟で敏感)	2.58	.75	2.86	.70	-4.34 ***
継続的挑戦	勇于挑戦(勇敢な挑戦)	3.25	.84	3.18	.79	.94
発展的想像	富于想像(想像が豊か)	3.17	.96	3.10	.87	.88
独創的探求	樂于探索(探索が好き)	2.61	.89	3.00	.87	-5.02 ***
芸術的理解	明悟善感(理解と感情)	2.92	.96	3.00	.80	-1.04

*** $p < .001$

次に、性別毎の創造性パーソナリティにおける t 検定の結果を Table 5～6 に示す。

Table5 日中における創造性パーソナリティのt検定(男性)

日本の因子	中国の因子	(日本N=125) (中国N=181)				t 値
		M	SD	M	SD	
両国に共通する因子						
感興的研究	好奇求是(興味を追求)	3.30	.74	3.66	.70	-4.20 ***
柔軟的着想	靈活敏銳(柔軟で敏感)	2.64	.75	2.91	.73	-3.12 **
継続的挑戦	勇于挑戦(勇敢な挑戦)	3.19	.82	3.22	.80	-.36
発展的想像	富于想像(想像が豊か)	3.18	.89	3.16	.85	.13
独創的探求	樂于探索(探索が好き)	2.65	.93	3.05	.88	-3.74 ***
芸術的理解	明悟善感(理解と感情)	2.71	.94	3.01	.82	-2.97 **

** $p<.01$ *** $p<.001$

4つの下位尺度において、中国の方が有意に得点が高かった。続いて女性のみの創造性パーソナリティにおけるt検定の結果をTable 6に示す。

Table6 日中における創造性パーソナリティのt検定(女性)

日本の因子	中国の因子	(日本N=147)		(中国N=57)		t 値
		M	SD	M	SD	
両国に共通する因子						
感興的研究	好奇求是(興味を追求)	3.66	.84	3.55	.70	.92
柔軟的着想	靈活敏銳(柔軟で敏感)	2.53	.75	2.70	.59	-1.57
継続的挑戦	勇于挑戦(勇敢な挑戦)	3.30	.85	3.04	.75	1.98 *
発展的想像	富于想像(想像が豊か)	3.17	1.02	2.89	.89	1.76
独創的探求	樂于探索(探索が好き)	2.57	.86	2.87	.84	-2.24 *
芸術的理解	明悟善感(理解と感情)	3.09	.93	2.96	.76	.97

* $p<.05$

また、年齢ごとによるt検定も行った。12歳、13歳、15歳には有意な差は現れず、14歳にのみ有意な差が現れた。結果として、『柔軟的着想』と『靈活敏銳(柔軟で敏感)』($t=-4.71, df=194, p<.001$)、『独創的探求』と『乐于探索(探索が好き)』($t=-5.31, df=194, p<.001$)については、中国の方が有意に得点が高かった。14歳によるt検定の結果は、全体の結果とほぼ同様の結果となった。

2.5 考察

本研究の目的は、日本と中国における中学生の創造性パーソナリティを比較することであった。

原・正木(2024)は、創造力を発揮することが難しい要因として、自己肯定感の

低さといった要因が考えられると述べている。

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター(2015)は、自己肯定感における調査で、米国・中国・韓国の3カ国に比べて日本は低い状況にあると発表した。中国は1979年から2015年まで一人っ子政策が実施され、一人っ子は「小皇帝」と呼ばれるほど愛情いっぱい育てられ自己肯定感も高いと考えられる。また、中国は日本に比べて授業時間や科目数が多く、幅広い知識が身につくといえるだろう。創造性は「記憶された知識」と「ひらめき」から生まれる(村瀬, 2014)。そのため、学校環境が異なることも中国のほうが高かった要因の一つといえる。

今後は、日本語版中学生用創造性パーソナリティ尺度との関連を測るために、「Rosenberg 自尊感情尺度」(Mimura & Griffiths, 2007)などを使用し、そうした関連を明らかにすることが求められる。そして、年齢別の t 検定の結果からは、14歳にのみ有意差が現れ、その他の年齢では有意差は確認できなかった。このことから、両国の創造性パーソナリティにとって14歳という時期が非常に重要であるため、更なる検証を試みる必要がある。

3. 研究2

3.1 目的

本研究は、日本と中国の中学生を対象として創造性パーソナリティにおける共通の創造性育成モデルを見つけることを目的として行われた。

3.2 方法

調査協力者

日本人協力者：研究1と同じ調査協力者が調査を行った。

中国人協力者：研究1と同じ調査協力者が調査を行った。

尺度

日本語版中学生用創造性パーソナリティ：研究1で使用した日本語版中学生用創造性パーソナリティ尺度を用意した。

中・高校生用創造性パーソナリティ：研究1で使用した中・高校生用創造性パーソナリティ尺度を用意した。

3.3 倫理的配慮

研究1と同様の倫理的配慮を行った。

3.4 結果

多母集団同時解析を行うために日中両国におけるデータの整理を行った。多母集団同時分析の実施には、配置普遍性 (Configural Invariance) が確認されている必要があるが、本研究で使用した尺度は、同一の尺度の言語違いであり、その因子構造は先行研究 (佐藤・劉・車, 2024) で同一性が確認されていたため、配置普遍性は検証済みと判断した。しかし、因子名が各々の尺度では異なるため、下記にて便宜的に名称を改めることとした。

その他の因子については、両国にとって同等と判断できる因子に対して、共通の因子名を作成しデータとしてまとめることとした (Table 7)。

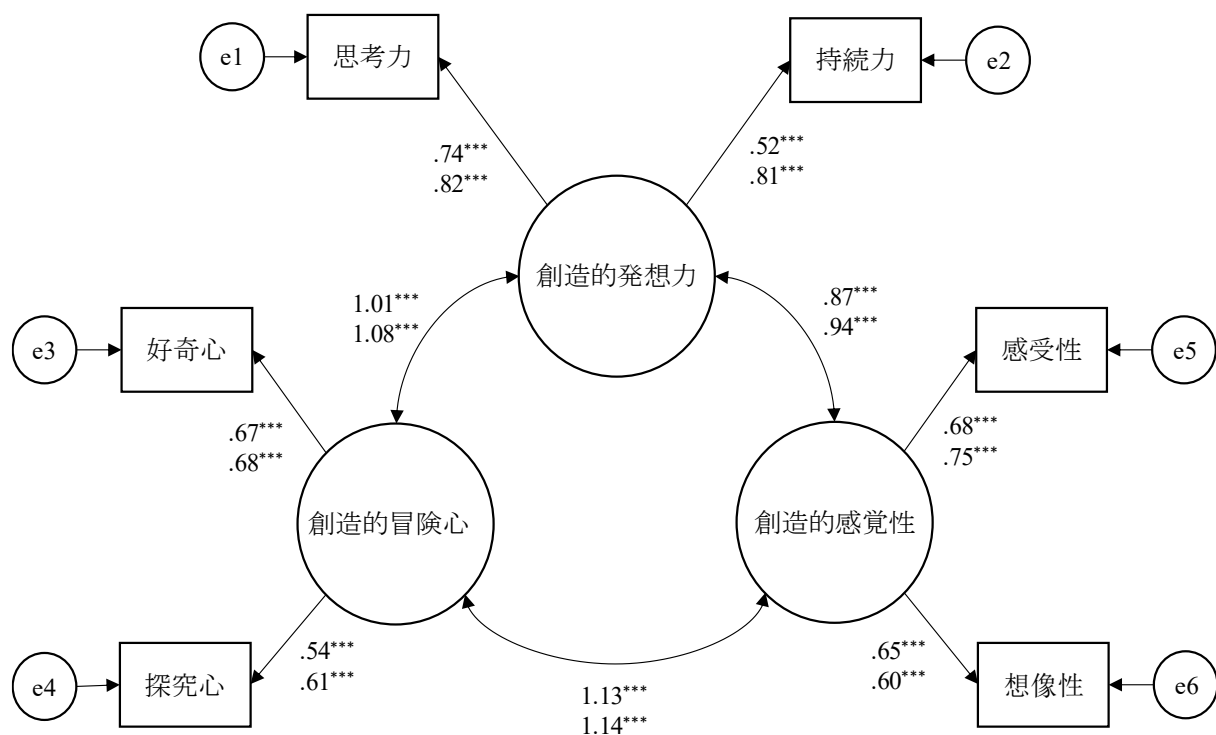
Table7 多母集団同時解析による共通の呼び名

日本の因子	中国の因子	共通の呼び名
感興的研究	好奇求是 (興味を追求)	好奇心
柔軟的着想	靈活敏銳 (柔軟で敏感)	思考力
継続的挑戦	勇于挑戦 (勇敢な挑戦)	持続力
発展的想像	富于想像 (想像が豊か)	想像性
独創的探求	樂于探索 (探索が好き)	探究心
芸術的理解	明悟善感 (理解と感情)	感受性

『感興的研究』と『好奇求是(興味を追求)』の項目内容は、「私は興味があるものに出会うと、様々な所から関連する情報を集める」などという点において互いに内容が共通するため同等と判断し、『好奇心』とした。『柔軟的着想』と『靈活敏銳(柔軟で敏感)』の項目の内容は、「私はいつも他の人よりも深い見解が出せる」などという点において互いに内容が共通するため同等と判断し、『思考力』とした。『継続的挑戦』と『勇于挑戦(勇敢な挑戦)』の項目内容は、「私は、やると決断したら、いくら苦勞しても最後までやり遂げる」などという点において互いに内容が共通するため同等と判断し、『持続力』とした。『発展的想像』と『富于想

象(想像が豊か)』の項目内容は、「私は想像や空想に溺れ、あらゆる可能性を探求し、さらに自由に発展させるのが好きだ」などという点において互いに内容が共通するため同等と判断し、『想像性』とした。『独創的探求』と『楽于探索(探索が好き)』の項目内容は、「私は将来、研究職に就きたい」などという点において互いに内容が共通するため同等と判断し、『探究心』とした。『芸術的理解』と『明悟善感(理解と感情)』の項目の内容は、「私は感情表現が豊かで、想像しやすい詩や文章を読むのが好きだ」などという点において互いに内容が共通するため同等と判断し、『感受性』とした。

両国の中学生における創造性パーソナリティの多母集団同時解析を ML 法（最尤法）で行った。また、データは Excel で管理し、Amos26.0 を使用して解析を行った。結果を Figure 3 に示す。



上：日本
下：中国

Figure3 日中における多母集団同時解析 (N=510)

結果として、『創造的発想力』『創造的冒険心』『創造的感覚性』が確認された。また、両国の適合度指標は $\chi^2(12) = 61.429$, ($p < .001$), GFI = .963, AGFI = .872, CFI = .953, RMSEA = .091, AIC = 121.429 であったため十分な値であると判断した。

3.5 考察

日中両国に対して多母集団同時解析を行った。結果として、『創造的発想力』、『創造的冒険心』、『創造的感覚性』の3つの因子が抽出された。

『創造的発想力』においては、中国の方が高い傾向が見られた。両国における当該因子の項目内容から、多くの知識を継続的に学ばせることが育成に繋がると推察された。『創造的冒険心』においても、中国の方が高い傾向が見られた。両国における項目内容から、興味を持ったことに対して、深く研究を行うことが育成に繋がると推察された。『創造的感覚性』においては、感受性は中国の方が高い傾向が見られ、『想像性』は、日本の方が高い傾向が見られた。両国における項目内容から、芸術作品や文学作品に触れる機会を増やし、深く理解や共感させることが育成に繋がると推察された。

日本の「総合的な学習の時間」は、1998年の学習指導要領改訂で創設された新しい学習の時間である(文部科学省, 2022, p9)。中国では、2001年に教育改革が行われ「総合実践活動」が導入された。「総合実践活動」では、必修の内容領域として「研究性学習」、「情報技術教育」、「労働技術教育」、「地域活動と社会実践」の4つが示され、いずれも問題解決的学習が志向されている(貴志・魏, 2015)。日本の「総合的な学習の時間」と中国の「研究性学習」は、その性質において共通点の多いカリキュラムであり、実際2者には似通った点も多々ある(朴・添田, 2005, p10)。よって、日本の「総合的な学習の時間」と中国の「研究生学習」の育成カリキュラムが影響し、日中共通の創造性育成モデルが3つの因子で構成される結果となったのであろう。今後は、「総合的な学習の時間」と「研究生学習」を創造性パーソナリティという視点から直接比較することが今後の課題といえる。

4. 総合考察

本研究は、中学生の創造性パーソナリティを日中で比較することを目的として行われた。研究1では両国において比較を行い、研究2では両国において共通の創造性育成モデルを探すため多母集団同時解析を行った。これまでの結果を総合

的に判断すると、中学生の創造性パーソナリティは中国の方がやや高いことが伺える。両国における結果では非常に特徴的な部分が見て取れるため、それらの原因として、一人っ子の性質や自己肯定感、そして学校環境が創造性パーソナリティに影響を与えていることが示唆された。また、多母集団同時解析においては『創造的発想力』『創造的冒険心』『創造的感覚性』が確認された。そのため、以上の3つの因子を日中両国で育成していくことが、より優秀な人材の確保へと繋がり、経済発展に対して寄与することができると考える。日中両国における共通モデル育成のための具体的な課外授業例を Figure 4 に示す。

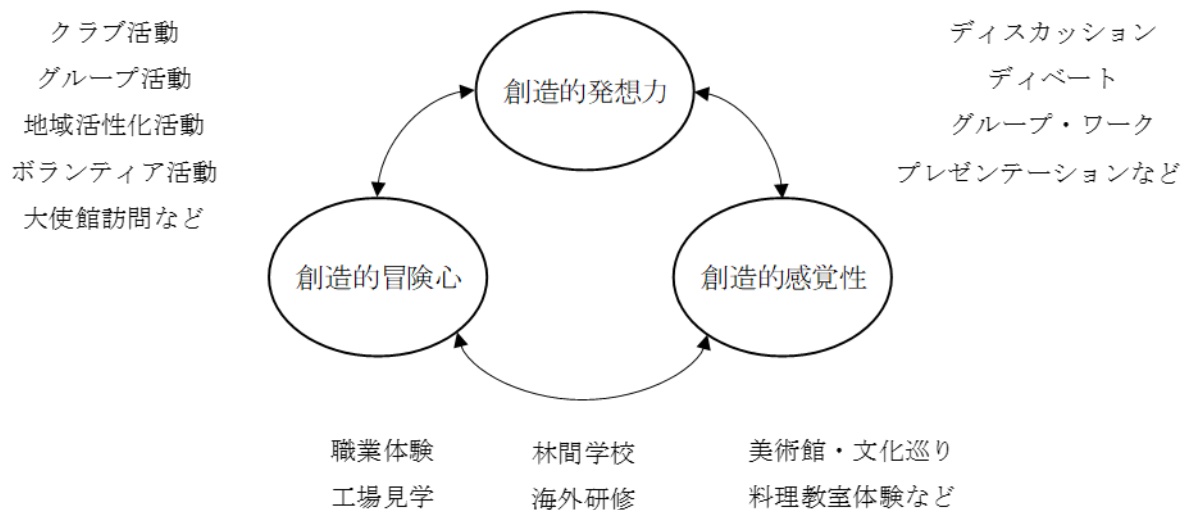


Figure4 日中における具体的な課外授業例

今後の課題としては、日本と中国の多母集団同時解析で得られたモデルを他国でも検証し、文化差の影響を受けない普遍的なモデルであることを検証することが求められる。さらに、本研究では創造性パーソナリティを比較するにとどまったが、創造的思考においても日中で比較を行ってゆく必要があると言える。TTCTやS-A創造性テストなどを用いた、外的妥当性を検証する研究の実施も望ましいと言える。

謝辞

コロナ禍という厳しい状況にありながらも、花香健司氏や遼寧師範大学劉文教授研究室のご協力により、本研究を遂行することができました。また、ご助言をいただきました車翰博氏と邢燕氏と彭多蘭氏には、心から感謝を申し上げますと同時に、調査実施にご協力いただいた日本や中国の先生方、ならびに参加された学生の皆様に対し、この場を借りて心より深く感謝申し上げます。

注

- 1 恩田(1994, p99)の「創造的人格」は、本研究における創造性パーソナリティと同義である。
- 2 本来は中国語の簡体字であるが、本研究は日本語の学術雑誌のため、すべてを日本で使用されている漢字に直した。また、()内の日本語訳についても、正確な訳を書いた場合文章が長くなるため、意味を変えず簡略化した。

引用文献

- Adobe、2020、創造力を育てるカギは小学校4年生から中学生3年生にあり アドビ、高校生1200人を対象にした、創造性についての意識調査を発表
https://www.adobe.com/content/dam/cc/jp/news-room/pdfs/202011/20201125_adobe-research-for-highschool-students-and-creativity.pdf (2025-6-5 アクセス)
- 包烏力吉倉・尾崎浩巳、2004、“中国の資質教育における創造性育成の動向に関する研究”(科学教育の現代的課題)、日本科学教育学会年会論文集 第28巻、433-434項。
- 包烏力吉倉・尾崎浩巳、2005、“中国の中等学校物理教育の創造性教授法” 日本理科教育学会全国大会発表論文集 第3号、237項。
- 曾榮・鄒泓、2015、“中学生創造性人格的特征 作用及其影響因素”、北京師範大学博士学位論文(未公刊)、北京：北京師範大学
- 福田隆眞・楊世偉、2021、“中国におけるSTEAM教育の発展状況について”、大学教育、山口大学教育・学生支援機構、第18巻、23-32項。
- 福田隆眞・楊世偉、2022、“中国の義務教育段階の美術教育における創造性の開発について”、山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要、第53

巻、171-180 項。

比嘉祐典、2005、日本の創造性教育の動向 弓野憲一（編）世界の創造性教育、ナカニシヤ出版

原裕佳子・正木賢一、2024、“創造社会に向けた「遊力」の提案：遊力研究 ① 共同研究を通じて見出した「遊力」の概念とその意義”、東京学芸大学紀要、芸術・スポーツ科学系、第76巻、89-98 項。

飯田裕子、1974、“幼児の創造性に関する基礎的研究”、東京家政大学研究紀要、第14巻、63-69 項。

金正勲、2005、“クリエイティブ時代の到来とこれからのコンテンツ政策研究の在り方”（IT・コンテンツ、第20回年次学術大会講演要旨集 II）、年次大会講演要旨集、第20巻、第2号、632-635 項。

経済産業省、2022、令和3年度 産業経済研究委託事業（創造的思考及び創造的態度に関する調査研究）報告書 令和4年3月31日 株式会社コンセント

経済産業省、2024、令和5年度 大企業等人材による新規事業創造促進事業 報告書 -創造性リカレント教育を通じた新規事業創造促進事業- 令和5年2月29日 株式会社ロフトワーク

貴志倫子・魏曉敏、2015、中国「総合実践活動」における家政教育：浙江省大成小学校の取り組み、日本家庭科教育学会誌、第57巻、第4号、302-310 項。

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター（編）、2015、高校生の生活と意識に関する調査報告書 -日本・米国・中国・韓国の比較- 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター

近藤綾香、2010、“きょうだい関係が孤独感や自尊感情に及ぼす影響について” 京都学園大学 人間文化学部学生論集 第8号、66-84 項。

近藤健次・永井由佳里、2018、“創造性の育成に関する研究 創造的になるための変容プロセス：mini-cに着目して”、日本創造学会論文誌、第21巻、42-63 項。

李敏、2016、“中国人留学生の日本留学決定要因に関する研究：Push-and-Pull モデルに基づいて”、大学論集、第48巻、97-112 項。

Mimura C & Griffiths P.2007 A Japanese version of the Rosenberg Self-Esteem Scale: Translation and equivalence assessment. J Psychosomatic Res, 62, 589-594.

文部科学省、2008a、「『留学生 30 万人計画』の骨子」とりまとめの考え方に基づく具体的方策の検討(とりまとめ) 1. 優れた留学生の戦略的獲得

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/attach/1249705.htm (2024-2-20 アクセス)

文部科学省、2008b、「留学生 30 万人計画」骨子の策定について 3. 方策の項目
「留学生 30 万人計画」骨子 平成 20 年 7 月 29 日 文部科学省 外務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省

文部科学省、2015、初等中等教育における創造性の涵養と知的財産の意義の理解に向けて -知的財産に関わる資質・能力の育成- 平成 27 年 11 月 30 日 文部科学省初等中等教育局教育課程課 資料 3-1

文部科学省、2017、初等中等教育における創造性の涵養と知的財産の意義の理解に向けて -知的財産に関わる資質・能力の育成- 平成 29 年 1 月 27 日 文部科学省初等中等教育局教育課程課 資料 4

文部科学省、2018、初等中等教育における創造性の涵養と知的財産の意義の理解に向けて、第 3 回検証・評価・企画委員会（産業財産権分野会合）平成 30 年 2 月 5 日（月）文部科学省 初等中等教育局教育課程課 資料 3-1

文部科学省、2022、今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開(中学校) 未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた探求的な学習の充実とカリキュラム・マネジメントの実現 株式会社アイフィス

文部科学省、2023、令和 5 年度「特定分野に特異な才能ある児童生徒への支援の推進事業」第 3 回 運営指導会議 報告資料 子どもの未来を創造性豊かにする広域活動 八王子市教育委員会 生涯学習スポーツ部生涯学習政策課 学校教育部教育指導課

文部科学省、2024、「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について 令和 6 年 5 月 24 日. https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1412692_00003.htm (2025-1-15 アクセス)

茂住和世、2010、“「留学生 30 万人計画」の実現可能性をめぐると一考察”、東京情報大学研究論集、第 13 巻、第 2 号、40-52 項。

村瀬直幸、2014、創造性はいかに生まれるか 富山国際大学現代社会学部紀要、第 6 巻、229-236 項。

永井裕久、2012、“日本企業におけるグローバル人材育成システムの構築に向けて”、日本労働研究雑誌、第623号、17-28項。

西浦和樹・國藤進、2016、“SIG 設立と「アクティブ・ラーニング」に関する創造性教育研究の最新動向”、日本創造学会論文誌 Journal of Japan Creativity Society、第20巻、1-3項。

恩田 彰、1994、創造性教育の展開、恒星社厚生閣

朴成憲・添田晴雄、2005、都市の小中学校におけるカリキュラム開発の実践と課題：日本・中国の比較検討、大阪市立太田大学大学院文学研究科都市文化研究センター

坂谷和彦、2017、“創造性の機会と促進マネジメントに関する考察”、年次学術大会講演要旨集、第32巻、601-604項。

佐藤重人・劉文・車翰博、2024、“中学生を対象とした日本語版創造性パーソナリティ尺度作成の試み 日中比較を目的とした中国語版尺度に基づく開発”、関係性の教育学、第23巻、第1号、57-73項。

高橋 誠、2016、“アクティブ・ラーニングに「創造技法」をどう活用すべきか”、日本創造学会論文誌 Journal of Japan Creativity Society 日本創造学会編、第20巻、11-15項。

徐 方啓、2005、中国の創造性教育の特徴 弓野憲一（編）世界の創造性教育 ナカニシヤ出版

（受付日：2025年10月15日、

受理日：2026年3月9日）

**A Japan-China comparative study on creative personality in
junior high school students:
Establishing a creativity development model using multi-group
simultaneous analysis**

SATO Shigeto(Independent researcher)

Abstract

The purpose of this study is to conduct a comparative investigation of the Japanese version of a creative personality scale for junior high school students and the original scale used in China, and to establish a creativity development model common to both Japan and China. A survey was conducted with 272 students from Junior High School A in Chiba Prefecture as the Japanese sample. As the Chinese sample, 238 students from Junior High School Z in Dalian, Liaoning Province, were surveyed. In Study 1, analysis of variance, correlation analysis, multiple regression analysis, and t-tests were conducted for junior high school students in both Japan and China. The results showed that Chinese students scored higher on some variables, whereas no significant differences were found on others. In Study 2, multi-group simultaneous analysis was performed, and three factors were identified: Creative Thinking Ability, Creative Risk-Taking, and Creative Sensitivity. Based on these findings, a creativity development model for creative personality applicable to both Japan and China was constructed. The results confirmed that an interrelated model of creative personality development is common to both countries.

【原著論文】

中国の大学生における修士教育に対する価値意識 —進路希望別にみる功利志向とその分化—

陳思源※

摘要

近年、中国の修士教育は急速に拡大し、その役割は学術研究から職業的即戦力の育成や社会的地位向上を目的とした教育段階へと変容している。本研究は、中国の大学生が修士教育にどのような価値意識を持つのかを明らかにすることを目的とし、オンライン調査に基づく因子分析および多重対応分析を行った。その結果、価値意識は「進学メリット重視」「進学困難性認識」「就職回避重視」「地域移動重視」の四次元に整理された。特に国内進学志向の学生は修士教育をキャリア発展や社会的地位向上の手段として高く評価していたのに対し、海外進学志向や就職志向の学生は進学のリスクやコストをより重視し、その価値を相対化する傾向が確認された。これにより、修士教育を単純な功利的選択として捉える従来の理解には限界があることが示され、中国に特有の「大学院進学ブーム」の実態を明らかにすると同時に、日中の教育観の差異を理解する上でも意義を持つ。

キーワード：修士教育、中国、学歴の価値意識、功利志向、進路希望

1. 問題設定

本稿では、修士教育が急速に拡大している中国社会において、大学生が修士教育をどのような価値をもつものとして理解しているのかを明らかにすることを目的とする。特に、修士教育が職業的機能を強調する方向へと移行する中国の雇用環境の下で、修士教育に対する価値認識がどのような構造をとっているのか、ま

※ 上智大学 総合人間科学研究科 教育学専攻 博士後期課程

たその認識が進路選択（国内進学、海外留学、直接就職）とどのように関わっているのかを検討する。これらの価値意識を分析することで、現在の中国の教育システムにおける修士教育の位置づけをより一層詳しく理解することを試みる。

近年、中国の大学院教育は飛躍的に発展し、大学院進学ブームが起きており、修士教育が高等教育の中で重要な位置を占めるようになり、高等教育全体の構造を大きく変えた。しかし、急速に増加している修士課程の学生募集数を比較すると、博士課程の学生募集数の増加は緩やかである（図 1）。すなわち、中国の大学院進学ブームは大学院教育全体に対してではなく、修士教育段階に集中している。それだけでなく、多くの修士卒業生も博士号を目指さず、近年の博士進学率はほとんど 18%以下¹を維持している。すなわち、修士と博士教育が連続的な学術準備過程とはみなされなくなったことを反映している。

この傾向は政策面からも一層促進されている。中国教育部は、2025 年までに専門職修士課程の募集規模を修士の募集総規模の 2/3 に拡大する計画が示されている²。図 1 によると、専門職大学院への入学者数は年々増加しており、2017 年に研究系大学院の入学者数を上回ってから急増している。専門職大学院の発展が中国における修士教育の新たな傾向を示しており、教育の焦点が従来の学術研究から職業技能的能力の育成へと移行していることが見て取れる。特に 2020 年のコロナの影響を受け、ますます厳しい雇用情勢に直面し、政府は大学生の就職難を緩和する手段として大学院の募集拡大を行っている。こうした状況の下で、修士教育は社会的に能力や競争力を高めるための制度的な通路として位置づけられる。

また、中国の修士教育は全国統一試験を通じて選抜が行われ、その試験結果に基づいて大学院の序列が形成されている。このような仕組みにより、修士教育は社会的に認知された「学歴向上の手段」としての性格を強めている。

労働市場の観点から、中国と日本には大きな違いが見られる。日本では、中国と同様に大学院拡充政策が行われたものの、中国のような大学院進学ブームは見られなかった（吉田，2020）。日本の大学院規模拡大政策は1990年代のバブル崩

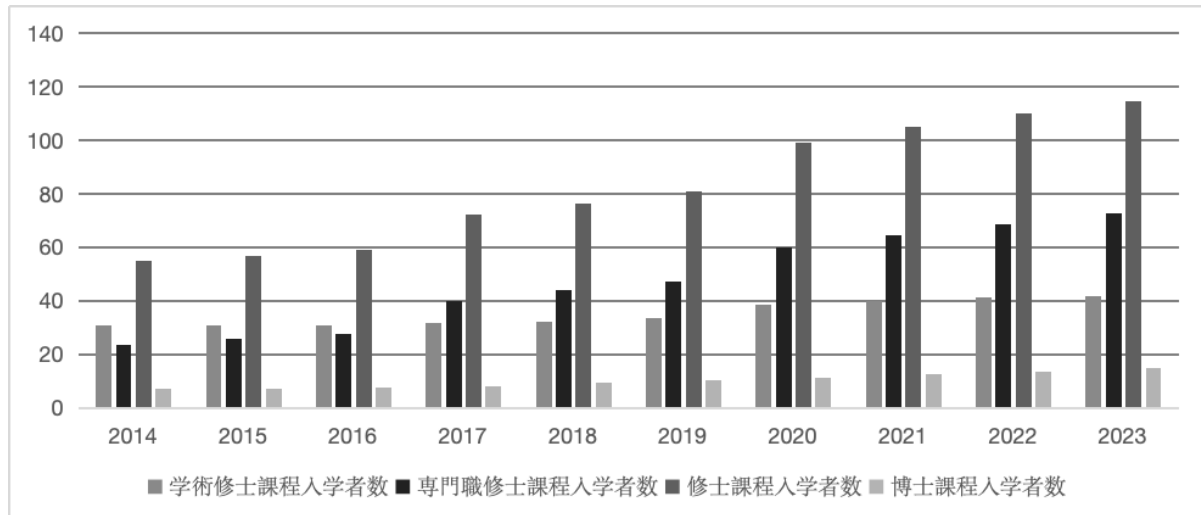


図1 大学院課程入学者数の変化（万人）

出所：『中国教育統計年鑑』各年版より筆者作成

壊と大卒者の増加で就職難と同時に行っており、大学院修了者の社会的価値が上昇しなかった（吉田，2020）。また、大企業において整備された企業内教育システムと年齢給が、大学院修了者の位置づけを難しくしている（吉田，2020）。このため、修士課程修了者の評価が必ずしも高いとは言えず、積極的に修士課程修了者を採用する企業は極めて少ない（濱中，2020）。これに対し、中国の労働市場では、OFF-JT（Off-the-Job Training）が人材育成の主要な手段として位置づけられており、修士教育に対する期待は相対的に大きい。大学院は「即戦力」として活躍できる人材を育成する重要な段階とみなされ、修了者には労働市場への迅速な適応が求められている。このような制度環境の下で、修士学歴は中国社会において、「より良い機会」へとつながる合理的な選択肢として理解されやすい。

一方で、修士教育の急速な拡張に伴い、その質に対する懸念が生まれている。実際の教育現場では、育成目標が十分に整理されないまま教育が行われており、授業は依然として従来型の講義中心となり、研究指導や創造的能力の育成との連携も不十分な状況がみられる（李・王・沈・楊・張，2023）。また、課程類型に応じた育成上の工夫が十分になされておらず、博士課程に接続する3年制の学術学位大学院と、労働市場に直結する2年制の専門職学位大学院の教育内容が同質化している（楊・楊・楊，2024；李・王・沈・楊・張，2023；李，2016；満，2013）。

このような育成環境の下で、大学院生は既存の知識の理解や習得に重点が置かれがちであり、創造性や研究上の独自性が十分に発揮されにくい状況が生じている（李・王・沈・楊・張，2023）。さらに、社会全体に広がる高学歴志向や厳しい就職環境の下で、一部の大学院生が学術や科学研究を追求する代わりに、強い功利志向（知識の獲得や学術的發展よりも、進学によって得られる職業的・経済的利益や社会的地位の向上を主な目的とする価値意識）を持つ進学動機を示すようになっている（趙，2023）。そのため、中国における修士教育の現状では、従来の「学術学位＝学術志向」「専門職学位＝職業志向」という一般的な分類枠組みが適用しづらい。

さらに、修士教育の選択はすべての大学生にとって自明な進路となっているわけではない。学部教育に比べて修士教育の進学率は限定的であり、進学する学生の間でも国内進学と海外留学の間で進路が分かれている。また、修士課程を経ずに労働市場に入る大学生も少なくない。こうした進路選択の多様性は、修士教育に対する価値認識が単一的ではなく、複数の理解が併存している可能性を示している。進路選択には経済的負担や制度的条件といった客観的要因も影響するが（陳，2025）、そうした制約の下で大学生自身が修士教育をどのような価値をもつものとして理解しているのかを把握することは、進学行動の理解に不可欠である。

そこで、本稿では異なる進路選択を行った大学生を分析対象として、修士教育に対する価値意識構造を分析し、大学生の間でどのような共通因子と分散が存在するのかを検証するとともに、その中で功利志向が占める位置を明らかにする。

2. 先行研究

2.1 学歴に関する価値意識と功利志向

教育の価値意識に関する研究において、「なぜ学歴は価値をもつのか」という問いをめぐっては、すでに一定の理論的蓄積が形成されている。人びとがより高い学歴を追求し続ける理由を説明するために、先行研究では、人力資本論（Becker, 1964）、シグナリング理論（Spence, 1973）、リスク回避理論（Breen & Goldthorpe, 1997）など、複数の分析枠組みが提示されてきた。これらの理論は、それぞれ異なる説明経路をとりながらも、教育を進路選択における重要な社会的資源として位置づけ、学歴追求の合理性を説明している点で共通している。

なお、学歴の価値をめぐる研究は、教育拡大が進行する特定の時期に集中的に蓄積されてきた点も指摘できる。教育機会の拡大に伴い、教育がもたらすリターンは次第に不均質化し、個人が教育選択において直面する不確実性やリスクも高まってきた（Dore, 1976）。しかし、こうした状況にもかかわらず、その過程において「よい教育→よい仕事→幸福な人生」というサクセス・ストーリーは繰り返し動員され、学歴の価値は社会的に持続的な正当化を受け、やがて広く共有される社会的常識として定着していった（荻谷, 1995）。このような状況のもとで、教育の価値やリターンそのものが、もはや個人の主観的判断にとどまらず、分析の対象として捉えられるようになった。

この意味において、現在の中国社会は、学歴価値があらためて問われる局面にあると言える。近年、中国では高等教育規模の拡大が続く中で、修士課程への進学が顕著な広がりを見せている。これに伴い、修士教育が合理的な選択として広く受け入れられている社会的背景について、既存研究はさまざまな側面から検討を行ってきた。具体的には、科举制度に連なる学歴信仰（蔣, 2017；李, 2016）、労働市場における高学歴への需要と評価（李, 2016；韓, 2016；王, 2018）、さらには修士学歴が地域移動を促進する機能（李, 2016；黄, 2020）などが指摘されている。これらの研究は、制度的・歴史的・構造的な観点から、中国における修士教育拡張の論理を明らかにしてきた点で重要な意義をもつ。

しかしながら、修士進学行動を分析する既存研究の多くは、「修士学歴には価値がある」という前提を自明のものとして受け入れ、その前提自体を分析対象として扱うことは必ずしも十分ではなかった。すなわち、修士教育はしばしば、疑問の余地のない「価値ある選択」として前提化されてきたのである。だが、この前提は、すべての社会的文脈において同様に成立するとは限らない。修士教育の社会的意味やそこに付与される価値は、教育制度の構造や労働市場の条件によって大きく左右される（吉田, 2020）。この点を踏まえると、主として学部段階の経験に基づいて構築されてきた学歴価値の分析枠組みが、修士段階においてもなお妥当であるのかについては、あらためて検討する余地がある。学歴競争と教育選択の重要な延長段階として、修士教育が学歴価値体系全体の中でいかなる役割を果たしているのかについては、依然として体系的な議論が不足している。

さらに、教育価値をめぐる既存研究は、特定の単一側面に着目して分析を行う

傾向が強い点も指摘できる（藤田，1983）。しかし、現実の社会において教育が担う価値は、決して単一かつ同質的なものではない。学歴は、就職上の優位性、社会的地位、リスク回避の手段、さらには制度的・象徴的資源として、複数の意味を同時に帯びて理解されうる（藤田，1983）。したがって、単一指標による分析を超え、価値意識そのものの構成を構造的に捉える視点が求められる。

以上の問題意識に基づき、本研究では、「誰が学歴のリターンを重視するか」といった単純な比較にとどまるのではなく、教育に関する価値意識がいかなる複数の次元から構成され、それらが個人の認知の中でどのように組み合わされ、異なる進路選択の間でいかなる分化構造を示すのかを明らかにすることを課題とする。

このような整理のもとで、本研究における「教育に関する価値意識」とは、個人の内面的価値観や心理的態度を指すものではなく、学歴が社会においてどのように評価され、理解され、用いられているのかという理解の枠組みを意味する。また、「功利志向」とは、その枠組みの中で、就職機会、地位達成、リスク回避といった学歴の機能的価値がどの程度強調されているかを示す概念である。言い換えれば、本稿は、大学院進学動機の心理的要因を説明することではなく、学歴が正当かつ合理的な判断基準として社会的に共有されている状況のもとで、人々がどのように進路選択を行っているのかを明らかにする点にある。

2.2 中国の修士教育における価値意識の展開と限界

日本における中国高等教育研究は、近年増加している。これらの研究では、主に大学院教育の拡張や専門職大学院の導入とその背景に注目し（陳，2010；満，2013；李，2016）、大学院進学熱の現象について議論している。しかし、その多くは政策と制度レベルの議論にとどまっている。

一方、高等教育における進学行動を対象とした研究では、経済的成本や家庭の社会経済的地位、労働市場の動向といった外的要因（李，2016；韓，2016）、大学生の就職意識（李，2011）や大学院生の進学動機（韓，2016；馬，2021）に着目した分析が行われてきた。特に、研究系大学院と専門職大学院の進学動機の比較（韓，2016）や、特定分野における進学動機の検討（張，2015；向坂，2022）は、修士教育内部の多様性を示す点で一定の成果を挙げている。しかし、これらの研究の多くは、調査対象を国内の修士課程在籍者に限定しており、海外進学や

進学しなかった学生の視点が欠けている。その結果、修士教育に対する価値意識が、どの範囲で共有され、どの範囲で分化しているのかを包括的に把握することは難しい状況にある。

海外留学に関する研究は、日本の高等教育研究を中心に、在日中国人留学生を対象とした進学行動に関する研究を進めてきた。これらの研究では、留学生が日本の大学院を選ぶ際の要因や選択プロセスに焦点が当てられている（向坂，2022；三好，2023）。これらの研究は、日本国内における留学生の進学行動の特徴を明らかにする重要な知見を提供しているものの、対象を日本という特定の国に限定しており、中国学生の海外大学院進学行動を包括的に理解する視点が欠けている。

さらに、中国国内においても、海外留学に関する研究は主に高校生の大学進学段階に注目し、大学院進学に関する研究は少ない現状がある。李（2013）の研究によると、中国の大学生が自費留学の動機には、より質の高い教育の追求、海外の生活環境への憧れ、国内の就職圧力の回避といった要因が挙げられているが、これらの動機が国内進学とどのように異なる価値理解に基づくのかについては、十分に検討されていない。

以上のように、既存研究は修士教育をめぐる進学動機や制度的背景を多角的に明らかにしてきた一方で、異なる進路選択を視野に入れた価値意識の構造的把握には限界がある。

2.3 中国の修士教育制度における構造的課題

中国の修士課程は、研究系（学術型）と専門職系の二本立てで制度化されている。しかし実際には①選抜方法の硬直性、②教育プログラム運営の重複、③労働市場での評価の曖昧さという三つの構造的課題が存在する。

まず、修士課程の選抜は、教育部による強い指導のもとで、全国共通の学力筆記試験を行われ（南部，2016）、知識を求め過ぎる傾向があり、学生の本来の創造力、思考力は測れず、必要な基礎知識が身に付いている試験対策をする学生にとって有利になると指摘されている（韓・河合・森，2014）。その結果、本当に学術的な潜在力があり、研究系修士課程に適した学生を選抜することが難しく、または分析力と問題解決能力が強く、専門職修士課程に適した大学院生を選抜することも困難となっている（陳・康，2022）。

そして、陳・康（2022）によると、現行の教育プログラムの運営実態を見ると、専門職大学院と研究系大学院の養成過程、教育内容、論文基準がほぼ同一であり、多くの場合、指導教員も共通しているため、専門職大学院の学生は学術化され、その専門性が薄れ、本来の特色を失ってしまう傾向にある。

一方、韓（2016）は、中国の労働市場では専門職学位と学術学位があまり区別せず、専門職学位の特徴は無視される傾向にあり、専門職学位の競争力と社会的評価は学術学位に比べて低いとされていると指摘した。つまり、中国では就職を目的に進学を選択する学生のニーズに応えるために、専門職大学院を開設しているが、実際の状況から見ると、労働市場での専門職大学院に対する評価が相対的に低いため、非学術的目的を持つ学生は依然として伝統的な研究系大学院に詰め込まれている。

以上より、名目上は二体系が併存しているものの、制度運用上の境界は希薄であり、進学者が両者の役割差を明確に認識することは容易ではない制度的状況にあると考えられる。

2.4 本研究の位置づけ

既存研究は、中国の修士教育をめぐる進学動機や制度的背景を多角的に明らかにしてきたものの、多くは専門職学位と学術学位の区分や、国内修士課程在籍者を分析対象とする枠組みにとどまってきた。その結果、修士教育が大学生の間でどのような価値として理解され、どの範囲で共有されているのかという点については、十分に検討されていない。

とりわけ、進学行動を所与の前提とする研究が多く、修士教育の価値が進路選択以前の段階でどのように認識されているのか、また異なる進路を志向する学生の間でどのように分化しているのかについては、分析の余地が残されている。本稿は、こうした研究上の課題を踏まえ、修士教育を単一の制度として捉えたうえで、進路希望別に価値意識の構造を比較する点に特徴がある。

3. 調査

3.1 調査方法と調査時期

本調査は2022年6月から8月にかけて、中国国内の大学生を対象にオンライ

ンで調査を実施された。合計 1606 人が参加し、最終的に 1341 人の有効回答（有効率 83%）を得た。質問紙は大学生が日常的に利用する WeChat、QQ、ウェイボー、RedNote（レッドノート）など複数の SNS 上の学生コミュニティに掲出することで、異なる学生層へ幅広くリーチし、中国全土の大学生の多様な実態を捉えることを可能にした。

3.2 質問項目

本調査では全 56 項目の質問が設けられ、本稿ではそのうち 2 項目を利用した。

【修士教育に対する価値意識】前述の先行研究に基づき、修士教育に対する価値意識に関する質問項目を設計した（表 2 を参照）。回答者は、「とても合っている」、「まあ合っている」、「あまり合っていない」、「全く合っていない」の 4 点尺度で回答する形式を採用した。

【進路希望】設問は「大学卒業後の希望進路（第一選択）」である。回答者は「就職」、「国内大学院進学」、「海外大学院進学」の 3 つの選択肢から一つを選んで回答する形式を採用した。

表 1 本調査のサンプル分布とウェイト調整結果

変数		統計年鑑	元データ	調整後
ジェンダー	女	53.0%	58.9%	56.8%
	男	47.0%	40.6%	43.2%
地域	東部	50.4%	68.3%	47.4%
	中部	35.9%	22.1%	39.7%
	西部	13.7%	9.6%	12.9%
学校タイプ	985・211 大学	10.5%	19.4%	9.1%
	985・211 以外	89.5%	80.6%	90.9%
専攻	文系	40.5%	62.0%	38.7%
	理系	49.7%	24.3%	54.3%
	芸術系	9.7%	9.4%	7.0%
進路希望	就職		31.0%	39.3%
	国内大学院進学		56.6%	53.1%
	海外大学院進学		10.7%	7.5%
N			1341	1444

3.3 データ調整

本調査では、オンライン調査の利点を活かし、中国全土にわたる幅広い地域の

大学生にアクセス可能な方法を採用した。特に、価値意識に関する研究において、匿名で回答できるため、オンライン調査は有効である。しかし、オンライン調査にはサンプルの代表性が欠如している可能性も懸念されるため、本稿では『中国教育統計年鑑（2019 年）』を母集団統計として参照し、ジェンダー、地域、学校タイプおよび専攻分野の 4 属性についてウェイト調整を実施した。ウェイト値は、各属性を同時に考慮した多変量同時調整（raking 法）により算出し、個票データ

に乗算することで加重データを作成した。調整前後のサンプル構成の変化については表 1 に示しており、ウェイト調整により代表性は一定程度改善されている。なお、本稿におけるすべての分析は、この加重データに基づいて行っている³。

4. 結果と考察

本稿は、中国の大学生が修士教育に対してどのような価値意識を有しているのか、その構造を明らかにするとともに、こうした価値意識が異なる進路選択のあいだでどのように分化しているのかを検討することを目的とする。

この研究目的を踏まえ、本稿では分析を二段階に分けて提示する。まず、大学生による修士教育に対する複数の評価項目を用いて因子分析を行い、潜在的な価値次元を抽出することによって、修士教育の価値意識の基本的な構成を把握する(4.1)。次に、因子分析によって抽出された価値次元と、大学生の進路希望(国内進学・海外進学・直接就職)をあわせて分析枠組みに組み込み、多重対応分析(以下、MCA)を用いて、進路選択と価値意識との対応関係を可視化する(4.2)。

このような分析対象に対して回帰分析などの手法を用いる場合、あらかじめ特定の進路選択を従属変数として設定し、価値意識が線形かつ一方向的に作用することを前提とせざるを得ない。しかし、この前提は、本稿が目指す価値意識の全体構造を把握するという分析目的とは必ずしも整合的ではない。これに対して、MCAは、カテゴリ変数間の相互関連に着目し、因果関係を事前に仮定することなく、複数の要素によって構成される関係構造を同一の空間上に配置することを可能にする探索的分析手法である(知念, 2022)。本稿では、こうしたMCAの方法的特性を踏まえ、価値意識と進路選択との関係を構造的に捉えることを試みる。

4.1 大学生の修士教育に対する価値意識

まず、本節では、大学生の修士教育に対する価値意識の潜在構造を明らかにするため、質問項目への回答に基づき因子分析を実施した。本研究で用いた質問項目は、修士教育に対する期待や負担を測定し、4点Likert尺度項目から構成されている。因子抽出には、観測変数間の共通分散に基づいて潜在因子を推定でき、態度型データにおいて正規分布を前提としない主因子法を採用した。回転方法については、各価値次元間に一定の関連性が想定されるため、Kaiserの正規化を伴

うプロマックス回転を適用した。因子数の決定には固有値が1以上であることを基本とし解釈可能性を考慮したうえで、項目の採否については因子負荷量や共通性が低い項目、および複数因子にまたがって負荷する項目を中心に、内容的妥当性を踏まえて判断した。その結果、「進学メリット重視志向」、「進学困難性認識志向」、「就職回避重視志向」と「地域移動重視志向」の4因子が抽出された(表2)。

表2 大学生の大学院に対する価値観の因子分析

質問項目	進学メリ ット重視	進学困 難性認識	就職回 避重視	地域移 動重視
もっといい学校に入れることができる	0.705	-0.088	0.044	-0.051
職業に必要な資格を取ることができる	0.682	-0.078	-0.017	0.043
就職する際に有利になる	0.679	-0.009	-0.132	-0.030
将来的には潜在的な収益がある	0.622	0.001	-0.124	0.042
より多くの友達を作り、ソーシャルサー クルを広げることができる	0.573	0.032	0.069	0.191
学術研究ができる	0.501	0.096	0.034	0.087
親の願いをかなえることができる	0.456	-0.136	0.065	0.201
修士の学位を取得できる	0.413	0.100	-0.122	0.067
大学院受験に合格するのは難しい	-0.119	0.721	-0.047	0.260
大学院受験の準備が大変だ	-0.094	0.610	0.012	0.099
進学の費用が高い	-0.124	0.580	-0.065	0.044
勉強が嫌い	0.265	0.568	0.042	-0.190
勉強が苦手	0.288	0.562	0.125	-0.242
早くお金を稼ぐことができない	0.007	0.492	0.051	-0.106
2年以上の年月を費やす	-0.115	0.474	-0.069	-0.011
現在の中国は就職難だ	-0.052	-0.035	0.893	-0.021
現在の中国は、学部だけを卒業しても良 い仕事が見つかりづらい	-0.091	0.047	0.616	-0.138
戸籍を取得するのに役立つ	0.170	0.002	0.073	0.699
定住に役立つ	0.312	0.007	0.009	0.487
固有値	4.577	2.735	1.721	1.057
寄与率	21.185	11.269	6.619	3.123
Cronbach の α	0.821	0.771	0.759	0.661

因子抽出法:主因子法 回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

以下、それぞれの因子について詳細に論じる。

(1) 進学メリット重視志向と功利志向の多層性

第1因子には、「いい学校に入れる」、「職業資格」、「就職有利」、「潜在収益」、「ソーシャル」、「学術研究」、「親の願い」、「学位取得」といった質問項目が含まれており、進学によって得られる多面的なメリットを反映しているため、「進学メリット重視志向」と命名した。この因子は、修士教育が単一的な機能を持つ場ではなく、労働市場での競争力向上、社会的地位の確立、学術研究、家庭の期待の実現や社会的ネットワーク形成といった多様な価値を提供する場であることを示している。

本研究では、大学院進学が単なる一方向の利益を追求するものではなく、多面的な価値を含むことを明らかにすると同時に、学術志向が完全に排除されているわけではない点にも着目した。進学メリット重視志向の因子に含まれる項目を分析すると、学術研究に関する意識が一定程度残存していることがわかる。これを検証するため、功利志向を代表する「就職する際に有利になる」と学術志向を代表する「学術研究ができる」（表3）の度数分布を比較した。

具体的には、「就職する際に有利になる」と回答した学生のうち、51.6%が「とても合っている」、34.6%が「まあ合っている」と答え、全体の86.2%が肯定的な回答を示した。一方、「学術研究ができる」では「とても合っている」が33.3%、52.2%が「まあ合っている」で、全体の85.5%が肯定的であった。全体の肯定率に大差はないが、「とても合っている」の割合は「学術研究」で低く、大学生が学

表3 価値志向の度数分布

就職する際に 有利になる (功利志向)	人数	割合
とても合っている	746	51.6%
まあ合っている	500	34.6%
あまり合っていない	156	10.8%
全く合っていない	42	2.9%
学術研究ができる (学術志向)	人数	割合
とても合っている	481	33.3%
まあ合っている	754	52.2%
あまり合っていない	189	13.1%
全く合っていない	20	1.4%

術価値よりも就職価値をより高く評価していることを示しており、大学院進学の動機がより実利的な要因に偏っていることがわかった。これらの結果は、学術研究が独立した主要な動機ではなく、功利志向の一部として捉えられる傾向が見られる。大学生は純粋な学術的価値より、キャリア開発や社会的地位向上といった総合的な価値を重視する傾向を持つことを示している。つまり、修士教育はもは

や学術研究や研究者の養成の場ではなく、労働市場や社会的多様なニーズに応える実用的価値を提供する場として認識されていることが明らかとなった。

(2) 進学困難性認識志向と進学決定の複雑性

第2因子は、「受験合格の難しさ」、「受験の大変さ」、「進学費用」、「勉強嫌い」、「勉強苦手」、「金を稼がない」、「時間を費やす」という進学に伴うリスクやコストを集中したため、「進学困難性認識志向」と命名した。この因子は、進学に際して学生が直面する困難や負担を示しており、修士教育への進学決定が単純な選択ではなく、多面的な要素を含む複雑な判断であることを物語っている。

修士教育が「機会」として広く認識される一方で、本研究では進学困難性が重要な側面として浮かび上がった。大学院進学ブームの下で、多くの研究は修士教育の価値に注目しているが、受験競争の激しさと合格率の低さ、および高い学習コストを見過ごしている。中国では大学院入試の競争が非常に激しく、少なくとも1年以上の受験勉強期が必要である。しかし、それにも関わらず競争倍率は30%未満⁴であるため、不合格は一般的である。大学院進学に失敗した後、受験を諦めずに二浪、三浪（中国語：二戦、三戦）を試みても普遍的な現象になった。このような状況下で、進学は単なる学術的探求の場としてではなく、試験競争の一環として捉えられることが多い。さらに、受験を通じた進学のプロセスは「高校入試」や「大学入試」と同様の考え方で行われる傾向があり、修士教育が学術研究の本質から乖離している可能性を示唆している。これらの結果は、修士教育が単なる「機会」として一面的に捉えられるわけではなく、大学生が進学のリスクとリターンを慎重に評価している一面を明らかにしている。

(3) 就職回避重視志向の独立性

第3因子は、「就職難」および「大卒就職難」の2つの項目を含み、「就職回避重視志向」と命名され、労働市場の競争激化や学歴インフレが進行する中で、修士教育が就職困難からの「避難所」として認識されていることを示唆している。

従来の研究では、「就職回避」と「キャリア開発」がしばしば同一視されてきた。しかし、本研究の結果は、就職回避志向が独立した因子として抽出されたことにより、修士教育が単なる積極的なキャリア形成の手段ではなく、就職難という社会的背景の中で、消極的な選択肢として機能している可能性を示している。また、

この志向の存在は修士教育が学歴の価値そのものに依存し、学術的内容や実質的なスキルの重要性が相対的に軽視される傾向を助長していることを暗示している。

(4) 地域移動重視志向と地域価値の特異性

第4因子は、「戸籍」と「定住」は地域に関する特別なニーズとして、「地域移動重視志向」と命名した。この因子は、中国の戸籍制度や地域間格差が修士教育における進学動機に与える影響を明確に示している。

中国は地域が広く、戸籍制度⁵が存在している。住んでいる都市の戸籍の有無による教育、医療や福祉などの公共サービスなどの基本的な権利に影響している。そのため、地域移動の価値は中国の高等教育において、独特な優位性を発揮しており、各都市が高学歴人材に対して打ち出した人材優遇政策⁶は、大学院生が出身地から理想的な居住地に移動することを助けている。

地域移動重視志向は、単にキャリア形成にとどまらず、将来のライフプランを描く上で重要な要素として機能している。この志向は、中国の修士教育が個人のキャリアアップや学術的探究だけでなく、生活基盤や社会的ステータスの向上にも寄与していることを示しており、戸籍制度や地域間格差といった中国特有の社会背景に基づくもので、他国の修士教育では見られない独自性を持つと言える。

4.2 大学生の進路希望と価値意識

前節では、因子分析を用いて大学生の修士教育に対する価値意識の諸次元を抽出し、その多次元的な構造を明らかにした。本節では、これらの価値次元が、異なる進路希望（国内進学、海外進学、就職）をもつ大学生のあいだで、どのように分化し、組み合わせられているのかを検討する。

分析にあたっては、因子分析によって抽出された各価値次元と大学生の進路希望を MCA に投入し、両者の関係を次元空間上に可視化した⁷。以下では、第1軸および第2軸に着目して分析を行う。第1軸の分散説明率は 29.7%、第2軸は 25.1%であり、両軸で全体の 54.8%を説明している。

以下では、各カテゴリが第1軸および第2軸上に示す配置位置と、その相対的な分布傾向にもとづいて、軸の意味づけを行う。第1軸は修士教育に対する大学生の価値意識の構成を反映し、進学メリ

ット、進学困難性、就職回避と地域移動を含む。この軸では、負の値は「軽視」の価値意識を表し、正の値は「重視」の価値意識を表す。第2軸は国内進学、海外進学と就職という進路希望で構成され、負の値は「進学」、正の値は「就職」を指す。そして、象限における価値意識と進路希望の分類に基づき、4つの象限の特徴を定義した。第一象限は進学困難性と就職回避を重視する「リスク重視」、第二象限は進学メリットと地域移動を軽視する「学校価値軽視」、第三象限は進学困難性と就職回避を軽視する「リスク軽視」、第四象限は進学メリットと地域移動を重視する「学校価値重視」である。

表4 多重対応分析の結果

次元	Cronbach の アルファ	固有値	分散率
1	.408	1.484	29.7
2	.254	1.255	25.1
総計		2.739	54.8
平均	.337 ^a	1.369	27.4

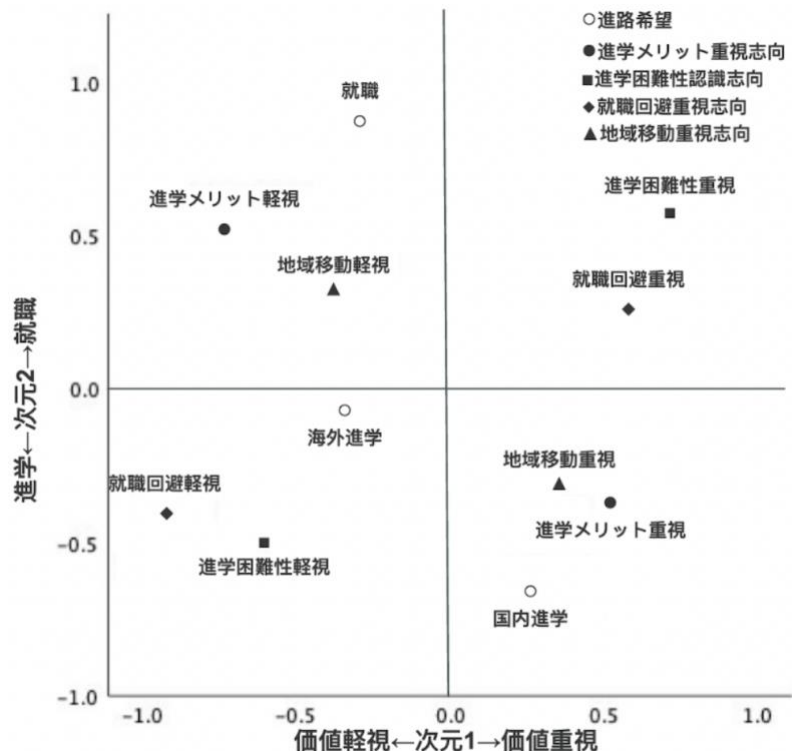


図2 大学生の進路希望と大学院教育に対する価値意識

MCAの分析結果(図2)によると、国内進学志向のある学生の価値意識は「進学メリット重視」や「地域移動重視」という学校価値と密接に関連している。つまり、国内進学希望者は、より良い職業やキャリアの発展機会など進学による長期的な利益を重視しているため、学業の継続を選択している。しかしその一方で、これらの大学生は就職難を主な問題と見なしていない。このようなリスクの無視は、社会が高学歴を過度に重視し、高学歴に見返りをもたらすという楽観的な期待に由来する可能性がある。また、政府は不況下で大学院の募集規模を拡大して就職ストレスを緩和しているが、個人の大学院希望はキャリア開発への長期的な

考慮に基づいていることが多い。就職難以外の観点から大学院進学問題を考える必要性も提起されている。

次に、国内進学に比べ、海外進学志向の学生は、就職志向の学生の価値意識に相対的に近い位置にあることがわかった。就職志向の学生と同様に、海外進学志向の学生は「進学メリット」や「地域移動」といった学校価値を重視していない傾向が見られる。また、「進学困難性」やコストに対する評価も相対的に低く、進学に伴うリスクを国内進学志向の学生ほど強く意識していない傾向がみられた。さらに、「就職回避」も重視する方向には位置しておらず、少なくとも就職難からの単純な逃避として修士教育を選択しているとは言い難い傾向が示唆される。これらの結果は、海外進学志向の学生が、国内進学志向の学生のように学歴競争や制度的メリットを中心とする価値枠組みに依拠しているとは限らないことを示している。すなわち、進学判断においてリスク回避や学歴的有利性を重視する国内進学志向とは異なる評価構造が存在している可能性が示唆される。したがって、海外進学志向と国内進学志向のあいだには、修士教育の意味づけをめぐる明確な分化が認められる。

最後に、就職志向の学生の価値意識は「進学メリット軽視」や「地域移動軽視」という学校価値と密接に関連しているため、国内進学志向の学生とは正反対の価値意識を持っていることがわかった。就職を希望する学生は大学院進学の特典や地域移動の価値を重視しておらず、教育の付加価値を認めない傾向があることを示している。また、就職志向はリスク回避重視とは関係があるとは言えない。つまり、就職を選択することは就職が難しくない、リスクが高くないと思っているのではなく、修士教育に十分な価値がないと考えていることを示している。

上述の分析結果は、中国の大学生が修士教育に対して抱く価値意識が一様ではなく、功利志向に対する反論の可能性を提示していると言える。具体的には、国内進学志向の学生が進学メリットや地域移動を重視する一方で、海外進学志向の学生はこれらを軽視する傾向があり、伝統的な功利志向とは異なる進学動機を示している。また、就職志向の学生は修士教育の付加価値そのものを疑問視しており、高学歴を必ずしも価値あるものとして受け入れていない可能性がある。これらの結果は、功利志向が修士教育への進学動機を完全に支配しているわけではなく、多様な価値意識が共存していることを示している。

5. 考察

本稿は、中国の「大学院進学ブーム」を背景に、在学中の大学生全体を対象として国内進学・海外進学・就職という三つの進路希望と、それを支える価値意識構造の関係を定量的に検証した。従来研究が大学院在籍者や学位種別の比較に偏ってきたのに対し、本研究は行動前の価値意識に着目し、進路選択の意思形成プロセスを捉える視座を提示した点に独自性がある。

まず、修士教育の価値に対する認識は多様でありつつも、功利志向が主流であることが確認された。因子分析により、修士教育に対する価値意識は進学メリット重視・就職回避・地域移動・進学困難性認識の四因子から成ることが確認された。とりわけ「進学メリット重視志向」には、キャリア開発、社会的地位の向上、学術研究、家庭の期待の実現など幅広い功利的価値が含まれ、大学生は修士教育を単なる学術準備ではなく、総合的な社会的資源として期待していることがうかがえる。大学生の認識上では、修士教育は学士課程の延長として機能する一方で、博士課程への準備段階としての役割は低下していることが示唆されている。

次に、「就職回避重視志向」と「地域移動重視志向」の存在は、大学生が教育内容やスキルの実質的価値以外の付加的便益を修士課程に期待する傾向を示している。「就職回避重視志向」は、就職競争の激化や学歴インフレが修士教育を「避難所」として位置付ける背景を浮き彫りにした。一方、「地域移動重視志向」は、中国特有の戸籍制度や地域間格差問題を反映し、教育を地理的および制度的バリアを超える手段として利用する付加価値を示している。このような現象は、修士教育が一部の大学生にとって、社会的・地理的課題を乗り越える手段として期待していることを示唆している。

一方、従来の先行研究では、修士教育が功利的価値の追求に偏っているとされてきたが、本研究では大学生が進学のリスクとコストを慎重に評価していることも明らかになった。「進学困難性認識志向」は、修士教育が単なる機会としてではなく、受験競争や費用、時間的な負担といったリスクを伴う現実的な選択肢として認識されていることを示している。これらの結果から、修士教育に対する価値意識は、単に学術的価値から功利的価値へと移行しているのではなく、複数の評価軸が併存する多面的な理解として形成されていると解釈できる。

こうした価値意識の多面性を踏まえ、本稿では MCA を用い、進路希望別の修

士教育への理解の構造を可視化した。既存研究では、大学院進学の動機について、国内外を問わず就職難の回避（李，2013）や、就職需要・キャリア開発（李，2016；韓，2016）といった功利的志向が主な要因として説明されることが多かった。しかし、本稿の調査結果では、就職回避因子はいずれの志向群においても主要な決定要因とはならず、功利的志向因子も国内進学志向者にのみ顕著であったことが確認された。これにより、大学院進学を単線的に「就職難回避」や「功利的選択」として理解するだけでは不十分であり、進路希望ごとに異なる価値意識に基づく多様な選択行動が展開されている実態が明らかになった。それぞれの進学志向別に説明すると、以下の通りとなる。

国内進学志向の学生において、修士教育が「進学メリット」や「地域移動」という極めて功利的な目的と結びついており、その価値意識が中国社会構造と密接に連動している。修士教育が単なる教育あるいは学術的準備段階を超え、労働市場への適応、戸籍制度を超える手段、家族的期待の実現といった多面的な社会的役割を期待しており、進学は個人の教育選択というより、社会制度との適応行動の一環と見ることができる。これに対し、海外進学志向の学生は、本来であれば国内進学と同様に、中国社会における進学熱や競争環境への適応行動の一環と位置づけられるはずである。しかし実際には、進学のメリットや困難性を相対的に重視せず、就職難に対する感度も低い傾向が見られた。むしろ、国内制度における競争や制約から距離を取り、教育の質や自己成長、異文化経験といった非制度的な独自の価値基準に基づく選択行動が展開されている可能性がある。また、就職志向の学生においては、進学による利益への評価が限定的であり、修士教育の社会的・経済的価値に対して懐疑的な姿勢が見られ、現実的なキャリア構築を志向する選択が反映されていると考えられる。

以上の結果は、国内進学志向の学生が従来の功利的枠組みが一定程度当てはまることを確認した一方で、海外進学志向や就職志向の学生が従来の理論では捉えきれない独自の価値意識が存在していることを明らかにした。特に、国内進学と海外進学の志向者の間でも価値意識に大きな差異が見られ、進学を希望する大学生の中にも内在的な価値分化が存在していることが示された。とりわけ、進学という行動自体を伴わない層における認識構造の分析を通じて、「進学＝功利的選択」という構図に揺らぎが生じ、修士教育に対する功利志向の一元的支配という

前提に対して再考する必要があることを実証的に示した。

本稿は、これまで「進学＝功利的」という共通認識が定着している中国社会の文脈において、行動前の価値意識に着目することで、進学行動の前提にある認識の多様性と分岐性を明確化し、修士教育の価値に対する理解を再構築する視座を提供した。また、中国のような大規模な大学院進学ブームは見られない日本において、こうした「功利志向の常識化」自体が共有されにくく、本研究はそのような認識のズレを理解するための一助となり得る。

注

1. 『中国教育統計年鑑』2010年度から2023年度までの修士卒業生数および博士進学者数を基に算出された結果である。
2. 中華人民共和国教育部
http://www.moe.gov.cn/srcsite/A22/moe_826/202009/t20200930_492590.html (2026-2-24 アクセス)
3. 本調査の詳細は同一調査を用いた別稿（陳，2025）に詳述しているため、本稿では進路選択と価値意識の分析に焦点を絞り、必要最低限の情報のみ記す。
4. 2021年に教育部が公表した修士受験者数と、2022年の『中国教育統計年鑑』に公表された修士進学者数に基づいて算出した。
5. 中国における都市と農村の二重社会構造を示す制度で、「非農業戸籍（都市戸籍）」と「農業戸籍」に分かれ、社会保障、住宅、教育、就業などの面で格差を生じている。（小林熙直、2008、“中国の二重構造社会に関する一考察”，アジア研究所紀要、第35号、133-164頁。）
6. 中国の多くの都市では、高学歴人材引進政策の対象として修士以上の学歴を持つ者が優遇されている。例えば、北京、上海などの都市では、修士以上の学歴を持つ者に対して住宅補助、経済補助、戸籍移入ルートの開放が提供されている（各都市で具体的な政策内容や優遇措置は異なる）。
7. MCAを行うにあたり、因子得点を質的変数として扱う必要があるため、得点が中位数を基準に「重視」と「軽視」に変換した。この処理により、価値意識と進路希望の関係性を数量化し、進路選択における価値意識の役割をより明確に分析可能とした。

引用文献

- Becker, G., 1964、Human Capital (3rd ed.)、University of Chicago Press.
- Breen, R.・Goldthorpe, J. H., 1997、“Explaining Educational Differentials: Toward a Formal Rational Action Theory”、Rationality and Society、Vol.9、No.3、pp.275-305。
- 陳思源、2025、“現代中国大学生の大学院進学選択”、東アジア教育研究、第20号、61-76頁。
- 陳曦、2010、“中国における専門職学位の動向”、名古屋高等教育研究、第10号、237-251頁。
- 陳新忠・康誠軒、2022、“从招考分育到自由分流”、学位与研究生教育、61-67頁。
- Dore, R., 1976、The Diploma Disease、George Allen and Unwin.
- 藤田英典、1983、“学歴の経済的・社会的効用の国際比較”、教育社会学研究、第38集、76-93頁。
- 濱中淳子、2020、“企業の文系大学院修了者の採用行動”、文系大学院をめぐるトリレンマ、吉田文編、玉川大学出版部、104-116頁。
- 韓冀娜、2016、“中国における大学院への進学意識”、早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊、第23・2号、1-12頁。
- 韓立友・河合淳子・森真理子、2014、“東アジアにおける大学院入試の実態と国際的連携教育の可能性”、京都大学国際交流センター論攷、第4号、17-37頁。
- 黃梅英、2020、“中国における修士修了者の労働市場での評価”、文系大学院をめぐるトリレンマ、吉田文編、玉川大学出版部、196-210頁。
- 蔣純青、2017、中国の高学歴化と大卒者就職諸相、専修大学出版
- 荻谷剛彦、1995、大衆教育社会のゆくえ、中央公論社
- 李敏、2011、中国高等教育の拡大と大卒者就職難問題、広島大学出版会
- 李敏、2016、“拡張路線にある中国の大学院教育の展開”、中国における高等教育の変貌と動向、69-86頁。
- 李波・王楠楠・沈玲・楊明・張學博、2023、“新时代硕士研究生教育培养高质量发展实现路径研究”、大学教育、1-5頁。
- 李琳、2013、“当代大学生自费留学动机及其形成条件研究”、東北財経大学修士論文。

馬丹、2021、“中国の全日制専門職大学院に関する実証研究”、桜美林大学博士論文。

満都拉、2013、“中国の全日制専門職大学院のあり方について”、東京大学大学院教育学研究科紀要、第52巻、287-296頁。

南部広孝、2016、東アジアの大学・大学院入学者選抜制度の比較、東信堂

向坂卓也、2022、“中国人学部生の大学院進学動機”、日本語教育方法研究会誌、第28巻第2号、102-103頁。

Spence, M., 1973, “Job Market Signaling”, *Quarterly Journal of Economics*, Vol.87, pp.355-374.

知念渉、2022、“大学を選択する論理とジェンダー”、教育学研究、第89巻第4号、552-564頁。

楊锐・楊团团・楊朝琨、2024、“硕士专业学位研究生培养问题与对策探赜”、高教与成才研究、第8期、5-8頁。

吉田文、2020、文系大学院をめぐるトリレンマ、玉川大学出版部

張輝、2015、“中国におけるMBA教育の現状と動向に関する一考察”、立教DBAジャーナル、第6号、13-25頁。

趙曼、2023、“新时代研究生教育质量保证研究”、知识文库、第24期、147-150頁。

(受付日：2025年10月24日、

受理日：2026年3月13日)

**Value Perceptions of Master's Education among Chinese
University Students:
Utilitarian Orientation and Its Differentiation by Post-
Graduation Aspirations**

CHEN Siyuan (Graduate Student, Sophia University)

Abstract

In recent years, master's education in China has expanded rapidly, and its role has shifted from academic training toward the development of job-ready skills and the enhancement of social status. This study aims to clarify how Chinese university students perceive the value of master's education. Based on an online survey, this study employs exploratory factor analysis and multiple correspondence analysis (MCA). The results indicate that students' value perceptions can be structured into four dimensions: perceived benefits of further education, perceived difficulty and cost of advancement, employment-avoidance orientation, and regional mobility orientation. Students intending to pursue graduate study within China tend to evaluate master's education positively as a means of career development and status attainment. In contrast, those intending to study abroad or enter the labor market are more likely to emphasize the risks and costs associated with further education and to relativize its value. These findings suggest that conventional interpretations that frame graduate school enrollment primarily as a utilitarian choice are insufficient. By revealing the differentiated structure of value perceptions underlying China's "graduate school boom," this study contributes to a deeper understanding of the social meaning of master's education and offers comparative implications for interpreting differences in educational attitudes between China and Japan.

【原著論文】

中国「労働」教科にみるレリバンス構築の特質 —初等教育における公民教育・キャリア教育の統合的カリキュラムを探る—

史鵬宇※

摘要

本研究は、中国で2022年に新設された教科「労働」を対象に、その教材構造を分析し、公民教育とキャリア教育の統合的理解を深める視点を提示することを目的とする。日本では両者の理念的接近が進む一方、教科や教材の設計は依然として分断的に扱われ、統合的枠組みの欠如が課題となっている。そこで、Brunerのレリバンス概念とStuckeyらの三層モデル（個人的・社会的・職業的）を理論的基盤として浙江省版教科書を分析した。その結果、同教材は低学年で生活自立を、高学年で公共性や職業意識を重視し、児童が「生活-社会-将来」を段階的に結び付ける構造を備えていることが明らかとなった。ただし、公共性の一面的強調など、多様性やバランスに課題も確認された。

以上の知見は、日本における公民教育とキャリア教育の有機的接続を再構築するうえで重要な示唆を与え、変化する社会に対応した「令和型学校教育」の深化に資するものである。

キーワード：教科「労働」、レリバンス構築、公民教育、キャリア教育、統合的カリキュラム

1. はじめに

近年、日本における教育改革は「令和の日本型学校教育」^①を掲げ、個別最適化

※ 岡山大学大学院 社会文化科学研究科 博士後期課程

と協働的学びを通じて「生きる力」を育むことを重視している（關、2024）。その中で、キャリア教育は主体的な進路形成を支援し、公民教育は社会的責任と公共性を涵養する点で、両者は共通の理念を有している（桑原、2009；真島、2024）。しかし、現状ではキャリア教育が「総合的な学習の時間」や特別活動に、公民教育が社会科や高等学校「公共」に限定され、依然として分断的に扱われている（伊藤、2020）。したがって、両者を統合的に支える理論枠組みの整備が課題となっている（岩橋ら、2024；加納、2024）。

この統合課題を相対化するため、比較教育の視点が有効である。日本^②や米国^③は心理的支援や進路指導を中核に据え、日常の教科や学校生活全般をキャリア教育の場とみなす包括的アプローチを採る一方、ドイツ^④や中国では「労働科」を独立教科として体系的に組み込む方式が取られてきた。特に中国では、一度「総合実践活動」に統合された労働教育が、2022年の『義務教育課程方案』改訂で再び独立教科として再設置され、生活力・公共性・職業意識を段階的に育成することを目的としている（労働課程標準、2022）。

もっとも、既存研究は労働教育を国家的価値形成の手段として捉える傾向が強く、学習者が「なぜ働くのか」「社会とどう関わるのか」といった主体的意味づけに焦点を当てた分析は不足している（檀、2020）。また、教材の具体的役割や地域的文脈の影響を踏まえた実証的検討も限られている。

以上を踏まえ、本研究の目的は、Stuckey ら（2013）の三層レリバンスモデル（個人的・社会的・職業的）を分析枠組として、中国浙江省の初等教育段階における教科「労働」教材を対象に、各単元・活動が学びの意味づけを三層へどのように接続しているか（多層的レリバンスの構築）を明らかにすることである。あわせて、その構成原理を整理し、公民性形成とキャリア形成の接続という観点から、日本の社会科および総合的な学習の時間への示唆を導出する。

2. 研究の視点と方法

2.1 レリバンス概念の整理

学校教育においては、単なる知識伝達を超え、学習者が生活や社会との関連の中で学びの意味を見出し、主体的な判断力や価値観を形成することが求められる。このような「意味のある学び」を支える概念の一つが「レリバンス（relevance）」であり、教育内容が学習者にとってどのような価値を持ち、自己の経験や社会と

の関係の中でいかに位置付けられるのかを問う視点である（田中、2022）。

Bruner（1971）は、この学習意欲の根拠として、教育内容には「個人的レリバンス（personal relevance）」と「社会的レリバンス（social relevance）」の両立が必要であると指摘した。前者は学習を学習者の経験・関心に結び付ける次元、後者は社会的課題・公共的価値への接続を指し、学びの意味づけを支える基盤である。

この視点を発展させたのが本田（2005）であり、大学教育改革の文脈から「即時的レリバンス」「市民的レリバンス」「職業的レリバンス」という三つの次元を整理した。すなわち学びは、日常生活に直結する有用性、市民的責任への関与、将来のキャリアとの関連という多層的な意味を持ちうることを示された。この枠組みは本来高等教育を対象とするが、児童・生徒が「生活-社会-将来」の各文脈で労働の意味を見出す過程を考察する上でも有効に応用可能である（青木ら、2021）。

さらに本稿では、本田の三分類を踏まえつつ、より教科教育への適用性が高い Stuckey ら（2013）の三層モデルに注目する。このモデルは「個人的」「社会的」「職業的」という三層のレリバンスから学習を捉え、学習者が経験世界、社会的課題、将来の進路と結びつけながら学びの意味を再構築する過程を体系的に整理している。寺田ら（2019）はこのモデルを理科教育に応用し、三層構造が児童生徒の学習意欲や学びの質に寄与することを実証的に示している。

以上を踏まえ、本稿では Stuckey ら（2013）の三層モデルを、教科「労働」教材における学びの意味づけを整理するための分析枠組として採用する。分析単位および判定規則を含む操作化の手続きは、次節で示す。

2.2 多層的レリバンスの構築モデル

前節までの検討を踏まえ、本節では、本稿の分析対象と分析視角を提示する。分析対象は中国浙江省の初等教育段階における教科「労働」教材であり、各単元・活動が三層（個人的・社会的・職業的）レリバンスをどのように組み合わせて学びの意味づけを構成しているかを検討する。

まず「個人的レリバンス」とは、学習内容を生活経験や関心と結びつけ、自分事として学ぶ姿勢を促す次元である（例：家事、整理整頓など）。次に「社会的レ

リバンス」とは、他者との協働や公共的課題への取り組みを通じて、社会的責任感や共生の価値を学ぶ次元である。最後に「職業的レリバンス」とは、将来の職業や自立を見据えて労働の意味を捉え、キャリア形成の基盤を築く視点である。なお、三層は相互排他的な区分ではなく、同一の学習活動が複数層にまたがって意味づけられうる。

これら三つのレリバンスは、教材の目標や活動内容に直接的に表現される場合もあれば、「行動様式」「生活実感」「社会参加」といった仲介概念を通じて間接的に示される場合もある。この直接性・間接性に着目することで、教材がいずれのレリバンスを相対的に前景化しているかを把握できる。

この枠組にもとづき、第4章では単元の「目標・活動内容・評価規準」を分析単位とし、当該単元で最も強く前景化される層を「主たるレリバンス」、それを支える形で併存・補助的に位置づく層を「副次的レリバンス」として整理する。具体的には、目標および評価規準において明示的に求められる価値・能力・到達像に対応する層を主とし、活動過程の設計や問い・振り返りに埋め込まれた媒介概念を通じて間接的に支えられる層を副として位置づける。

前述の判定規則にもとづき、主たるレリバンスと副次的レリバンスの組合せを分析し、「労働」教科教材が提示する意味づけの構造を明らかにする。

2.3 本研究における分析視角の提示

前節までの検討を踏まえ、以下では本稿の分析対象と分析課題を整理する。分析対象は、中国浙江省の初等教育段階における教科「労働」教材である。検討課題は、各単元・活動が「個人的・社会的・職業的レリバンス」をいかに組み合わせ、学びの意味づけを構成しているか、そしてその配置と接続の原理が教材全体としていかに成立しているか、である。

分析対象である浙江省版教材を採用する理由は三点に整理できる。第一に、浙江省は教育改革の先進地域であり、『労働課程標準』の理念を積極的に反映した教材開発を進めてきた。^⑤その内容は、職業準備教育を超えて市民的要素を含み、公民教育とキャリア教育を統合する具体例となっている。第二に、この教材は小1から中3まで一貫編成され、学年の進行に応じて生活経験から社会性、将来展望へと段階的に広がる体系性を持つ。第三に、浙江省は経済的に発展した地域である一方で、都市農村間の格差や多様なキャリア教育実践を抱えており、地域的条

件を含めてレリバンス構築を検討する上で適切な事例となる。

さらに、本研究で得られた知見は、中国の教材分析にとどまらず、日本のカリキュラム設計にも示唆を与えうる。すなわち、日本においても公民性とキャリア形成の統合が課題となるなか、浙江省の「労働」教科にみられる多層的レリバンスの構築は、両者を結び付ける教育の在り方を再考するための参照枠として位置づけられる。

3. 『課程標準』から見る教科「労働」の内容構成

3.1 「労働」新設の歴史的背景

中国の労働教育は、新中国成立以降の70年間、社会的・経済的変動を受けて大きく変容してきた。初期は農業・肉体労働を中心に社会的責任感の涵養を目的としていたが、1978年の改革開放以降は社会奉仕や社会参加を含む方向へと転換した（艾・李、2020）。

2001～2020年には「総合実践活動」に統合され、探究・ボランティア等と並行して位置付けられた。しかし、内容の画一化や地域格差、労働教育固有の目的の希薄化といった課題が指摘され、成果も限定的であった（檀、2020）。さらに市場経済・都市化の進展により、青少年の労働経験不足や勤労価値観の希薄化が深刻化し、家庭や地域の労働教育機能も低下していた（徐、2018）。

こうした状況を受け、2020年に「労働教育強化意見」が発表され、労働教育の独立性と体系性を高める制度設計が進められた。2022年の『課程方案』改訂では、「労働」が「総合実践活動」から独立し、小中学校における新教科として設立された。同科目は「日常生活労働」「生産労働」「サービス業労働」の三領域を軸に、生活技能・社会的責任・職業意識の育成を目指している（労働教育課程標準、2022）。この「生活技能を基盤に、社会的責任と将来展望へ学びを接続する」方向性は、キャリア教育を「体系的な取組」「基礎的知識・技能の育成と活用」「生涯にわたる形成支援」として再定義した中教審答申（2011）^⑥とも合致し、社会の変化に応答する学習設計として位置付けられる。

3.2 課程標準における「労働」教科の目標と意図

2022年に改訂された『義務教育労働課程標準』では、教科「労働」の設置目的について、「核心素養を中心に構築され、課程の性質と理念を反映し、目的を確立

している」と明記されている。ここでいう「核心素養」は、児童が労働を通じて生涯にわたる人格形成や社会的適応力を身につけ、未来の社会形成者として成長することを意図して設計されている（『労働課程標準』、pp.4-5）。

具体的には、「労働観念」「労働能力」「労働習慣と資質」「労働精神」の4要素から成り立ち（表1）、これらが相互補完的に機能することで、価値観・能力・態度を総合的に育成する仕組みとなっている（『労働課程標準』、pp.4-7）。この構造は、単なる職業スキルの育成にとどまらず、公共性・協働性といった社会的価値観の内面化をも志向していると解される。制度的な位置付けとしては、「職業的能力の育成」と「社会的責任の涵養」という二重の目標を統合する教科であり、公民教育とキャリア教育の双方に関連する性格を有すると解される（楊、2023；殷、2024）。

本稿では、この制度的枠組みが教材構成やカリキュラム設計にどのように反映されているのかを検討するため、Stuckey ら（2013）の三層モデル（個人的・社会的・職業的レリバンス）を分析枠組として援用する。四つの核心素養は、複数のレリバンス次元と関連付けて捉えることができる。例えば、「労働観念」は自己理解や内発的動機づけといった個人的レリバンスと関連する一方、社会的役割や公共性を通じて社会的レリバンスにもつながる傾向がある。「労働能力」は職業選択や技能習得と密接に関わり、職業的レリバンスの観点から位置付けられることが多い。また、「労働習慣と資質」や「労働精神」は、継続的な労働経験を通じて協働意識や社会性を高める点で社会的レリバンスを体現していると考えられる。

表1. 核心素養の具体的な内容

核心素養	具体的な内容	4者の関係
労働観念	労働や労働者、労働成果に関する認識や態度、感情を、実践を通じて形成する	相互補完的に機能し、有機的な全体構造を成す
労働能力	年齢や身体発達に即した作業を遂行するための知識・技能・判断力の総体	
労働習慣と資質	安定的な行動傾向や責任感・誠実さなどの性格的特性を定期的な労働体験を通じて形成する	
労働精神	上記三素養の実践過程で培われる、労働に対する信念や価値の総体	

（『義務教育労働課程標準』2022年版、pp.4-5より筆者翻訳・作成。）

以上のように、四つの素養はそれぞれが個人・社会・職業の複数次元を横断しながら有機的に結び付いており、労働教育は児童が多面的に「社会の一員として生きる力」を形成するための統合的枠組みとして制度的に構想されている。次章では実際の教材を対象に実際の教材や単元内容を対象に、児童に対してどのようなレリバンスが提供されているのかを分析し、「生活力」「公共性」「職業意識」の統合的表現の実態を明らかにする。

4. 初等教育段階「労働」の全体構成：浙江省版「労働」教科書を手がかりとして

4.1 全体構成

中国教育部（2022）は、労働教育教材の統一が進んでいない現状を踏まえ、省級教育行政部門が要件を定め、地域や学校が独自に編成できる体制を整備した^⑦。本研究で用いる浙江省版「労働」教科書シリーズ（小学校 11 冊・中学校 5 冊）は、その代表例である。

表 2 に示すように、本教材は第 1 学年から第 9 学年まで一貫して編成され、生活技能、家庭・集団活動、地域社会との関わり、文化体験や環境保護、職業理解などを段階的に配置している。低学年は生活自立や家庭労働、中学年は協働性や文化理解、高学年は創造的活動や職業理解を重視し、社会参画意識の育成を目指す。

すなわち「生活・生産・奉仕」の三側面を基盤に、発達段階に応じて多様な労働観を育成する構造である。制度的理念である「生活力・公共性・職業意識の統合的育成」は教材構成に明確に反映されており、公民教育的・キャリア教育的視点からの分析にも直結する。

表 2. 浙江省義務教育教科書「労働」の全体構成

『労働第一学年上巻』	『労働第一学年下巻』
1.自分のことは自分でやる-自分で着替えとたたむ	5.自己管理して生活する-勉強時間の計画を立てる
2.自立の習慣を身につける-ランドセルの整理を自分で行う	6.家事には勤労が必要-自分の服を自分で洗う
3.主体的に簡単な家事をする-食事前	7.集団労働に参加する-教室の清掃で力

後のお手伝い 4.資源を生かして素敵な暮らしを-水耕栽培の植物を育てる	を發揮する 8.折り紙活動の楽しさ-紙飛行機を作る
『労働第二学年上巻』	『労働第二学年下巻』
1.自分の部屋を整える-整理整頓の習慣を身につける 2.料理の楽しさを知る-簡単な料理に挑戦する 3.私が地域の環境を守る-ゴミの分別と実践に取り組む 4.集団で活動を分担する-クラスプラントコーナーの共創	5.予算編成と計画-リトル・マネー・マネジャー 6.道具を使って効率を高くなる-私は掃除が得意 7.ホスピタリティを学ぶ-ゲストをもてなす経験をする 8.手で編む楽しさ - ペンダントを編んで創造力を育む
『労働第三学年上巻』	『労働第三学年下巻』
1.儉約は優れた資質-服が破れたら修理できる 2.継承すべき伝統文化-扇子のデザインと制作 3.一緒に企画しましょう-フリーマーケットの企画 4.労働の成果を大切にする-パンに込められた労働	5.生活の自立、私ができる-自分で朝食を作る 6.手と頭を使って創新する-モーターの発明 7.みんなのために働く-私は図書館司書 8.努力と苦労-「小神農」農園
『労働第四学年上巻』	『労働第四学年下巻』
1.労働がより良い生活を創る-果物盛り合わせを作る 2.伝統工芸-「中国結び」を編む 3.工具使用の規範性-私は小さな金工 4.細部にまでこだわった良い習慣-キャンパス・サインをデザインする	5.労働の成果で祝福を伝える-小さなカード、大きな思い 6.汗を流して働く-ベランダに小さな菜園を作る 7.集中して上質な物を作ろう-布袋を作る 8.故郷づくりに参画する-小さなツアー・プランナー
『労働第五学年上巻』	『労働第五学年下巻』
1.連携・協働による効率化-私はパン職人 2.伝統工芸の継承-伝統的な玩具を作る 3.カラフルな生活の創造-LED ライトの多彩な使い方	5.伝統技術に革新を-凧作り 6.集約農業で収穫量アップ-果樹栽培、私にもできる 7.環境保護を促進する革新的デザイン-私は車両エンジニア 8.資源の最適化と効率向上-シェアリン

4.職業に貴賤なし-多種多様な職業	グサービス
第六学年（全一冊）『労働第六学年』	
1.効率化のための創造的変革-作業ツールの改善 2.物はその機能を十分に果たす方法が多い-電子廃棄物のリサイクル 3.集団生活にはルールがある-クリエイティブ・クラスルールの作ると合意形成 4.他人の身になって考えて真のサービス-コミュニティ・娯楽施設の設計	
『労働第七学年上巻』	『労働第七学年下巻』
1.日常生活にはマネジメントが必要-手帳のデザイン 2.労働によってスマートな生活を実現-スマートホームの設計と製作 3.環境保護と儉約の良い習慣-廃棄段ボールの再利用デザイン 4.労働サービスを通じた調和-地域運営への参加	5.食文化の継承が必要-伝統的なお菓子作りを学ぶ 6.最後までやり遂げて収穫する-花の栽培 7.美しい住まいに「匠の心」を持つ-丸太小屋づくり 8.社会サービスには企画力が必要-博物館展示会の開催
『労働第八学年上巻』	『労働第八学年下巻』
1.クオリティ・オブ・ライフ-果物や野菜のカービング 2.品質を保証しながらさらに良いものを求める-木製の小物作り 3.クリエイティブな生活労働-金属製の「キッチンヘルパー」 4.サービス活動の価値-現代物流を探究する	5.家事労働を楽しむ-今日は私が当番 6.伝統を守り、勤勉に-地元の農業生産を体験 7.安全な生活と創造的な労働-インテリジェントアラーム 8.「天生我材必有用」-私のキャリアの理想
第九学年（全一冊）『労働第九学年』	
1.スキルによるスマートクリエーション-バイオニックデザイン 2.集団文化をともに広まる-マスコットのデザインと制作 3.故郷の建築を参画する-町の文化・スポーツセンターをデザインする 4.統合的な企画、良い結果を望む-卒業活動の設計	

（浙江省義務教育教科書『労働』、浙江教育出版社、2022年版より筆者が翻訳作成）

4.2 スコープ-学年段階構成

表3は、浙江省版『労働』教科書（2022年版）における学年間構成を、「活動領域」「代表的な活動テーマ」「育成を目指す資質・能力」「経験構成の特徴」「カリキュラム構成理念」など複数の観点から統合的に整理したものである。これにより、本教科書がどのような構成原理のもとで公民教育とキャリア教育の統合を

図っているかが、より俯瞰的に把握できる。

表3. 浙江省版『労働』教材における学年間の構成的特徴と育成価値の整理

学年	中心的活動領域	代表活動テーマ（例）	指導の焦点（育成したい価値・能力）	経験構成の特徴（導入～展開）	カリキュラム構成の意図・構造的特徴
第四学年段階（7-9）	高度プロジェクト学習	商品開発、卒業企画、キャリア設計	主体性、意思決定力、ライフキャリア形成	チームによる課題解決型学習	教科全体の統合的理解・実社会との接続
第三学年段階（5-6）	多様な労働ジャンルの統合	環境改善、起業の学び、電子廃棄物のリサイクル	問題解決力、合意形成、持続可能性	プロジェクト型・調査型・協働設計	公民教育とキャリア教育の価値を融合しはじめる
第二学年段階（3-4）	生産労働・サービス労働増加	地域ツアー企画、伝統工芸、図書館司書体験	協働、公共性、地域とのつながり	「作って伝える」型の表現活動を含む	公共性を徐々に導入、社会参加の基礎を形成
第一学年段階（1-2）	日常生活労働を中心に	着替え、整理整頓、料理、掃除	自立、基本生活習慣、勤労意識	日常生活を題材にした反復型活動	自己への気づきを促す導入段階

（『義務教育労働課程標準』2022年版、浙江省義務教育教科書『労働』（浙江教育出版社 2022年版）、『労働教師用書』（浙江教育出版社 2022年版）より筆者が翻訳・作成）

まず注目されるのは、各学年間における中心的活動領域の変化である。第1学年段階（1-2年）では「日常生活労働」が中心となり、衣服の整理や調理、清掃など、生活習慣や勤労意識の形成に資する題材が配置されている。これらは課程標準において「生活自理能力の涵養」を目標として位置づけられており、自立や基本的生活態度を促す初期段階とされる。

第2学年段階（3-4年）では、「生産労働・サービス労働」へと領域が拡大し、地域社会との関わりや協働的役割分担を重視する単元が導入される。例えば「伝

統工芸」や「公共サービス体験」などを通じ、公共性を伴う活動から社会責任感を培うことが意図されている。

第3学年段階（5-6年）では、「多様な労働ジャンルの統合」という構成方針のもと、環境保護や起業的学びなど持続可能性に関わる実践的活動が配置されている。例えば「環境配慮型デザイン」では廃材を利用した創作品づくりを通じて環境保全を学びつつ、役割分担や計画立案など職業的スキルも同時に習得することが求められる。また「フリーマーケット企画」では地域住民との交流や資源循環を実践的に経験し、公共性と職業意識を同時に高める仕組みとなっている。

第4学年段階（7-9年）では、「高度プロジェクト学習」や「卒業活動」など学びの集大成が配置されている。商品開発やキャリア設計を扱う単位では、これまでに培った知識・技能を総合的に活用し、将来を見据えた意思決定やライフキャリア形成へとつなげることが意図されている。

さらに本教材の特徴として、経験構成が系統的に発展している点が挙げられる。すなわち、第1段階では生活習慣を形成する反復型活動、第2段階以降は協働的・探究的活動、第3・4段階では課題解決型・プロジェクト型学習へと展開している。特に中学年から高学年にかけては「公共性」と「職業性」が交差的に配置され、異なる価値を統合するカリキュラム設計が見られる。この点に、本教材の編成原理としての特色が表れている。

4.3 学年項目構成—第六学年『労働』教科のプロジェクト型単位と三層的レリバンスの統合

本節では、初等教育段階における「労働」教科のカリキュラム構造を具体的に把握するため、第六学年の教材に焦点を当てて分析する。第六学年は、前学年までの学習経験を踏まえ、課題解決や社会的テーマに取り組むプロジェクト型単位が配置され、公民教育とキャリア教育に関わる価値が統合的に扱われている。

分析対象は、表4に示した4つのプロジェクト型単位（①作業ツールの改善、②電子廃棄物のリサイクル、③クリエイティブ・クラスルールの作成と合意形成、④コミュニティ・娯楽施設の設計）である。各単位について、①教材に記載された目標・課題設定、②学びのプロセス（調査-設計-実施-振り返り等）、③育成が意図される資質・能力を整理し、Stuckeyら（2013）の三層モデル（個人的・社会的・職業的レリバンス）を援用して、レリバンスの組み込み方を比較検討する。

第六学年の『労働』教科においては、「作業ツールの改善」「電子廃棄物のリサイクル」「クリエイティブ・クラスルールの作成と合意形成」「コミュニティ・娯楽施設の設計」といった四つのプロジェクト型単元が設定されている（表4）。いずれも児童が身近な生活課題を出発点としながら、情報収集・設計・制作・共有といったプロセスを通じて、思考と実践の往復的な学びを促す構成となっている。

「作業ツールの改善」では、児童の日常的な不便さへの気づきを起点に、既存の道具の使いやすさや機能性に着目して改良のアイデアを構想・制作する課題が提示されている（pp.1-18）。これにより、創造性や問題解決能力といった個人レリバンスを中心に、工学的視点の育成へと接続する自己表現の機会が提供される。

「電子廃棄物のリサイクル」では、日常生活における電化製品の廃棄実態を調査し、再利用の可能性を検討した上でリサイクル設計を行う（pp.20-38）。ここでは、生活と消費の関係を見直す個人レリバンスに加え、環境資源管理への視点や持続可能性を支える職業的関心が統合されている。

「クリエイティブ・クラスルールの合意形成」では、班やクラス内での観察・対話を通じてルールを提案・修正し、合意に至る過程を重視している（pp.40-54）。これは、集団内での合意形成能力を基盤とする社会レリバンスを中心に、規範形成や公共性の理解を促す学習として構成されている。

最後に、「コミュニティ・娯楽施設の設計」では、地域調査を踏まえて公共空間の設計案を作成・発表する活動が行われる（pp.56-71）。この単元は、地域貢献の視点と空間設計・ユニバーサルデザインなどの職業的視点が交差し、公共性と職業性を結びつける実践が意図されている。

表4. レリバンスの三層モデルに基づく『労働』第六学年の単元構成分析

項目	項目内容	学のプロセス	個人レリバンス （自己形成）	社会レリバンス（公共性・協働）	職業レリバンス（職業観・スキル）
① 作業ツールの改善	日常の労働を効率化するために、自分で道具を改良するプロジェクト	① 既存工具の観察→② 改善案の発想；設計図→③ 改良・製作	創造性や問題解決能力の育成、自己表現の強	協働的な課題解決を通じてチームワークを学ぶ	設計・改善などの技術職に関連する基礎スキル

	ト		化		
③ 電子廃物リサイクル	電子廃棄物の分解・再利用を通じて、物の価値と社会課題を考える	①消費状況の調査→②内部構造の探究→③再生設計案の制作	環境意識や資源活用への責任感を育む	環境問題に対する社会的責任の認識	環境関連職業（リサイクル・設計）への理解
④ クリエイティブ・ラールの作る合形成	学級のルールを児童自ら考え、民主的に合意形成	①班級生活の観察→②創意的ルール案→③全体で協議・決定	集団内での自己役割認識と自己管理能力の向上	集団のルール作成を通じて公共性を体得	職場での規律や協働のスキルを体得
⑤ コミュニティ・娯楽施設の設計	地域施設の設計提案を通じて、他者のニーズを理解し貢献	①施設観察；住民調査→②デザイン案制作→③共有会で発表	共感力や地域社会への理解を深める	地域ニーズの理解と社会的貢献の実践	サービス設計・地域計画に関わる職業意識を育む

（「学びのプロセス」は教材の活動説明文に基づく整理であり、レリバンスの分類は筆者による解釈である。）

このように、第六学年の単元構成は、生活に根ざした課題を起点としながら、児童がより広い社会的・職業的世界との接続を意識できるよう設計されており、個人的・社会的・職業的レリバンスが相互に補完し合う構造を備えている。なかでも、「サービス労働」に位置付けられた「他人の身になって考えて真のサービス-コミュニティ・娯楽施設のデザイン」は、地域社会との接続や公共空間の創造という点で、社会的レリバンスと職業的レリバンスの融合が明瞭に確認できる事例である。

次節では④の単元を詳述し、児童が地域との関わりの中で個人の考えを社会的実践へ接続していくプロセスを分析する。

4.4 項目単元構成-第六学年項目4 授業内容の分析

第六学年の「サービス労働」に属する単元「他人の身になって考えて真のサービス-コミュニティ・娯楽施設のデザイン」は、児童が地域社会との協働を通じて公共性と職業性を横断的に学ぶ典型事例である。本単元は、コミュニティ内の娯

楽施設を観察し、地域住民のニーズを把握した上で改善案を提案する活動を通じて、「社会参加」と「公益（common good）の追求」を促すことを目的としている。授業は「調査-デザイン-共有」の三段階で構成され、児童は異なる年齢層のニーズに対応したデザインを考案し、その成果を地域社会と共有することによって貢献を実現する構成となっている。本節では、この単元の目標と活動構造を整理し、三層レリバンス（個人的・社会的・職業的）の観点からその教育的意義を分析する。

表 5. 「他人の身になって考えて真のサービス-コミュニティ・娯楽施設のデザイン」の授業過程

項目名	他人の身になって考えて真のサービス-コミュニティ・娯楽施設のデザイン（約 6-7 時間数）	
領域分類	サービス業労働	第六学年項目 4
教育目標	子どもには、自らが生活する地域の娯楽施設を観察し、地域住民による施設利用に関する評価を把握し、改善の必要性がある点を見出すことが求められる。プロジェクト型学習を通じて、身近な娯楽施設の課題を発見し、その解決に向けたデザインや提案を試みる。	
教材	観察記録表、現場の写真/ビデオ、ポスター用紙、図面用紙、付箋などのデザインツール	
単元 ① 授業 展開 （約 2 時 間 数）	導 入	設計の最初のステップは観察です。コミュニティに足を踏み入れて、コミュニティ内の既存の娯楽施設のニーズを観察し、潜在的な問題を発見しましょう。
	展 開	1：コミュニティ内の娯楽施設は多種多様で、外観と機能が異なります。これらは、さまざまな年齢層のニーズを満たすことができるのか。改善すべき点は何？ 2：コミュニティの娯楽施設に対する人々の本当のニーズを知るには、アンケート、インタビュー、現場観察などの方法がある。今回の任務では、複雑なシーンを「シチュエーション・オブ・ロケット（境遇観察記録表）」 ^⑧ で観察し、分析を行う。 3：地域の娯楽施設を観察記録シートで詳しく観察する。慧慧さんが何を観測したのか。
	終 結	慧慧さんの結論を参照して、自分の結論を書いてください： 「私は___を発見した、___が原因で、だから___、それには___が必要である。」
	自 己	・ コミュニティエンターテインメント環境を細かく観察できる。 ・ 設計ツールを使用して設計調査と分析できる。

	評価	・一般的な娯楽施設の種類の機能を識別できる。 ・生活シーンにおける問題を正確に位置づけることができる。
	反省	コミュニティの娯楽施設を観察する中で、デザインの重要性を認識しましたか？
単元 ② 授業 展開 (約 2-3 時間 数)	導入	コミュニティの娯楽施設の革新的な設計には、住民の真のニーズを理解し、住民の視点で問題を体験し解決策を見つけることが求められる。
	展開	1：高齢者・若者・子どもたちそれぞれのニーズを認識する…施設をどのように改良し、再創造するか、各年齢層の住民のニーズをよりよく満たすことができるのか？ 2：施設計画のデザインをより創造的なものにするために、優れた作品からインスピレーションを受けよう！ 3：「ブレインストーミング」 ^⑨ という思考ツールを学ぶ。
	終結	地域住民が本当に必要とする娯楽施設をどのように設計するか。「ブレインストーミング」ツールを使って、できるだけ多くのアイデアを生み出してください。
	自己評価	・設計の過程においてリアルタイムに他人のニーズを考慮する。 ・クリエイティブな案を合理かつ明確かつ美しく表現できる。 ・ユーザー調査を計画的に行い、ユーザーデータを収集できる。 ・データ分析を行い、データの重点を掘り出す。
	反省	1.プロジェクトの設計において、利用者のニーズをどのように考慮しているのか？ 2.設計の過程で、あなたはデザインの難しさに気づきましたか？サービス労働の設計と家事労働の設計とは何が違うのか？
単元 ③ 授業 展開 (約 2 時 間 数)	導入	様々なデザイン案を作成しました改善の方向を見つけ、さらに最適化し、最終的なアイデア設計を他人と共有する。
	展開	1：優れたシナリオ設計は、革新性、合理性、安全性、そして実用性を備えている必要がある。他者の視点を取り入れることで、設計の不足を発見し、謙虚に最適化を図ることができる。どのようにして自分の案を改善するか？ 2：あなたの改善方針は何ですか？設計をどのように最適化する予定ですか？改善提案を基にシナリオの初稿を修正しましょう。もし改善提案が予備案に反映できない場合は、新しい設計を検討する必要がある。
	終結	自らのデザイン案をより多くの人に知ってもらうために、“デザイン共有会”で自分のアイデアの成果を展示する。
	自己	・サービス労働の価値を語ることができる。 ・設計に必要な品質を語ることができる。

	評価	・改善後のプランは合理性があり、操作可能である。 ・展示中に積極的な交流ができ、グループの協力能力を表現できる。
	労働開拓	プロジェクトの設計案が完成したため、次はモデル制作に挑戦する。材料選びから日常の工具使用、製作過程、時間管理まで、具体的な計画を立ててプランを実現しよう。
獲得する知識概念		娯楽施設、娯楽施設が設置する意義、他者の立場、シチュエーション・オブ・ロケット(境遇観察記録表)、ブレインストーミング、労働デザイン、グループワーク、社会奉仕
発展学習		コミュニティエンターテインメント施設の設計が完成したが、最終的な作品は満足しているか?子どもの皆さん、自分の思考やデザインプロセスを地域住民に共有し、作品に対する意見や評価を聞いて、あなたのデザインをより完璧にしましょう。

出典：『労働 教師指導要書』小学校段階・上巻（浙江教育出版社）、pp.146-150.

（上記より筆者作成）

表5に示すように、本単元は「調査-デザイン-共有」の三段階で構成されており、それぞれが異なる教育的意義を有している。

まず調査段階では、児童が地域施設の現状を観察し利用者ニーズを把握することにより、日常生活との接続（個人的レリバンス）と地域課題への理解（社会的レリバンス）が促される。次にデザイン段階では、複数のアイデアを統合して改善案を構想する過程を通じて、創造的企画力や問題解決力といった職業的レリバンスが培われると同時に、公共性の配慮（社会的レリバンス）も求められる。

最後に共有段階では、成果を地域社会と発信・交流することにより、社会的貢献を実感し（社会的レリバンス）、改善・洗練を繰り返す過程で実務能力や適応力（職業的レリバンス）が養われる。

このように、本単元は単なる技能訓練にとどまらず、児童が生活・社会・職業を横断的に結びつける学びの場として設計されている

4.5 教材各単元における三層レリバンス構造の分析と課題

本教材の学習活動は、Stuckey ら（2013）の三層レリバンスモデルに基づき整理すると、表6のように位置付けられる。各単元はいずれも三層を含みつつ、活動の性質に応じて強調点が異なる。「単元1」は生活経験や公共理解を基盤に個人的・社会的レリバンスを形成し、同時に課題発見力など基礎的職業的レリバンス

も育む。「単元2」は協働や利害調整を通じた社会的レリバンスと、計画立案・改善スキルといった職業的レリバンスを統合的に促進する。「単元3」は地域住民との交流により社会的レリバンスを深化させ、成果物改善を通じて職業的スキルの定着を意図している。このように教材全体は、児童が生活世界・社会・将来を多層的に結び付ける構造を備えている。

表 6. 単元別にみるレリバンス三層構造の比較

単元	個人的レリバンス	社会的レリバンス	職業的レリバンス
「単元1」 地域娯楽施設の調査・課題発見	・児童自身の生活圏に存在する施設を題材に、日常生活との結び付きを強化 ・異なる年齢層の利用実態を自ら観察し、個人的経験と照合	・地域施設の公共的機能や課題を把握 ・住民の多様なニーズを比較検討し、公共性の理解を深める	・課題発見力や観察・分析力を養成 ・事実認識に基づく問題設定の基礎を形成
「単元2」 改善案・再デザイン構想	・自身や家族・友人が利用することを想定した施設改良案を構想 ・使いやすさや快適さを自己の視点から検討	・グループ協働・他グループとの意見交換を通じ、多様な利害調整のプロセスを体験 ・公共の利益を踏まえた意思決定を実践	・ブレインストーミングや計画立案を通じて創造的思考力・プロジェクト管理能力を育成 ・実務的な改善・設計スキルを獲得
「単元3」 評価・改善・共有	・自分が関わった成果物を振り返り、達成感や自己効力感を得る	・地域住民との交流・フィードバックを通じて社会貢献の意義を実感 ・成果物が社会に及ぼす影響を理解	・デザイン改善の適応力・柔軟性を育成 ・品質志向や改善の継続性など、職業生活に直結するスキルを強化

もっとも、このように三層レリバンスを意識した単元配列は評価できる一方、いくつかの限界も確認できる。

第一に、活動テーマが地域娯楽施設の設計・改善に集中しており、環境、防災、福祉、産業といった他領域との接続が十分に確保されていない。そのため、児童が幅広い社会課題にわたって多層的レリバンスを横断的に構築する機会が制約さ

れている。

第二に、社会的・職業的レリバンスの涵養は地域住民との協働や共有に依拠しているが、その効果は教師の支援力や地域の受け入れ体制に大きく左右される。教材記述の段階では、制度的制約や実施条件への具体的配慮が不十分であり、学習効果の安定性には不透明さが残る。

第三に、計画立案力や改善志向といった職業的資質が、児童の将来の職業生活や市民的資質へどのように展開するかが明確ではない。特に、価値意識と結び付けた評価や振り返りの仕組みが弱く、学習成果の持続的定着を担保する工夫が不足している。

したがって、本教材は多層的レリバンスを統合する意欲的構成を有するものの、その効果を安定的かつ持続的に保証するには、テーマ設定の多様化、地域連携の制度的補強、学習成果の内面化を支える評価方法の精緻化が不可欠である。これらの論点は、日本における「社会科-総合的な学習の時間-キャリア教育」の接続課題を考える上でも重要な示唆を与える。

5. おわりに

本稿は、中国で新設された教科「労働」を対象に、Brunerのレリバンス概念およびStuckeyら（2013）の三層モデルを援用し、浙江省版教材における学びの意味づけが「個人的・社会的・職業的」次元へどのように接続されているかを分析した。分析の結果、教科「労働」は作業技能の習得にとどまらず、生活課題への気づきを起点として公共性の理解へ、さらに将来展望（職業観）へと学びを段階的に拡張させるよう設計されていることが示唆された。

以上の分析結果を、本稿の研究目的（浙江省版教材において、各単元・活動の意味づけが三層「個人的・社会的・職業的」レリバンスへどのように接続・配列されているか）に即して整理すると、次の三点に要約できる。

第一に、『義務教育労働課程標準』（2022）が掲げる「労働観念・労働能力・労働習慣と資質・労働精神」は、価値観・能力・態度を統合的に育成する方向性を与えており、その志向は教材の目標・活動・評価規準にも反映されている。すなわち、教材は技能習得のみならず、労働の意味を価値づける学びとして編成されていることが確認できた。

第二に、浙江省版教材の配列は、低学年の生活自立（個人的次元）から、中学年の協働・公共性（社会的次元）を経て、高学年の課題解決・プロジェクト学習（社会的・職業的次元を含む）へと経験構成が発展する原理をもつ。これにより、三層レリバンスは学年進行とともに段階的に接続され、高学年ほど統合が相対的に顕在化する構造が示された。

第三に、とりわけ第6学年のプロジェクト型単元（例：「コミュニティ・娯楽施設のデザイン」）では、「調査—デザイナー共有」という過程を通じて、生活に根ざした課題（個人的レリバンス）が社会的実践へ接続され、公共性と職業性（設計・改善・発信を伴う将来展望）が交差する構造が具体的に把握できた。単元レベルでは、三層が並列に置かれるのではなく、学習過程の展開に沿って相互に連結されるかたちで意味づけが構成されることが明らかになった。

一方で、教材の構成には課題も残る。第一に、活動テーマが地域娯楽施設の改善に偏り、環境・防災・福祉等の他領域との接続が限定されている。第二に、社会的・職業的レリバンスの成立が地域連携や教師の支援力に左右されやすく、実施条件の具体化が教材段階では十分とはいえない。第三に、職業的資質が将来の職業生活や市民的資質へどのように展開するかについて、評価・振り返りの設計が相対的に弱く、学習成果の内面化を担保する工夫が課題として残る。

以上より、教科「労働」を三層レリバンスの観点から捉えることで、公民性形成とキャリア形成を連続的に把握する分析視角を提示した点に本稿の意義がある。加えて、単元の目標・活動・評価規準にもとづくレリバンス・マッピングにより、単元間の意味づけの配置と接続を可視化する手法を具体化した。これらは、日本の社会科および総合的な学習の時間において「生活—社会—将来」を接続する学習設計を検討する際の参照枠となりうる。

ただし本稿は教材分析に限定されており、学習者の学習過程や意識変容を実証的に検討したものではない。今後は授業観察やインタビュー等を通じて、教材設計が実際の学習経験とどのように往還しうるのかを検証するとともに、地域・学校条件の差異を踏まえた比較検討を進める必要がある。

【注】

- ①「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）、
https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf（2025-8-6 アクセス）
- ②次の資料を参考した。『今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）』（中央教育審議会、平成23年1月31日）、『小学校キャリア教育の手引き』（2022年3月）、『中学校・高等学校キャリア教育の手引き』（2023年3月）、（2025-9-6 アクセス）
- ③“第Ⅷ章 第1節 アメリカ”、日本キャリア教育学会編（2020）、キャリア教育概説、東洋館出版社、174-177頁。
- ④“第Ⅷ章 第3節 ドイツ”、日本キャリア教育学会編（2020）、キャリア教育概説、東洋館出版社、182-185頁。
- ⑤以下の資料を参考した。『浙江省大中小学労働教育実施指南』『浙江省中小学労働教育行動方案』、浙教教材（2022）4号、2022年1月。<https://jyt.zj.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&filename=65c9c991067d45e68b9a97ea9a1d63bb.doc>（2025-8-8 アクセス）
- ⑥中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（2011）では、キャリア教育を再定義し、キャリア教育の基本的方向性に対して、「幼児期から高等教育までの体系的なキャリア教育」「基礎的知識・技能の育成とその応用能力の拡充」「生涯キャリア形成を支援する学校の機能」この三つを提起した。
- ⑦次の内容を参考した。中国教育部（2022）『対十三届全国人大五次會議第1224号建議的答复』、教財建會議「2022」、80号。
- ⑧境遇観察のフレームワーク（原文：情境観察記録表）：は AEIOU ツールによって開発したものである。労働教師用書、浙江教育出版社、148頁参照。
- ⑨ブレインストーミング（原文：头脑写作；英文：Brainwriting）：複数人で回覧板式にアイデア発想シートを回して、アイデアを引継ぎ合いながら広げていく手法である。労働教師用書、浙江教育出版社、148頁参照。

【引用・参考文献】（日本語文献、中国語文献、英語文献の順）

- 青木多寿子・杉田進太郎・山崎麻友、2021、“中学校の「職場体験」を生かした複数教科横断的なキャリア教育の開発：教科学習と学校生活、社会生活のレリバランス構築を目指して”、岡山大学教師教育開発センター紀要、11号、195-209頁。
- 伊藤一雄、2020、“第21章 職業・キャリア教育の視点から見た高大接続”、多様化時代の社会科授業デザイン、金子邦秀監修、学校教育研究会編、晃洋書房、216-225頁。
- 岩橋嘉大・行壽浩司・中山智貴・福田喜彦・田中伸・吉水裕也、2024、“社会的レリバランスを構築する社会科公民の授業開発：子どもの未来イメージに着目して”、岐阜大学教育学部研究報告.人文科学、72(2)、21-30頁。
- 加納隆徳、2024、“キャリア形成と公民教育”、社会科教育事典、日本社会科教育学会編、ぎょうせい、208-209頁。
- 桑原敏典、2009、“キャリア教育”、小学校の社会科を読み解く：平成20年告示新学習指導要領解説、日本文教出版、2009年版、40-45頁。
- 關浩和、2024、“第六章第2節 令和型学校教育の展望”、レリバランスの構築を目指す令和型学校教育、關浩和・吉川芳則・河邊昭子編著、風間書房、381-390頁。
- 田中伸、2022、“レリバランス”、社会科重要用語事典、棚橋健治・木村博一編著、明治図書、126頁。
- 寺田光宏・山口健三・大場愛絵、2019、“理科教育におけるレリバランスに関する一考察：Stuckeyらのレリバランスモデルに注目して”、日本科学教育学会研究会研究報告、33(8)、41-46頁。
- 本田由紀、2005、若者と仕事：「学校の経由の就職」を超えて、東京大学出版社、145-178頁。
- 真島聖子、2024、“キャリア教育と社会科”、社会科教育事典、日本社会科教育学会編、ぎょうせい、358-359頁。
- 【外文文献】**
- 艾兴・李佳、2020、“新中国中小学劳动教育课程设置：演变、特征与趋势”、教育科学研究、18-24頁。

檀传宝、2020、“加强劳动教育一定要贯彻与时俱进的原则”、人民教育、2020(8)、17-18 頁。

徐长发、2018、“新时代劳动教育再发展的逻辑”、教育研究、2018 年版第 11 期、12-17 頁。

楊玲、2023、“浅析新课标中的劳动教育”、中国教育学刊(S1)、48-50 頁。

殷爽、2024、“「社会に開かれた教育課程」に関する中国の政策と実践の一考察：教育方法と技術の視点から”、教育経営学研究紀要、23 号、49-57 頁。

浙江省教育厅教研室、2021、労働教師用書、浙江教育出版社。

中华人民共和国教育部、2022、义务教育课程方案、北京师范大学出版社。

中华人民共和国教育部、2022、义务教育劳动课程标准、北京师范大学出版社。

Bruner、J. S.、1971、*The relevance of education*. 邦訳：教育の適切性、1972、平光照久訳、明治図書、204 頁。

Stuckey、M.、Hofstein、A.、Mamlok-Naaman、R. & Eilks、I.、2013、The meaning of ‘relevance’ in science education and its implications for the science curriculum. *Studies in Science Education*、49、1-34.

<https://doi.org/10.1080/03057267.2013.802463>

(受付日：2025 年 10 月 21 日、

受理日：2026 年 3 月 9 日)

**Characteristics of Relevance Construction in the Chinese
Subject “Labor”:
Exploring an Integrated Curriculum of Citizenship Education
and Career Education in Primary Education**

SHI Pengyu (Graduate Student, Okayama University)

Abstract

This study aims to analyze the structure of teaching materials used in the newly established school subject Labor in China, introduced in 2022, and to present a perspective for deepening an integrated understanding of citizenship education and career education. In Japan, although the conceptual convergence between these two fields has advanced, the design of subjects and teaching materials is still treated in a fragmented manner, and the lack of an integrated framework remains a challenge. To address this issue, this study analyzes the Zhejiang edition of Labor textbooks based on Bruner’s concept of relevance and the three-dimensional model proposed by Stuckey et al. (personal, societal, and vocational relevance). The analysis reveals that these textbooks emphasize independence in daily life at the lower elementary level, while placing greater importance on publicness and vocational awareness at the upper elementary level. In this way, they are structured to enable children to gradually connect “life, society, and future.” At the same time, some challenges were also identified, including a one-sided emphasis on publicness and issues concerning diversity and balance.

These findings offer important implications for reconstructing a more organic connection between citizenship education and career education in Japan, and for advancing “Reiwa-style school education” in ways that respond to social change.

【実践報告】

高校生ジュニア選手の成長を支援する指導実践の報告 —RUNWAY TENNIS ACADEMY における取り組み—

長久保 勇太[※]

摘要

夢を挑戦をあきらめるジュニア選手が多く存在することを、残念に思い、ジュニア選手の成長を支援したいと考えた。そこで、ジュニア選手の成長を支援することを目的として、支援プログラムを構成し、実践した。

実践した結果、ジュニア選手は、主体的で自律的に、自分の気持ちをコントロールしマネジメントできるように成長した。

また、ジュニア選手とのコミュニケーション方法を変えた結果、これまでにない良い戦績を収めただけでなく、前向きに今後の課題を話し合い、挑戦し続ける姿勢がみられるようになった。

ジュニア選手としての最後の全国大会では、良い戦績を収めた。さらに、大学進学後も、挑戦し続けている。

以上より、今回の支援プログラムは、ジュニア選手の成長を支援する取り組みの一例として示唆を与えるものであったと考えられる。

キーワード：テニス ジュニア選手 プログラム ミーティング マネージメント

1. 問題と目的

筆者は、テニスコーチとして14年間、競技志向の小中学生を対象としたテニスクールで指導してきた。今回、高校生を対象にRUNWAY TENNIS ACADEMYを設立し、高校生を対象としてジュニア選手を募集することにした。RUNWAY TENNIS

[※] 山野井テニスサービス有限会社

ACADEMY を設立したいきさは、以下のとおりである。

筆者はコーチとして、中学生までに関東大会や全国大会に出場できるジュニア選手を育成することや、そのレベルに準ずるジュニア選手を育成し、高校に進学させる事を目標に指導してきた。高校に進学したジュニア選手たちは、さらに身体を鍛えて技を磨いて自身の競技力向上に努め、大学テニスやシニアテニスに挑戦していく事を願って指導してきた。

しかし、これまで、第一線から退くジュニア選手たちを多く目の当たりにしてきた。第一線を退くジュニア選手たちは、現実に気づき、自分の限界や自分の立ち位置に見切りをつけて、早々に競技テニスから身を引いてしまっていたようだ。中学生までは夢や希望に向かって、根拠のない自信を胸に挑戦していたジュニア選手たちであるが、自分の可能性に見切りをつけ、夢への挑戦を諦めてしまうのだ。そのようなジュニア選手を見ることは、とても残念であり、悔しい思いがあった。

残念であり悔しい思いを重ねるうちに、諦めがちなジュニア選手たちに、幼い頃見た夢を高校で終わらせないよう、高校生になったジュニア選手たちに対して支援できる有効なプログラムを作成したいと考えるようになった。

18歳を迎えると、ジュニアカテゴリーは卒業となるが、それはシニアカテゴリーへの準備期間が終わるだけであり、これからの挑戦はまだまだ続くものと考えている。したがって、高校生になったジュニア選手たちに対して支援できる有効なプログラムのコンセプトは、「すべては通過点」であるという考え方に基づいている。さらに、高校生になったジュニア選手たちを支援する有効なプログラムは、これから飛び立っていくジュニア選手たちの滑走路になることが使命であると考え、このプログラムを設立し、その名称を「RUNWAY TENNIS ACADEMY」とした。

筆者がコーチとして、滑走路の役割を果たす上で大切にしたいことは、結果にコミットする過程をマネジメントすることであると考えている。結果にコミットする過程とは、結果を大切にすることと、過程を育てることを大切にすることである。結果を大切にすることは、目標を達成できずに挫折を味わった場合の立ち直り方をマネジメントすることと、目標を達成した場合に、次の目標を設定し挑戦を続ける事ができるように、マネジメントすることである。過程を育てることを大切にすることは、レベルの高い結果を出す事が最重要項目ではなく、心技

体を重要視するだけでなく、選手がどこまでもチャレンジしていこうとする向上心を持てるようにマネジメントすることである。

ただし、結果にコミットする過程の「結果」は、指導者のエゴによるレベルの高い目標及び結果ではなく、ジュニア選手が望む目標及び結果である。ジュニア選手自身が自分に課した目標を達成し結果を出す事は、ジュニア選手の自信につながるものと考えている。さらに、ジュニア選手が高校生で燃え尽きない為には、最終目標に近づき結果を出したら、さらにその先を見据えて新たな目標を立てることができるようにマネジメントすることが大切であると考えている。初めは最終目標であった目標も途中から通過目標に変わり、未来に向かって挑戦し続けることができるようにマネジメントすることが大切であると考えている。

以上のことより、本指導実践の目的は、ジュニア選手たちの成長を支援するための取り組みを構成し、その実践内容を報告することである。

ジュニア選手たちの成長を、主体的・自律的に考え、メンタル面をマネジメントし、未来に向かって挑戦し続ける、テニス人生をマネジメントできるようになることと定義した。

また、ジュニア選手たちの成長は、プレー技術や戦略の向上が基盤となるであろう。プレーが向上すると、ジュニア選手に自信が付き、自信に基づいてメンタル面を強くする素地が形成されるであろう。メンタル面をマネジメントし、明日を未来をマネジメントするためには、仲間同士によるディスカッションが有効であろう、という考えに基づき、取り組みを進めた。この指導実践を、支援プログラムと位置付けた。支援プログラムは、図1のようである。

①プレー技術や戦略を向上させる→②試合でプレー技術や戦略が使えた→③自信がつく＝メンタル面を強くする素地が形成される→④ジュニア選手同士でディスカッションする→⑤主体的・自律的に考えられるようになる＝メンタル面をマネジメントできるようになる→⑥未来をマネジメントできるようになる

図1 支援プログラム

2. 実践方法

2.1 実践時期

2022年4月～2024年3月まで2年間実施した。

2. 2 実践対象

RUNWAY TENNIS ACADEMY に所属する高校生4名（ジュニア選手 A・B・C・D）とその保護者を対象とした。

（1）ジュニア選手 A は、小学3年生から中学3年間で筆者（コーチ）が指導してきた。中学3年生の時は、全国大会に出場し、筆者が試合の帯同（コーチとして試合に同行すること）を行なった。また、プロテニスプレーヤーになるための講義を受けている。

（2）ジュニア選手 B は、中学2年生から筆者（コーチ）が指導してきた。向上心があり、何事にも意欲的に取り組める選手。全国大会での経験が少なく、高校では全国大会で活躍することを目標にしていた。

（3）ジュニア選手 C は、小学5・6年生を筆者（コーチ）が指導した。中学生の時は別のテニスクラブに所属していたが、思ったような結果は出ず。上達しない自分に対して、自信を持てていなかった。

（4）ジュニア選手 D は、高校1年生から指導を始めた。勝利への執着心や大事な場面での集中力が高い選手であったが、戦術に対する知識は多くなく、走り込みのトレーニングは経験していたが、運動生理学に基づいた体の使い方の知識はなかった。

2. 3 倫理的配慮

調査対象者およびその保護者に対して、本取り組みの意義や目的および本取り組みへの参加は任意であることを説明した。その上で、参加・協力について、調査対象者及びその保護者の同意を得た。また、本論文での執筆と掲載についても、その意図や目的および匿名性の保持について説明した。その上で、論文での執筆と掲載について、調査対象者及びその保護者の同意を得た。

3. 実践結果

3. 1 実践1：RUNWAY TENNIS ACADEMY に応募したジュニア選手と保護者への活動方針や支援方針の説明

3. 1. 1 実践目的

RUNWAY TENNIS ACADEMY が掲げる指導方針と理念を、ジュニア選手、保護者、筆者で共有した。試合に勝てない時期があった場合に、指導方針や理念があること

で、目指す方向を見失わないようにとの思いから実施した。

3. 1. 2 実践内容

保護者から「レギュラー争いに勝つために指導してほしい。」「部活だけでは、指導が物足りないので、見てほしい。」という要望を聞き、保護者が望む指導方針と筆者が目指す指導方針が異なることを感じた。そこで、筆者が目指す指導方針や RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念を理解してもらうために、ジュニア選手とその保護者に対して話し合いの場を設定した。RUNWAY TENNIS ACADEMY の目指す姿、つまり、筆者が目指すものは、高校3年間の結果に対してのみコミットする事ではなく、競技活動を通じて心技体を鍛え、自分のために挑戦を続けていくジュニア選手を育成することである。

ジュニア選手・保護者・筆者との間で、活動方針や支援方針の基準を明確に共有した。今後活動が続けていく中で、ジュニア選手は目の前の試合で結果を出すことに全力を尽くすので、結果に一喜一憂してしまう傾向がある。そして、全国大会の団体戦部門で上位に入賞する為にはレギュラー奪取が必須になる。レギュラーを決定する権利は監督が持っているので、監督の評価を気にすることで自らの判断に迷いが生じることもある。ジュニア選手が努力している姿を間近で見ている保護者も、過剰に支援をして、ジュニア選手の行動をコントロールしてしまう事がある。

ジュニア選手の意思が尊重されない場面になった際、ジュニア選手を守るために、活動方針や支援方針の基準があると、自分が進んでいる道のりに気付き、高校を卒業した後の自分を想像しながら練習を計画することができると考えたからである。

3. 1. 3 保護者に対するアプローチの詳細

保護者とジュニア選手に対して、RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念や方針を理解してもらう事を目的に PowerPoint と動画を活用して説明した。図2に示す PowerPoint 資料を活用した。

つんテニスアカデミー PRODUCE BY YUTA NAGAKUBO	高校3年間で 無駄にするな。	夢や目標を 達成する為の 準備をしよう。
高校生のうちに準備したい4つのこと。 1,TECHNIQUE 2,PHYSICAL 3,PERSONALITY 4,IDEA	主な指導方針 1,長所を活かした武器づくり 2,筋力と持久力 3,PDCAサイクルの無意識化 4,学校・部活では味わえない経験	1,TECHNIQUE - 長所を活かした武器づくり <STEP1> 理にかなった基礎技術を指導 <STEP2> 個々の身体的特徴と個々に考えるゲームプランに繋がる武器を開発
2,PHYSICAL - 筋力と持久力 ・3-5キロ走,トレーニング(毎レッスン) ・H.Wトレーニングを配布 ・フットワークトレーニングとテニスを融合した"フィジカルテニス"を提供	PHYSICAL - スペシャルサポート ・TPPTトレーニングスタジオと提携 →月4回のレッスンを無償提供 →パーソナルトレーニング付き	3,PERSONALITY - PDCAサイクルの無意識化 ・個々の年間スケジュールの作成 ・出場大会をシーズン前に打ち合わせ
4,IDEA - 学校・部活では味わえない経験 ・感性を豊かにする為の体験。 ・小さな世界に囚われない選手の育成。 ・本当に果たしたい夢に向かって進む。 ・海外遠征,国内遠征,合宿 など...	この3年間は 夢や目標に向けた 準備期間。 将来の自分の為に 今を一生懸命過ごそう。	

図2 PowerPoint 資料

ジュニア選手達と筆者による話し合いを実施した。ここでは、主にテニス人生は高校で終わらない事を理解させられるように話を進めた。その結果を受けて、それぞれの保護者と筆者による話し合いを実施した。保護者が望む指導方針とRUNWAY TENNIS ACADEMY が掲げる指導方針を擦り合わせた。その後、ジュニア選手・保護者が RUNWAY TENNIS ACADEMY の指導方針に合意したことを書面にて記録に残した。

3. 1. 4 実践から得られた示唆

(1) ジュニア選手たちとの話し合いによる成果

8月に開催される全日本ジュニアテニス選手権に向けた、県予選である埼玉県ジュニアテニス選手権大会が終了した。ジュニア選手Aは、関東大会への出場権は獲得したものの、思うような結果が出せなかったため、焦りや不安が大きくなっていた。目の前の結果だけで自分を評価していたためか、結果が出せなかった事で、自分の可能性を否定し、目標としている全国大会ベスト4が焦りや不安を助長させる状態になっていた。

埼玉県ジュニアテニス選手権大会の試合結果に対して、感情に基づく抽象的な評価をしていたジュニア選手Aであった。そこで、RUNWAY TENNIS ACADEMY の指導方針や理念に基づき、結果の受け止めた方について話し合いを続けるうちに、試合結果は、最終目標に向けての通過点として評価し、試合中のプレー内容の変化

を客観的・具体的に分析することができるようになった。すなわち、試合結果を前向きに捉えられるようになったという事である。

さらに、自分の課題を理解して練習に取り組めるようになり、練習後には、具体的な反省ができるようになった。そのため、練習の成果も高まっていった。

ジュニア選手 A は、目の前の試合結果から現在の自分自身を自己評価していたが、最終目標に向けた過程に対する自己評価に変えることができたのである。この変化は、大きな成果といってよいものとする。

（２）保護者に向けた説明（PowerPoint と動画）による成果

始めは、「レギュラー奪取の為に RUNWAY TENNIS ACADEMY に入会させたい。」「高校の部活だけでは、心もとないので RUNWAY TENNIS ACADEMY の練習に参加させたい。」と考えていた保護者や「最低限レギュラーになってもらいたい。」と願う保護者。「高校生大会で全国大会に出場してもらいたい。」と願う保護者がいた。これらの願いは、みな短期間での結果を求めているのである。

また、「強くなりたい」「強くなってもらいたい」という思いは、ジュニア選手・保護者・筆者の３者が共通して持っているものである。しかし、「強くなる」とは、曖昧な目標でもあった。

しかし、RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念や活動方針・支援方針の説明を聞き、話し合いをするうちに、保護者達も、中長期でジュニア選手たちの成長を見守ることの必要性に共感するようになっていった。「目先の結果に捉われず、最終目標に向けた課題にコミットする」と言う、方針に理解を示してくれたのである。

今回の説明会后、ジュニア選手 A、ジュニア選手 B、ジュニア選手 C が、正式に RUNWAY TENNIS ACADEMY の入会を決定した。RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念や活動方針・支援方針が評価される結果となったと思われる。

その一方で、結果が出なくては大学の推薦を取得することもできず、ジュニア選手本人の自己肯定感も上がらないのではないかと心配する保護者もいた。

（３）活動方針や支援方針の共有の成果

以上のように、RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念や活動方針の理解を共有することは成果があったと思われる。今後の課題として、ジュニア選手たちの自己肯定感を上げていくということも加味された。

3. 2 実践2：2022.9 下半期のフィードバック（ジュニア選手・保護者・筆者によるミーティング）

3. 2. 1 実践目的

ジュニア選手のテニスシーズンは、8月の全国大会で1年間のシーズンが終了し、9月から新たなシーズンが始まる。そのため、新たなシーズンに向けて2022年3月から2022年8月まで（下半期シーズン）のフィードバックを行った。フィードバックは、ジュニア選手・保護者・筆者によるミーティング形式を採用した。

3. 2. 2 ミーティング実施の詳細

2022年3月から2022年8月（下半期シーズン）の活動をフィードバックするために、ジュニア選手・保護者・筆者によるミーティングを実施した。

ジュニア選手ごとそれぞれに、ジュニア選手と保護者・筆者を交えた3者が、以下の項目・内容でミーティングを行うという方法により実施した。

（1）戦績の振り返り

（2）下半期シーズンの練習内容と成果の振り返り

上記項目の実施目的・内容は次のとおりである。

実施目的は、保護者にジュニア選手の成長を正しく理解してもらうことである。保護者は、普段練習を観ることが多くないため、戦績のような目に見える成果でジュニア選手の成長を判断する傾向にある。戦績が成果として現れるには、様々な要因が絡まるため、戦績が出なかったジュニア選手に成長が見られないと判断する事はとても安易な評価で、危険であると考えている。そのため、筆者（コーチ）が、戦績だけでは分からない部分を保護者へ説明することは、非常に重要であると考えます。技術面・体力面・精神面・戦略面・人間的成長など、様々な角度からジュニア選手の成長を説明し、ジュニア選手の活動を正しく理解してもらうことを目的とし、ミーティングを実施した。

実施方法は、まず、ジュニア選手の戦績や練習成果を報告した。次に、技術面・体力面・精神面・戦略面・人間性などの成長を報告した。最後に、保護者からの質問を受けた。

（3）課題の共有

9月から始まる新たなシーズン（上半期シーズン）に向けての課題を、ジュニア選手と保護者・筆者で共有した。ここで大切にすることは、できていない事を

羅列して、やらなくてはならない事だけを共有するのではなく、課題を改善できた後に、変化した自分のプレーを想像できるように説明を行なった。

相手に勝つという目的は共通だが、勝ち方は個々によって違いがある。ジュニア選手それぞれの特徴をジュニア選手自身が理解し、特徴を活かしたプレースタイルを構築できることを課題として共有した。持っていない能力を補う事と、持っている特徴を伸ばす事の両面から取り組む方向性を明らかにした

（４）今後の課外活動の提案

課外活動とは、普段行っている週３回の RUNWAY TENNIS ACADEMY における練習以外の活動のことである。ジュニア選手ひとりひとりの目標が異なるため、課外活動はジュニア選手ごとに異なる。具体的には、大学の練習に参加させてもらうことを筆者（コーチ）から提案するジュニア選手や、国内で行われる国際大会の出場を筆者（コーチ）から提案するジュニア選手もいる。

今後の課外活動の提案を行う際に、次の点に留意した。

まず、保護者に対しては、中長期的な金銭を含む支援の必要性を承知してもらえるよう相談した。すぐに成果が現れない場合においても、成果を上げるためには経験値を積み重ねることが必要である。そのため、中長期的な課外活動の支援を承知してもらうことが必要だと考えたからである。

次に、ジュニア選手それぞれに対して、今後の課外活動の機会がジュニア選手ごとに異なる事を理解してもらえるように説明した。これまでは、選手全員が同じ活動をしてきたため、異なる活動をする選手が最前線されているような見方にならないように留意した。

3. 2. 3 実践から得られた示唆

課外活動実施後の成果は、以下のとおりである。

（１）大学生との練習に参加した成果

ジュニア選手たちは、大学生と比較して体力がないためボロボロの練習になってしまった。練習後のジュニア選手たちの感想は、

ジュニア選手 A 「１日練習をしたことがなくついていけない。」

ジュニア選手 B 「素晴らしい環境の中でこれからも練習していきたい。」

ジュニア選手 C 「長い時間練習する意味がわからない。」

ジュニア選手 D 「思ったよりも自分の実力が通用した。」

と、選手たちの受け止め方はさまざまであった。

ジュニア選手Cの発言を受けて、長時間練習する意味を伝えた。そして、大学生との練習が有意義であり自分に必要だと判断したジュニア選手は、大学生との連絡先を交換し、個別に参加することにした。

大学生との練習が、ジュニア選手自身にとって有意義であるか否かを自身で判断することは、主体性や自律性を尊重することにより、主体性や自律性を育成するためである。さらに、他の人と違うレベルの高い課外活動に参加する事で、参加を決断したジュニア選手の自信につながるのではないかと考えたからである。また、大学生との練習は、練習強度が強い為、意欲のある選手でないと怪我をする恐れがあると考えたからである。

大学生との練習に参加するという課外活動における成果は、ジュニア選手たちの自主自律という精神的成長及び自分に対する自信に、大きな影響を与えたことである。

最終的に全てのジュニア選手が大学生との練習に参加すると決断し、今回参加した大学以外でも練習を希望したので、他の大学とも連絡を取り合い、練習環境を整えた。

（2）International Tennis Federation 大会に参加した成果

複数のジュニア選手が International Tennis Federation 大会にエントリーしたが、世界ランキングを持っていないジュニア選手の B・C・D たちは足切りにあい、世界ランキングのあるジュニア選手 A のみが出場した。ジュニア選手 A は、予選を勝ち上がり本戦に出場したが、1 回戦で負けた。

試合後の「思ったより通用した。」というジュニア選手 A の言葉からも、自分自身のテニスプレーヤーとしての実力に自信が持てたようである。今まで気づかずにいた自分自身の実力を知る良い機会となったようである。

また、世界レベルのジュニア選手を相手に試合をすることで、自分自身に足りていない新たな課題を理解したようであった。

International Tennis Federation 大会に参加するという課外活動における成果は、ジュニア選手 A の自信と今後の課題・方向性を明らかにしたことである。

（3）AWAY（遠征地・先方チームの試合会場）で対外試合を実施した成果

AWAY での対外試合は、4 回実施した。回を追うごとに AWAY を HOME（当方チー

ムの試合会場）に変える時間が短くなった。つまり、不慣れなコートでの緊張した感覚から、リラックスし自分の実力を十分発揮できる状態になる時間が短くなったのである。

AWAYでの対外試合において成果を上げるために、次のことを毎回実施した。それは、試合開始時間よりも早めに先方会場に到着し、会場施設をひと回りすることである。そのねらいは、ジュニア選手自身が気持ちにゆとりを持てるようになり、自分で自分の気持ちをコントロールできるようになることである。ジュニア選手もその効果を自覚していた。

4回に及ぶ対外試合の成果は、徐々にではあるが、勇気ある実験ができ、結果だけにコミットするような取り組みが減ったことである。

また、4回の対外試合の経験から、ジュニア選手がそれぞれに自身の課題を整理できたことも、大きな成果である。ジュニア選手たちの課題は以下のようである。

①ジュニア選手Aの課題

- ・高校生の早くて重いボールでも、自分の打点に入って打つこと。
- ・動きのスピードを落とさない。

②ジュニア選手Bの課題

- ・ボールを待たずに自分からボールに向かって行くこと。
- ・フォアのクロスとストレートのギャップを出した展開にすること。

③ジュニア選手Cの課題

- ・練習で意識している事と試合で考える事を同じにする。
- ・試合後に客観的な反省ができるようにする。

④ジュニア選手Dの課題

- ・3球以内にポイントを奪取できるようにショットの精度を高める。
- ・肩の高さで打てる回数を増やせるよう、フットワークを身につける。

3. 3 実践3 2023.6 選手ミーティング(自分の分析、チーム目標決定)

3. 3. 1 実践目的

2023年6月に、ジュニア選手4名と筆者のみでミーティングを実施した。今回のミーティングは、ジュニア選手Aの相談がきっかけとなり実施に至った。

ジュニア選手 A の相談は、「このままでは、全国大会で上位を狙ってける気がしない。練習量も足りない気がするし、お互いにもっと高い意識でアカデミーの練習をしないといけないと思う。高校の部活動でも団体戦を勝ち抜いていけるチームにしていきたい。そのためには、何をしたらよいか教えてほしい。」という事であった。

ジュニア選手 A の相談の背景には、以下のようなことがあると考えられる。具体的な目標があり課題の克服に向けて計画的な練習をしているジュニア選手と、目標が不明確なまま練習に取り組むジュニア選手では、練習時の集中力や練習に取り組む姿勢に差が出てしまう。そのため、目標の差が練習意識の差につながっていくのではないか。テニスは、個人競技ではあるが、RUNWAY TENNIS ACADEMY の場合は、個人練習ではなくグループ練習をしているため、ジュニア選手ごとの目標に差が出ると、それぞれのジュニア選手から練習意識の差による不満が出てくることが考えられる。

練習意識の差による不満を解消し、グループ練習を効果的なものにするためには、ジュニア選手が相互に意見を出し合い、認め合うことが必要であると考え、選手ミーティングを計画した。選手ミーティングをすることで、選手たち自身が話し合いながら考えて行う、主体性のある練習へ変化するであろうと考えたのである。

3. 3. 2 選手ミーティングの詳細

今回の選手ミーティングの目標と内容は、次のとおりである。

選手ミーティング目標は、ジュニア選手4名が、チームとして目指すべき方向を、チーム目標及びチームとしての課題を共有することである。

選手ミーティング内容は、以下の2段階で実施した。

まず、ジュニア選手4名それぞれが、現在の自分の特徴や長所・武器を、テクニク・フィジカル・メンタル・タクティクス・その他・オフコート分野に分けて分析した。

その目的は、自分のことを知らない選手がチーム全体の事を考える事は困難であると考えたためである。また、分析した分野ごとに理想の自分の姿を明らかにした。

これらの作業から、できる事・やりたい事・なりたい自分を明らかにし、自分

が進みたい方向を整理し明確にした。これもまた、自分のことを知らない選手がチーム全体の事を考える事は困難であると考えたためである。

次に、チーム目標を決定するためにジュニア選手4名はディスカッションを行った。はじめ、ジュニア選手の思うチーム目標は、以下のようで、それぞれのジュニア選手間に意識差があった。

ジュニア選手 A「全国大会ベスト 16 でも現実的には難しい。」

ジュニア選手 B「目標は高い方が良く、全国優勝に向けて活動すれば良い。」

ジュニア選手 C「間をとって、ベスト 4 やベスト 8 がいい。」

ジュニア選手 D「ベスト 8 がどのくらい難しいかわからないので目標は決められない。」

それぞれの意識差を縮めるためにディスカッションを重ねた。その際、できる事を目標にするのではなく、なりたい自分を、チーム目標に反映させられるようにアドバイスを行なった。その結果、最終的なチーム目標は、シード校を1度倒さなくてはならない、倒したいという考えから、全国大会における団体戦でのベスト 8 を目標とした。

最後に、ディスカッションにより決定した目標を達成するために必要な今後の課題を、提案し合い、意見交換をしながら決定した。

これまで、目標を達成するための課題を考え決定する作業は、ジュニア選手がそれぞれ個人的に行っていた。しかし今回は、ジュニア選手たち全員で協議して決めたチーム目標であるため、チーム目標を達成するための課題も、チーム課題とし、ジュニア選手全員で協議した。協議内容はさまざまであった。試合でなかなか勝てない選手は、自らの言葉で課題や改善点を説明する事が苦手な様子であった。試合で多く勝っている選手は、課題が具体的であり、様々な視点から分析していた。具体的には、自分たちの長所を理解していて、弱点の克服だけを課題にはせず、さらに長所の中で磨きをかける部分も指摘していたのである。協議が深まるにつれて、試合でなかなか勝てない選手の考え方に変化がみられるようになった。試合で多く勝っている選手の考え方に、刺激を受け、影響を受けたのではないかとと思われる。

今回のミーティングでは、協議を深めるためにマンダラチャートを活用した。今回活用したマンダラチャートは、まず、目標を達成するために必要な8つのタ

スクを挙げた。8つのタスクを達成するための具体的な行動をさらに8つずつ挙げた。マンドラチャートは、このように、実際にやらなければならない事をわかりやすく整理していく為の設計図として、効果的であった。ディスカッションにより決定した課題を、チーム全員の課題として共通認識した。

さらに、課題に対する達成度を測れるように工夫することで、練習量の少なさで不安になることを防ぐ効果も得られると考えた。

3. 3. 3 実践から得られた示唆

課題を明確にし、その課題を文章化し、文字にして掲示した。その結果、ジュニア選手それぞれが、日々の練習において個々の課題を強く意識できるようになった。さらに、選手同士がチームとして成長できるように、声を掛け合いお互いに励まし合う姿が多く見受けられるようになった。これは、今回のミーティングの成果であると考えられる。また、ジュニア選手たちの練習に臨む姿勢や取り組み方が、これまでの練習とは明らかに違って見えた。取り組み方の変化としては、試合を想定しながら練習ができるようになったことがあげられる。試合を想定しながら練習するということは、これまではできていなかったことから、これも今回のミーティングの成果であると考えられる。

このように、これまではできていなかった事を修正できたというジュニア選手たちの自信は、残された他の課題も、ジュニア選手たちの力によって改善されていくものと思われる。

3. 4 実践4 2023.11 新たな課題に向けた指導方法の向上（スポーツ科学セミナーを受講して）

3. 4. 1 実践目的

ジュニア選手たちは、試合において、ミスを犯さないためのリスクマネジメントを意識したプレーをする事ができるようになっていた。しかし、対戦相手を倒す為の精神面には、弱さが見受けられた。また、攻撃的なアイディアの貧しさも見受けられた。

そこで、次の課題は、攻撃的で積極的な思考やプレーを身に付けることであると考えた。攻撃的で積極的な思考やプレーを身に付けさせるためには、レベルアップした指導法を研究する必要があると考えた。指導法をレベルアップさせるた

めに、Y氏の講演「Sセミナー」に参加した。

3. 4. 2 「Sセミナー」で学んだこと

「Sセミナー」で学んだことは、ジュニア選手とのコミュニケーションの取り方である。Y氏は、ジュニア選手の意見を否定や訂正することはせず、常にジュニア選手の意見や考えを尊重していた。同コーチによるジュニア選手への声掛けは、指示ではなくアドバイスであった。同コーチのアドバイスを受けたジュニア選手も、アドバイスをコーチの指示ととらえるのではなく、これまでジュニア選手自身が考えていたプランとコーチのアドバイスを連結し、新たなプレーへ進化させていた。

3. 4. 3 実践から得られた示唆

「Sセミナー」を受講した成果は、筆者（コーチ）が、ジュニア選手とのコミュニケーションの取り方を変化させたことである。変化させたのは、もちろん、ジュニア選手たちのプレーを進化させるためである。以前の「声掛け」では、試合中にやるべき事をジュニア選手と共有し、その上で、やるべきプレーを中心に練習を構成していた。しかし、同セミナー受講後は、やっても良い事を共有するコミュニケーションに変えた。ジュニア選手とやるべきことを共有する、つまり義務を課すのではなく、やってもよいことを共有する、つまり権利を与えるコミュニケーションに変えた。このことは、「Sセミナー」を受講した成果である。

筆者（コーチ）の変化は、ジュニア選手たちに大きな成長をもたらした。ジュニア選手たちの成長が、「Sセミナー」を受講した成果であるということは言うまでもない。

ジュニア選手たちの成長は、KTA杯U18関東ジュニアテニストーナメント2023に参加したときに明らかとなった。戦績もベスト4と、これまでにない良い結果となった。しかし、筆者（コーチ）が注目したのは、試合結果だけではなく、メンタル面の成長が大きかったことである。試合後の反省会でのことである。反省会では、準決勝で負けたにもかかわらず、その負けを冷静に受け入れ、気持ちを強く持ち、前向きな発言が増えていたのである。今回の試合結果をどのように考え、どのように分析し、今後を見据えてどのようにしていけばよいのかを話し合っていたのである。さらに、なぜそうしたいのかという心情までも含めて話し合えた。

これは、「S セミナー」を受講した成果である。同時に、ジュニア選手たちの考え方が、RUNWAY TENNIS ACADEMY のコンセプトである「挑戦し続ける」「すべては通過点」という考え方に近づいてきたと感じた。

反省会後、ジュニア選手 A が「まだ伸びしろがある、って事ですよね。」とつぶやいたのである。この言葉こそまさに、「挑戦し続ける」チャレンジしていこうとする向上心のあらわれであると感じた。「挑戦し続ける」チャレンジしていこうとする向上心の育成は、筆者（コーチ）の目指すものである。

ジュニア選手たちの成長を確固たるものにすることが、今後の筆者（コーチ）の使命であると強く意識した。

KTA 杯 U18 関東ジュニアテニストーナメント 2023 後、2 名の保護者から「息子が、大学でもテニスが続けてみたいと言うようになった。」という報告もあった。

3.5 実践 5 2024.2 全国大会に向けての選手ミーティング

3.5.1 実践目的

全国大会を翌月に控えた 2024 年 2 月、全国大会の対戦表が発表された。目標としているベスト 8 に進出するには、3 回戦で昨年度の優勝校に勝たなければならなかった。対戦表を見て、前向きな準備をしているジュニア選手もいれば、現状の仕上がり具合に不安を抱えている選手もいた。不安を抱えていたジュニア選手は、全国大会前の練習試合において、小さなミスに対して拘ってしまい、対戦相手との駆け引きをする事ができなくなっていた。一つのミスも許されない状況で、完璧なプレーをしようとしていたためかと考えられる。さらに練習試合後は、自分自身へのストレスが大きくなり、全国大会に対しても、マイナスのイメージを持っているように見受けられた。

このような状況を鑑みて、全国大会に向け、戦う心構えを共有する必要があると考えて、選手ミーティングを計画した。

3.5.2 全国大会に向けての選手ミーティングの詳細

今回の選手ミーティングの目的は、RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念を確認し、その趣旨から全国大会に向け、戦う心構えを明らかにすることである。RUNWAY TENNIS ACADEMY の目標は、「挑戦し続ける」事がキーワードであり、目指す選手像は、「自律した選手」である。「挑戦し続ける」とは、直前に迫った全国大会で結

果を出せるように準備する事も大切であるが、これから続いていく競技生活においては、全国大会も通過点に過ぎないため、過度に目の前の成果にとらわれすぎず、今後を見据えて挑戦する意欲を大切にすることである。「自律した選手」とは、自分で自分の行いを規制することで、外部からの力にしばられず、自分が立てたプレー規範や生活・行動規範に沿ってプレーをマネジメントできる選手である。プレー規範とは、相手を見る・コースを隠す・相手を騙すことである。

RUNWAY TENNIS ACADEMY の目標をジュニア選手たちと筆者との間で共有し、今後の活動の方向性を明らかにした。まず、プレー規範を再確認し共有する事で、チーム全体のやるべき事を整理した。次に、個人がやるべき事を整理した。やるべきことを妥当に整理するためには、真正な自己評価・相互評価が必要である。練習や試合の成功体験や失敗体験を、チーム全員で、成功した原因や失敗した原因を俯瞰的に分析し、真正な自己評価・相互評価を行った。真正な相互評価に基づき、以下の点についてディスカッションし、チーム全体のやるべき事を整理した。

- (1) 我々が全日本レベルに匹敵するものは何か。
- (2) 我々が全日本レベルよりも劣っていることは何か。
- (3) 我々が全国大会で強敵たちと対等に戦うために必要なことは何か。

ディスカッション結果から、今の自分たちにできることを自覚し、活動の方向性を共有し勝つ為の準備をすることにした。

次に、ジュニア選手個々人がやるべき事を整理した。チーム全体で行った相互評価・自己評価に基づき、今後の自分自身の新たなプレー規範を作り、チーム全体に表明した。チーム全体に表明したのは、言葉にすることで、やるべき事を明確にし、迷いなくプレーする事ができるようにするためである。

新たなプレー規範を作成するのに役立つ成功体験や失敗体験とは、強敵を相手に勝つ為の準備をして臨まなければ経験できない。互角の試合をする為の準備をして臨んだ試合は、互角の試合をする為の準備であり、相手に勝つためのものではない。相手を見る・コースを隠す・相手を騙すというプレー規範に基づき、生き生きと戦った試合で体験したものを、俯瞰的に評価することで、新たなプレー規範が作成できるものと考えている。

したがって、RUNWAY TENNIS ACADEMY の目標である「挑戦し続ける」を達成する

ためには、今回の全国大会を通過点として、勝つ為の準備をして大会に臨むことが不可欠なのである。

3. 5. 3 実践から得られた示唆

ジュニア選手は、主体的で自律的に、自分の気持ちをコントロールしマネジメントできるように成長した。その成果が、以下の大会での戦績につながったものとする。

① 第46回全国選抜高校テニス大会 団体の部 ベスト16

② ニクロ全日本ジュニアテニス選手権 2024 18歳以下男子シングルス
ベスト4

また、大学進学後も、テニスを継続することで、人生に挑戦し続けている。

以上より、今回の支援プログラムは、有効であったといえるであろう。

4. まとめ（考察）

本指導実践の目的は、ジュニア選手たちの成長を支援することを意図した取り組みを構成し、その実践内容を報告することである。

ジュニア選手たちの成長を、主体的・自律的に考え、未来に向かって挑戦し続ける、テニス人生をマネジメントできるようになることと定義した。

ジュニア選手たちの成長は、プレー技術や戦略の向上が基盤となるであろう。プレーが向上すると、ジュニア選手に自信が付き、自信に基づいてメンタル面を強くする素地が形成されるであろう。メンタル面をマネジメントし、明日を未来をマネジメントするためには、仲間同士によるディスカッションが示唆を与えるであろう、という考えのもと、取り組みを進めた。この取り組みを、支援プログラムと位置付けた。

支援プログラムにしたがい、ディスカッションを中心としたミーティングを活用して実践した。

ミーティングと得られた示唆は、以下の通りである。

(1) RUNWAY TENNIS ACADEMY に応募したジュニア選手と保護者に対して、活動中に目指す方向を見失う事のないよう、活動方針や支援方針を説明するためのミーティングを行った。

(2) 今シーズンの活動に対するフィードバックをするためのミーティングを行

った。ジュニア選手・保護者・筆者で実施した。今シーズンの活動を通して見られた変化は、以下の通りである。

①大学生との練習に参加したことによる変化である。

大学生との練習に参加するか否かを、ジュニア選手たち自身で判断した。このことは、ジュニア選手の主体性や自律性を育成したという変化があった。

③ International Tennis Federation 大会に参加したことによる変化である。

世界ランキングのあるジュニア選手のみが出場できる大会である。参加したジュニア選手は、プレーに対する自信を強くし、さらに、ジュニア選手は自らの力で、今後の課題・方向性を明らかにできたという示唆があった。

④ AWAY での対外試合に参加したことによる変化である。

不慣れなコートでも、気持ちにゆとりを持てるようになり、ジュニア選手自身で自分の気持ちをコントロールしマネジメントできるようになった。また、ジュニア選手がそれぞれに、自分自身の課題を整理できたという示唆があった。

(3) ジュニア選手同士における、目標や練習意識の差を解消するためにミーティングを実施した。

目標や練習意識の差を解消し、グループ練習を効果的なものにするために、ミーティングを実施した。ディスカッションを通して、チームや個人の目標および課題を明確にした。その結果、練習場面で、課題を強く意識しながら、声を掛け合いお互いに励まし合うようになった。これは、今回のミーティングを通して見られた変化である。また、試合を想定しながら練習ができるようになったことは、大きな変化である。

(4) S セミナーを受講した。

次の課題は、攻撃的で積極的な思考やプレーをジュニア選手が身に付けることであった。そのために、筆者(コーチ)は、S セミナーを受講した。その成果は、筆者(コーチ)とジュニア選手とのコミュニケーション方法を変えたことである。指示からアドバイスに変えたのである。筆者(コーチ)がコミュニケーション方法を見直したことにより、選手との関わり方に変化が見られた。

そして、筆者(コーチ)の変化により、ジュニア選手たちが成長したことは、付随して見られた変化である。具体的には、KTA 杯 U18 関東ジュニアテニストーナメント 2023 で、ベスト 4 を勝ち取ったことである。さらに、ジュニア選手たち

のメンタル面が、大きく成長したことである。試合後の反省会で、準決勝での負けを冷静に受け止め、試合結果を俯瞰的に分析し、前向きに今後の課題を話し合えたのである。

ジュニア選手たちの考え方が、RUNWAY TENNIS ACADEMY のコンセプトである「挑戦し続ける」「すべては通過点」チャレンジしていこうという考え方に近づいてきたと感じた。

(5) 全国大会に向けての選手ミーティングを実施した。

全国大会の対戦表を見て、前向きな準備をしているジュニア選手もいれば、不安を抱えている選手もいた。不安を抱えている選手は、マイナス思考に陥っているようであった。そこで、全国大会に向けた心構えを共有するために、ミーティングを実施した。

今回のミーティングの目的は、RUNWAY TENNIS ACADEMY の理念を確認し、その趣旨から全国大会に向け、戦う心構えを明らかにすることであった。

ディスカッションにより、今の自分たちにできることを自覚し、活動の方向性を共有し勝つための準備をすることができたことは、大きな成果であった。

以上のことより、

ジュニア選手たちの成長は、プレー技術や戦略の向上が基盤となるであろう。プレーが向上すると、ジュニア選手に自信が付き、自信に基づいてメンタル面を強くする素地が形成されるであろう。メンタル面をマネジメントし、明日を未来をマネジメントするためには、仲間同士によるディスカッションが示唆を与えるであろう、という考えのもと、取り組みを進めた。この取り組みを、支援プログラムと位置付けた。支援プログラムは、図1（1. 問題と目的に示す。）のようである。

本実践を通して、支援プログラムはジュニア選手の成長を支援する取り組みの一例として、一定の示唆を与えるものであったと考えられる。

さらに、今回の指導実践で明らかとなったことは、ジュニア選手とコーチとのディスカッションを、指導形式からアドバイス形式にするという事である。アドバイス形式にすることで、ジュニア選手は、主体的・自律的に考え、未来に向かって挑戦し続ける、テニス人生をマネジメントできるようになるという事である。

本実践は、1 事例の報告ではあるが、今後、同様の取り組みが指導現場において継続的に実践・蓄積されていくことで、ジュニア選手の成長を示唆する指導のあり方について、さらなる示唆が得られる可能性があると考えます。

また、主体的・自律的に考え、未来に向かって挑戦し続け、自分の人生をマネージメントできるようなジュニア選手が、多く誕生することを願っている。

参考文献

アルベルト・プッチ・オルトネーダ、2011、FC バルセロナの人材育成術 なぜバルサでは勝利と育成が成立するのか、アチーブメント出版
堀内昌一、2012、テニス丸ごと一冊戦略と戦術①、ベースボール・マガジン社
為末大・今井むつみ、2023、ことば、身体、学び「できるようになる」とはどういうことか、扶桑社

(受付日：2025 年 10 月 18 日、

受理日：2026 年 3 月 12 日)

A Practical Report on Coaching Practices to Support the Development of High School Junior Tennis Players: A Case Study from RUNWAY Tennis Academy

NAGAKUBO Yuta (Yamanoi Tennis Service, Ltd.)

Abstract

Many junior athletes abandon their aspirations during their athletic development. Concerned about this issue, the present study aimed to support the growth of junior tennis players by implementing a structured support program.

Through this practical intervention, the athletes developed the ability to regulate and manage emotions in a more autonomous and proactive manner. Furthermore, changes in the communication approach between the coach and the athletes contributed not only to improved competitive performance but also to more constructive discussions regarding future challenges and continued efforts toward new goals.

In the athletes' final national tournament as junior players, a strong performance was achieved. Moreover, after entering university, the athletes have continued to pursue new challenges.

These findings suggest that the support program presented in this study may provide a practical example of coaching practices that effectively support the development and growth of junior athletes.

中日教育研究学会『アジア教育文化ジャーナル』

発行日：2026年3月31日

発行者：中日教育研究学会

編集：中日教育研究学会電子ジャーナル委員会

Journal of Asian Education and Culture

No. 8 March 2026

KEYNOTE LECTURE REPORT: 15TH ANNUAL ACADEMIC RESEARCH CONFERENCE

MAKINO Atsushi

How Do People Acquire Tolerance Toward Others? :

Examining the Logic from an Educator's Experience in China 1

ARAI Satoshi

Higher Vocational Education Responding to Social Changes:

A Comparative Study of Professional and Vocational Universities in Japan and Vocational
and Technical Universities in China 23

KEYNOTE LECTURE REPORT OF THE FY 2025 SYMPOSIUM

ZHU Yaoyin

Demand Structure, Overall Situation, and Development Trends of Human Resources for Health
and Elderly Care Services in China 43

NAGAMINE Yuiko

The Evolution of Japan's Long-Term Care Insurance System and Human Resource.

Development Framework: Implications for Asian Countries 58

ARTICLE

SATO Shigeto

A Japan-China comparative study on creative personality in junior high school students:

Establishing a creativity development model using multi-group simultaneous analysis 85

CHEN Siyuan

Value Perceptions of Master's Education among Chinese University Students:

Utilitarian Orientation and Its Differentiation by Post-Graduation Aspirations 106

SHI Pengyu

Characteristics of Relevance Construction in the Chinese Subject "Labor":

Exploring an Integrated Curriculum of Citizenship Education and Career Education in.

Primary Education 128

PRACTICE REPORT

NAGAKUBO Yuta

A Practical Report on Coaching Practices to Support the Development of High School Junior

Tennis Players: A Case Study from RUNWAY Tennis Academy 150

Society of Chinese-Japanese Education Research